

三木市総合計画（案）

基本構想・基本計画・用語集

2019 年 8 月 22 日

三木市総合計画

目 次

序 論

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の視点	1
3 計画の構成と期間	2
4 三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略との関係	3
5 その他の計画との関係	3
第2章 時代の認識	4
1 人口減少が進む時代	4
2 「危機への備え」をつくる時代	4
3 多様性を認め合う寛容な社会づくりの時代	5
4 ICTや先端技術の進化が大きな変革をもたらす時代	5
5 社会経済のグローバル化が更に進む時代	5
6 人と人とのつながり、支えあいを考える時代	6
第3章 三木市の特性	7
1 位置・気候	7
2 歴史・沿革	8
3 土地利用・人口	8
4 交通	8
5 主な公共公益施設	9
6 産業	9
7 地域の歴史文化資源	10
8 市民意向	11

基本構想

第1章 まちの将来目標	14
1 まちの将来像	15
2 人口の将来展望	17
3 土地利用計画	18
第2章 まちづくりの基本方針	20
1 未来へつなぐ人と暮らしづくり	21
2 安全・安心なまちづくり	22
3 いきいき輝く魅力づくり	23
4 枠組みを超えて取り組む三木づくり（分野横断施策）	24
第3章 計画の推進について	26

基本計画

基本計画の体系	27
SDGs への取組	28
第1章 未来へつなぐ人と暮らしづくり	
1 結婚・出産・子育てを支えるまち	30
2 誰もが学び続ける環境のまち	38
3 安心して暮らせるまち	52
第2章 安全・安心なまちづくり	
1 暮らしに必要な環境を整えるまち	70
2 持続可能なまち	78
3 防災のまち	84
第3章 いきいき輝く魅力づくり	
1 地域資源で人を呼び込むまち	90
2 地域の魅力を伝えるまち	96

3 地域の魅力を高めるまち	----- 102
第4章 枠組みを超えて取り組む三木づくり（分野横断施策）	
1 分野横断プロジェクト	----- 116
2 地域の思いを形にするプロジェクト	----- 126

資 料 ※資料編は、用語解説以外現在調整中

- まちの概況
- アンケートの概要
- 三木みらい会議、若者ミーティングの主な意見
- 諮問・答申、規則、策定経過、委員名簿
- 用語解説

序 論

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

前総合計画は、2017（平成 29）年度までの計画として、2007（平成 19）年 12 月に「まちがめざす目標と経営の方針」をまとめ、策定しました。

その後、2011（平成 23）年 5 月、地方自治法の改正により、総合計画の基本部分である「基本構想」について、法による策定義務がなくなったことに伴い、本市では、2015（平成 27）年度に 2019（令和元）年度までの計画として、「くらしの豊かさを実感し、いつまでも住み続けたいまち」を目標とした「三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略」を総合計画に代わる計画として策定しました。

そしてこのたび、今後も人口が減少し続けるということを現実として受け止めつつ、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、市政を推進する様々な計画の最上位となる「三木市総合計画」を策定することとしました。当計画は、20～30 年先の未来を見据え、今後 10 年間の市のめざす将来像や目標を明らかにした市政の羅針盤となるものです。

この新しい総合計画は、地方創生の実現に向け様々な課題が山積するなか、これまで市民と行政とが共に築き上げてきたまちの基盤の上に立ち、市民、議会、企業、団体、行政が一体となった“チーム三木”による新たな協働のまちづくりを進めていくため、総合的なまちづくりの指針として策定するものです。

2 計画策定の視点

計画策定に当たっての視点は次のとおりです。

- 人口減少に見合ったまちづくり
- 未来を見据えた、市民目線による施策づくり
- “チーム三木”協働による、明るい未来を実感できる計画づくり

これらの視点を具体化するため、市政の目的を明確にし、それに基づいた「指標・目標値」を設定します。

3 計画の構成と期間

「三木市総合計画」は、基本構想及び基本計画で構成します。

- ◆ 基本構想 10 年間（2020（令和 2）年度～2029（令和 11）年度）

まちの将来目標を示し、総合的にまちづくりを進めていくための基本指針です。

- ◆ 基本計画 10 年間（2020（令和 2）年度～2029（令和 11）年度）

基本構想で示したまちの将来目標を実現するため、具体的な施策や展開等を体系別にまとめた計画です。

基本計画は、社会情勢の変化等に対応できるよう、5 年後に必要なに応じて見直しを行います。その際には、市民アンケート調査を実施するなど、市民の皆さまのご意見もうかがいます。

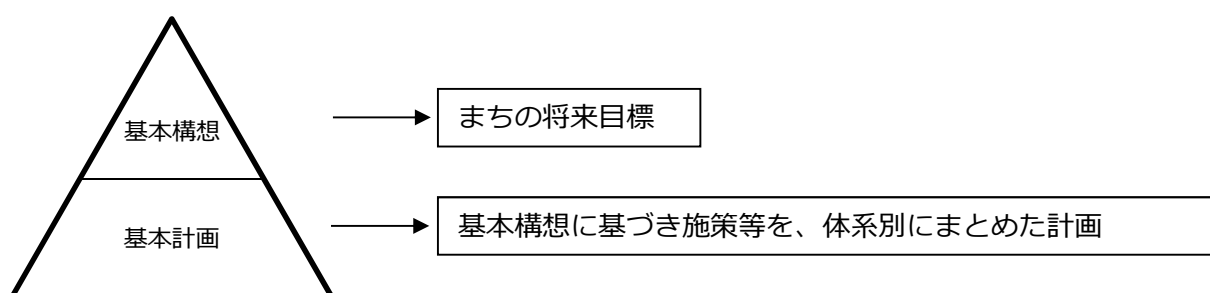


図 計画の構成

前後期：年度	前期：2020（令和 2）年度 ～2024（令和 6）年度	後期：2025（令和 7）年度 ～2029（令和 11）年度
基本構想	10 年間の計画	
基本計画	10 年間の計画	(5 年後に必要なに応じて見直す)

図 計画の期間

4 三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略との関係

「三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略」は、基本計画の中から人口減少対策に特化した施策を盛り込んだ 5 年間（2020（令和 2）年～2024（令和 6）年）の計画として別途策定します。

また、指標・目標値として定めた KPI については、1 年ごとに検証を行い、基本計画の見直しにつなげていきます。

5 その他の計画との関係

総合計画は、それぞれの部署において策定しているその他の計画を踏まえ、市政のあらゆる分野を網羅した市の最上位計画となります。そのため、総合計画では、市政の方針、方向性の体系を示し、具体的な施策や詳細な内容については、その他の分野ごとの個別計画において定めることにより、事業を遂行していきます。

第2章 時代の認識

1 人口減少が進む時代

わが国の人口は、2008（平成 20）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所によると、少子高齢化の進行により、今後加速度的に人口減少が進むと予想されています。このため、団塊世代（1947（昭和 22）～1949（昭和 24）年生まれ）が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025（令和 7）年には、2012（平成 24）年と比べ、社会保障費が 40 兆円も増える見込まれるなど、医療や社会保障、介護、地域コミュニティ※¹への影響が懸念されています。こうした地方の現状に対して、政府は、2014（平成 26）年「まち・ひと・しごと創生法」を制定、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、国と地方が総力を挙げて地方創生、人口減少克服に取り組む姿勢を打ち出しました。

本市の人口は、国の人口が減少に転じた時期よりも 11 年早く、1997（平成 9）年 10 月末の人口 88,232 人をピークとして減少に転じ、その後は、若者世代の転出や出生率の低下などにより、一貫して減少を続けています。

こうした現状を踏まえ、本市においても、2015（平成 27）年に「三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。今後も引き続き、この現実を受け止めながら、まちの将来の展望を拓くための取組を充実する必要があります。

2 「危機への備え」をつくる時代

未曾有^{みそろう}の被害をもたらした東日本大震災後、政府は「国土強靱化」を掲げ、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムづくりへの取組を進めてきました。しかし、その後も熊本地震などの大地震や大規模な風水害など自然災害が激甚化、大規模化しています。さらに、東海・東南海・南海地震等における巨大地震の発生確率の高まりなど、市民の災害に対する関心は一層強いものとなっています。

また、近年、災害以外でも、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪※²、薬物乱用等による社会への影響、高齢ドライバーによる交通事故や自転車運転による人身事故など市民生活を脅かす様々な不安が広がっています。さらに、国内外のテロ事件、核兵器開発、原子力発電所事故への懸念など、国土の危機管理に対する市民の関心も高まっています。

このため、本市においても、防災はもとより多面的な視点から不安のない日常生活を送ることができるよう、「地域コミュニティの主体的な活動」を基盤とし、ハード面に加えてソフト面での安全・安心なまちづくりの重要性がますます高まっています。

3 多様性を認め合う寛容な社会づくりの時代

単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加など、家族の状況やそれを取り巻く社会環境が大きく変化してきています。共働き世帯数の推移をみると、全国では 1991（平成 3）年に共働き世帯が専業主婦世帯を初めて上回り、その差は拡大傾向にあります。こうしたなかで、市民の価値観やニーズ、ライフスタイルの多様化が進んでいます。経済の低成長の時代には、物質的な豊かさから心の豊かさへと価値観の転換が進みました。今日においても、誰もが自分らしく生活すること、それを互いに尊重し合うことが更に重視される時代になってきています。そのため、女性の活躍や仕事と生活のバランスを大切にする「ワーク・ライフ・バランス^{※3}」、定年後のシニア世代の自己実現や社会貢献、障がい者の社会参画、増加する在日外国人との共生、多様な性（LGBT^{※4}）の尊重など、様々な場面で意識の高まりや取組の広がりが見られるようになっていきます。まさに、成長から成熟社会への転換期を迎え、多様性を認め合う寛容な社会づくりが必要となっています。

4 ICTや先端技術の進化が大きな変革をもたらす時代

スマートフォンの急速な普及に象徴される ICT^{※5}（情報通信技術：Information and Communication Technology）の発達により、地球規模で人・モノ・カネ・情報の交流が拡大し、リアルタイムでの情報共有が進んでいます。これにより、人々の生活の利便性は飛躍的に向上し、ライフスタイルの多様化が促進されるとともに、社会を大きく動かす力になっています。しかし一方では、情報格差の発生や運用コストの増加、人間関係の希薄化、ネットによる犯罪の増加など、負の側面も顕在化しています。

自治体行政においても、多様化するニーズに対応するため、事務の効率化や市民サービス向上の観点から、AI^{※6}（Artificial Intelligence: 人工知能）や RPA^{※7}（Robotic Process Automation: ロボットによる業務の自動化）などをはじめとする先端技術の導入に加え、公民連携による民間活力との連携など、これまでの行財政運営から一歩進んだ取組が始まっています。今後、あらゆる世代が安心して暮らすことができるサービスの構築が求められています。

5 社会経済のグローバル化が更に進む時代

日本経済は 1990 年代初頭のバブル崩壊から 2008（平成 20）年のリーマンショック^{※8}を経て長い低迷状態が続きましたが、近年はようやく回復の傾向が見られつつあります。一方で、企業の雇用形態の変化や就労の多様化により、非正規雇用者が増加し、収入格差などの課題が生じています。また、GDP^{※9}の 6 割を占める個人消費は 2014（平成 26）年の消費税率引き上げ以降、

力強さを欠いた状況にあるなかで、2019（令和元）年の消費増税により、個人消費への影響が懸念されています。

海外では新興国や資源国経済の脆弱性、金融資本市場の変動といった世界経済のリスクに加え、英国の EU 離脱に向けた動き、米国の TPP^{※10} 離脱など世界経済の先行き不透明感が高まっています。そうしたなか、国内では、労働力不足を補うべく外国人労働者数が約 130 万人に達しており、今後、政府が進める外国人人材の受け入れ拡大に伴い、更に産業や就業構造の変化が進むものと見られます。また、訪日外国人旅行者数は 2011（平成 23）年以降大幅に増加しており、2018（平成 30）年には 3,000 万人に達しています。2020（令和 2）年の東京オリンピック・パラリンピックや 2025（令和 7）年の日本国際博覧会（略称：大阪・関西万博）開催を控え、今後も訪日外国人旅行者数は増加し続けることが見込まれています。

一方、国は、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs^{※11}：Sustainable Development Goals）」の実施指針を 2016（平成 28）年に決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」ビジョンのもと、17 の目標と 169 のターゲットにより、国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていくとしています。国内外の経済状況や国、県の動向を踏まえ、地域経済の活性化や安定した雇用環境の確保に向けた取組の充実が求められています。

6 人と人とのつながり、支えあいを考える時代

核家族や単身世帯が増加するなか、日常的な近隣コミュニケーション^{※12}の減少、プライバシー保護の厳格化など様々な要因が重なり合い、人と人との関わりが希薄化し、「無縁社会」と言われる問題が深刻化しています。特に、地域コミュニティ^{※1}において重要な役割を担う自治会等の地縁組織も近年加入率が低下する傾向にあり、環境美化や防犯活動、災害時の支援活動など、住民同士が協力し支え合ってきた地域社会のこれからのあり方が問われる時代となっています。

このため、多様な意見や考え方を尊重しつつも、人と人とのつながりを大切にする温もりのある地域コミュニティの維持、存続とともに、地域と行政とが共に考え協働することが必要となります。

第3章 三木市の特性

1 位置・気候

本市は、兵庫県の南東部にあり、東経 135 度線日本標準時子午線上に位置しています。市域面積は 176.51 平方キロメートルと東播磨地域では 2 番目に広く、神戸市、加古川市、小野市、加東市、三田市、加古郡稲美町の 5 市 1 町と接しています。また、京阪神方面と中国・四国方面、日本海方面を結ぶ高速道路網の結節点となっており、市内には 3 つのインターチェンジが立地しています。

加古川の支流である美嚢川が中央部を東西に流れ、美嚢川周辺には平野部が広がり、それを囲むようになだらかな丘陵地、台地で構成されています。また、農業用のため池が多く存在し緑豊かな自然に恵まれています。

自然災害については、台風による風水害や地震による被害は比較的少ない地域です。

気候は、瀬戸内海式気候のため温暖で、夏は涼しく、冬は暖かく過ごしやすい地域となっています。また、年間降水量は 1,000 ミリメートル未満であり、1 年を通して晴天日が多い穏やかな気候です。



図 三木市の位置

2 歴史・沿革

かつて美嚢川沿いに築城された三木城を中心に城下町が形成され、戦国時代には三木合戦の戦地となりました。江戸時代からは、三木地区を中心に日本の木造建築の普及に必要となる大工道具を中心とした金物の本格的な生産が開始され、まちが発展してきました。また、寺社仏閣のほか、湯の山街道などの町並みが残っており、歴史的資源にも恵まれています。

1954（昭和 29）年の市制施行以後、1964（昭和 39）年からは、阪神間のベッドタウンとして、神戸電鉄粟生線北側の丘陵地に、緑が丘、自由が丘、青山などの大規模な住宅開発が行われ、人口が急激に増加しました。そして、2005（平成 17）年に美嚢郡吉川町と合併し、現在の市域となっています。仕事や日常生活においては、神戸市や三田市など近隣市町との関係が深くなっています。

3 土地利用・人口

本市は、旧市街地、新興住宅地、農村地域の 3 つの地域があり、市の南部に人口が集中し、神戸市の北西に隣接した阪神間のベッドタウンとして発展してきました。また、丘陵地にはゴルフ場、平野部には農村地帯が広がっています。土地利用をみると、山林と農地（田・畑）が市域面積の約 4 割を占め、ゴルフ場も約 1 割と多く、宅地は約 1 割弱となっています。

人口は 1997（平成 9）年の 88,232 人をピークに減少傾向にある一方、世帯数は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

4 交 通

国土開発幹線道路である中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道が通るとともに、新名神高速道路（高槻 JC～神戸 JC）の開通や、東播磨道の整備が進んでおり、優れた高速道路網が形成されています。また、更なる利便性の向上に向け、山陽自動車道の三木サービスエリアに接続するスマートインターチェンジ※¹³の設置が検討されています。

幹線道路では、市域の軸となる国道 175 号、428 号をはじめ、主要地方道及び一般県道が市内や隣接市町と連絡しています。

鉄道は、神戸電鉄粟生線が市南部を通り、神戸市の新開地駅、三田市の三田駅及び小野市の粟生駅等を結んでおり、市内には 7 つの駅があります。昼間時（9 時～17 時）及び夜間（21 時～終電）では志染駅以西の区間で運行本数が少ない状況です。乗降者数は、市内の 7 駅の中で志染駅が最も多く、次いで緑が丘駅となっていますが、少子高齢化や団塊世代の退職などの影響により各駅とも減少傾向が続いています。なお、2018（平成 30 年）に発生した火災により三木駅舎が焼失したため、現在、駅再生に向けた取組を進めています。

バスでは、路線バスが市内外を結ぶ広域的かつ市内間の基幹的な移動手段の役割を担ってい

ます。さらには、地域住民の交通手段の確保や公民館を中心としたまちづくりに資するため、地域ふれあいバスが地域内の移動手段の役割を担っています。また、山陽自動車道及び中国自動車道には高速バスの停留所が 3 か所設置されており、大阪など都市圏をつなぐ高速バスネットワークの一部を形成しています。

5 主な公共公益施設

行政施設は、旧城下町に集中し、市役所の本庁舎は三木城跡近くに立地しています。

また、吉川支所は吉川図書館との複合施設として設置しています。

主な文教施設は、図書館、文化会館、教育センター、堀光美術館、金物資料館、みき歴史資料館等があり、市立の公民館等が各地区 10 か所に設置されています。また、高等教育機関として関西国際大学が立地しています。

公的な医療施設としては、北播磨総合医療センターが隣接する小野市と共に両市の市民病院を統合してつくられ、2013（平成 25）年に開院しています。また、総合保健福祉センターと吉川健康福祉センターが多世代の健康づくりをサポートしています。

公園、スポーツ施設では、広域防災拠点の役割とブルボンビーンズドームなどのスポーツ振興拠点の役割を担う兵庫県立三木総合防災公園をはじめとして、兵庫県立三木山森林公園、三木山総合公園、吉川総合公園、三木ホースランドパーク等の公園やレジャー施設が市街地から比較的近いところに多数存在し、週末に市民が利用するほか、観光の拠点としても重要な位置を占めています。

また、道の駅みき、山田錦の館、吉川温泉よかたんなど観光・娯楽施設が立地しており、優れた高速道路網を利用して、各地から多くの人々が訪れています。

6 産 業

本市の主要産業は金物産業であり、特に大工道具（^{のこぎり}鋸・^{のみ}鑿・^{かん}鉋・^{こて}鋲・^{こがたな}小刀）を主とした「金物のまち」として全国的に知られています。また、優れた高速道路網を生かした新産業創造拠点としてひょうご情報公園都市が整備され、多数の企業が立地しています。工業全体の推移でみると、市内の事業所数は横ばいの傾向にありますが、年間製造品出荷額等は増加傾向が続いています。

農業では、酒米「山田錦」の生産が盛んで、生産量、品質ともに全国一の産地として知られています。そのほかにも、県内一の生産面積を誇る生食用のぶどうやいちご等の産地となっています。近年では、農業従事者は減少傾向にありますが、経営耕地面積はほぼ横ばいの傾向にあります。

商業では、スーパーマーケットをはじめさまざまな業種の店舗や商業施設が立地しています

が、小売業における推移をみると商店数、年間販売額は、減少傾向にあります。

また、市内 25 のゴルフ場は西日本一の数を誇り、消費や雇用など産業面にも波及するなど、ゴルフ産業は本市の特徴ともいえる重要な産業のひとつとなっています。

7 地域の歴史文化資源

市内には、数多くの寺社仏閣をはじめ、三木城跡及び付城跡などの国指定史跡や国の登録有形文化財である旧小河家別邸、旧玉置家住宅、また、名勝地として竹中半兵衛の墓、御坂サイフォン橋（淡河川疏水）、湯の山街道、黒滝（美嚙川）、愛宕山古墳、志染の石室（窟屋の金水）等の個性的で魅力ある歴史・文化・観光資源が各所に点在しています。

また、祭事・催事としては、春には、山田錦まつり、みっきいふれあいマラソン、別所公春まつり、夏には、みっきい夏まつり、秋には、三木金物まつり、三木さんさんまつり、各地の秋まつり等が催されており、市民はもとより市外からも多くの来訪者で賑わっています。



写真 中心市街地



写真 ふいごまつり



写真 凍る黒滝



写真 IWC※¹⁴ 田植え体験

※「インターナショナルワインチャレンジ」の略称です。
イギリスで開催されるワインコンペで、2007年からは日本酒部門が設けられています。写真は、IWCの審査員が酒米山田錦の田植え体験をしているものです。

8 市民意向

○三木市総合計画策定に関する市民アンケート調査の概要

- 調査期間 2018（平成 30）年 8 月 29 日～9 月 10 日
- 調査対象 18 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）
- 回答者数 1,295 人
- 回収率 43.2%

※グラフ等に関する留意点

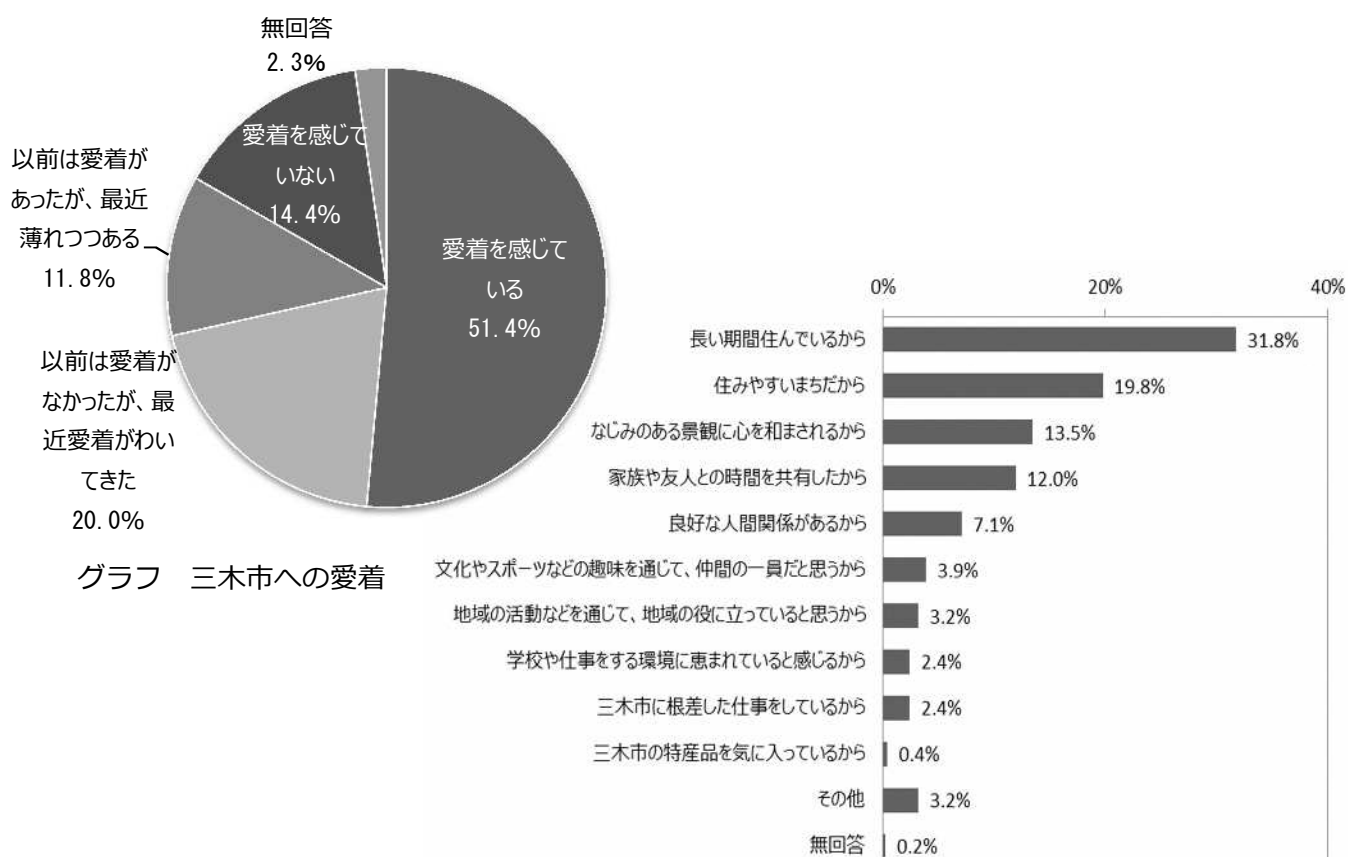
各集計の構成比は百分率で表し、四捨五入して小数点以下 1 位で表示しているため、合計が 100%にならない場合があります。

○アンケート結果・主な内容

◆ 三木市への愛着

7 割以上の方が三木市に愛着を感じています。（「愛着を感じている」51.4%+「以前は愛着がなかったが、最近愛着がわいてきた 20.0%」）

理由としては「長い期間住んでいるから」が約 3 割、「住みやすいまちだから」が約 2 割という結果でした。

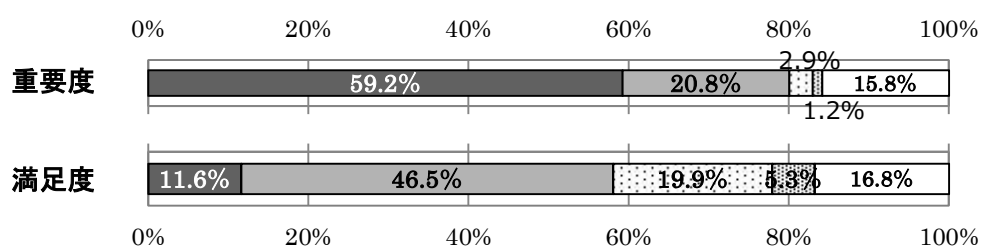


◆まちづくりについての重要度・満足度

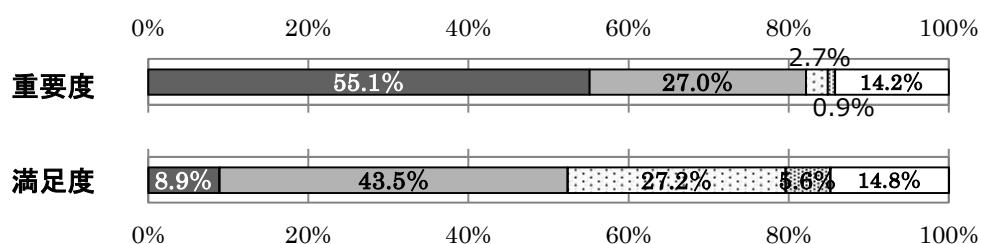
本市のまちづくりの今後の重要度と現状での満足度については、「消防・救急救助体制の整備」が重要・やや重要をあわせて86%で、満足・やや満足をあわせた満足度も73%と両方とも高くなっています。一方、「電車やバスなど交通機関の利便性」「観光やレクリエーション施設の整備、宣伝」「市税などの収入確保による健全な財政運営」については重要度と満足度に大きな差があります。

重要度	重要	やや重要	あまり重要ではない	重要ではない	無回答
満足度	満足	やや満足	あまり満足ではない	満足ではない	無回答

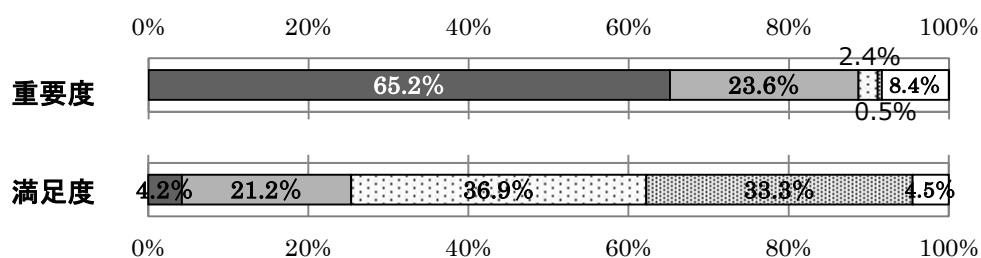
幼稚園、小中学校の学校教育



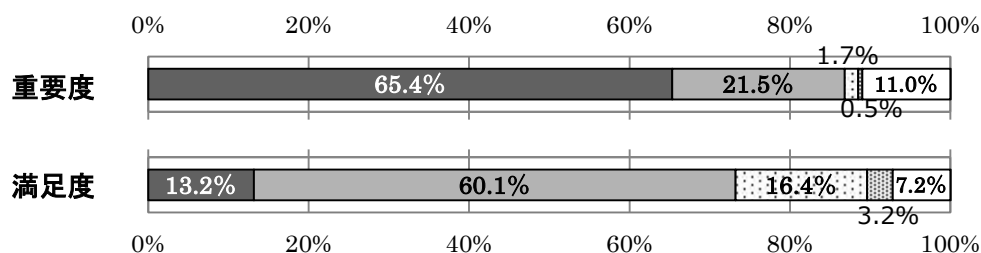
保育や子育て支援



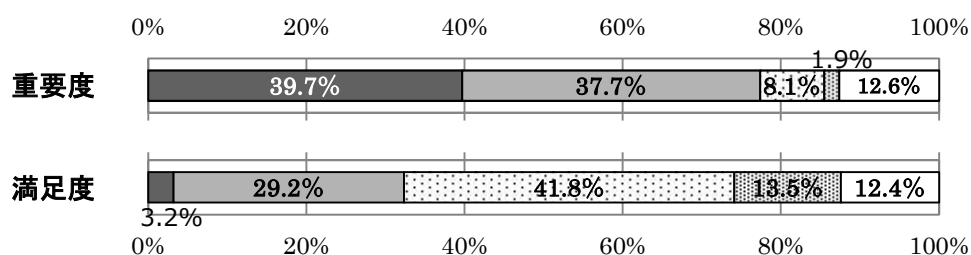
電車やバスなど交通機関の利便性



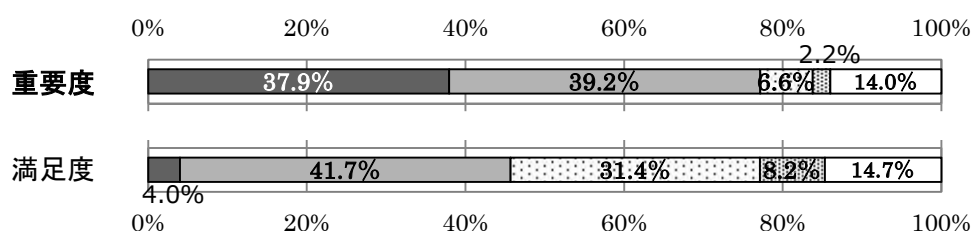
消防・救急救助体制の整備



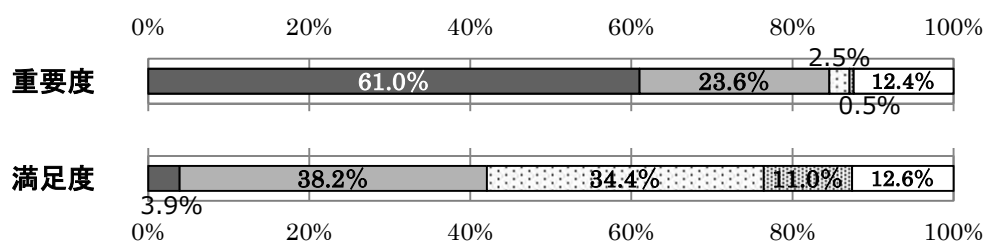
観光やレクリエーション施設の整備、宣伝



行政と市民による協働のまちづくり



市税などの収入確保による健全な財政運営



項目	重要度		満足度		差
	順位	率	順位	率	
【社会基盤】 電車やバスなど交通機関の利便性	1	88.8%	7	25.4%	63.4%
【安全・安心】 消防・救急救助体制の整備	2	86.9%	1	73.3%	13.6%
【行政】 市税などの収入確保による健全な財政運営	3	84.6%	5	42.1%	42.5%
【健康・福祉】 保育や子育て支援	4	82.1%	3	52.4%	29.7%
【教育・文化】 幼稚園、小中学校の学校教育	5	80.0%	2	58.1%	21.9%
【産業・交流】 観光やレクリエーション施設の整備、宣伝	6	77.4%	6	32.4%	45.0%
【人権・共生・協働】 行政と市民による協働のまちづくり	7	77.1%	4	45.7%	31.4%

表 主要項目の主な内容

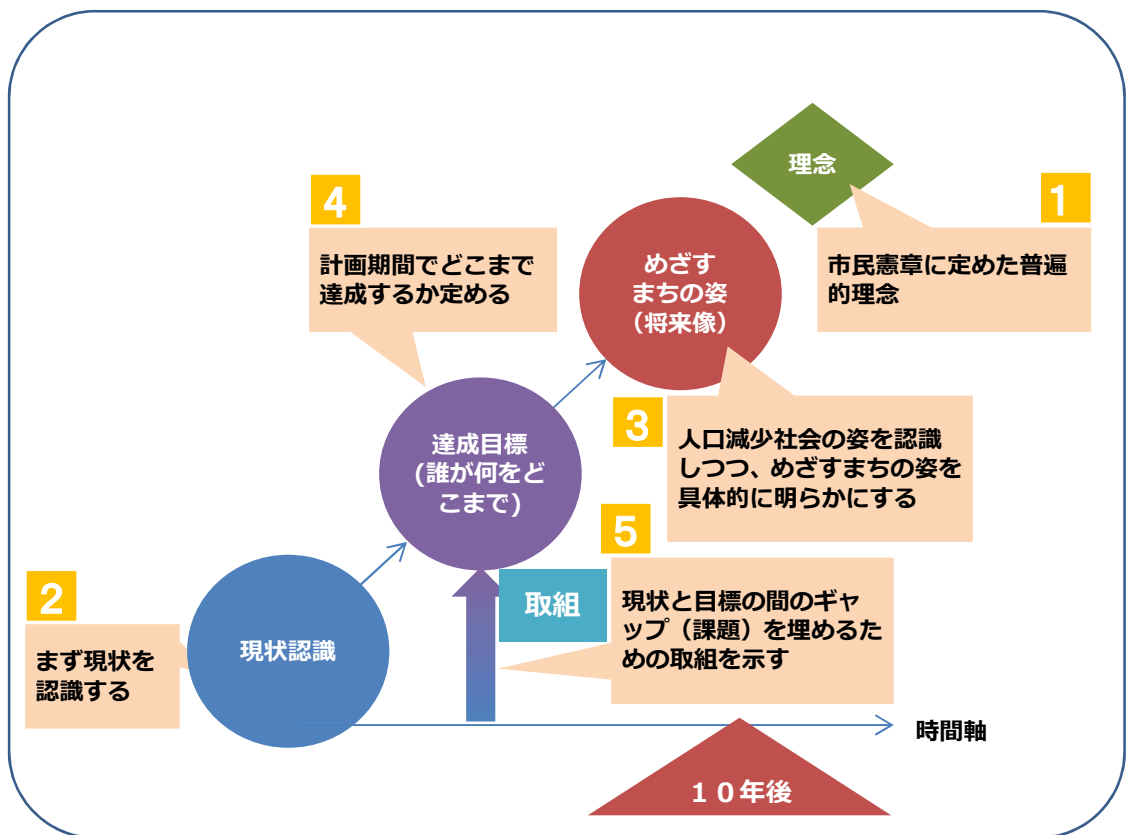
(注) 重要度(重要、やや重要)、満足度(満足、やや満足)

基本構想

第1章 まちの将来目標

総合計画は、本市の市民憲章に定める普遍的な理念を念頭に、現状を認識したうえ、めざすべきまちの姿（将来像）を設定し、めざすまちの姿を叶えるため、目標を定めゴールから逆算した計画として構築します。計画をわかりやすくするため、この構造を体系化、可視化することで、市民と行政とが計画の内容を共有（理解）し、それぞれが取り組む際の指標とします。

具体的には、20～30 年先の未来に掲げるまちづくりの[1]「理念」を達成するため、2020（令和2）年度からの10年間の計画として総合計画を策定します。2029（令和11）年度の目標年度から振り返ってまちづくりの[3]「めざすまちの姿」と[2]「現状認識」との[5]ギャップを浮かび上がらせ[4]「達成目標」を定めて、その解決にどう取り組んでいくのかを示します。



「めざすまちの姿を叶えるために目標を定めゴールから逆算した総合計画」のイメージ図

1 まちの将来像

本市は、先人たちが築いてきた誇るべき歴史、文化、自然、産業が息づき、都会にも距離的に近い、自然豊かなちょうど良い田舎です。また、防災・文教施設も整備され住みよい環境が整っています。この素晴らしいまちの魅力に磨きをかけ、県や近隣市町等と連携を図りながら、未来へつなげる持続可能なまちづくりをめざします。

まちの魅力に包まれ、安心して暮らすことに誰もが誇りをもち、他の人が困っている時には、気づき、助け合い支え合う心優しい人々が集うまちをめざします。そして、市民、議会、企業、団体、行政のすべての人々が、きずなと協働の精神のもと一体となってまちづくりを推進します。

このような考えに基づき、まちの将来像を

『 誇りを持って暮らせるまち三木 』

～チーム三木（市民・議会・企業・団体・行政）による協働のまちづくり～

とします。

誇りを持ってこのまちに暮らすためには、本市の地域資源を市民が十分に理解し、それを次の世代の子どもたちや他の地域の人に伝え、守り育てるとともに、世代を超えて市民はもとより市外の人とも共有できる包容力を持ち合わせ、夢を持って未来を描き、行動することが重要です。



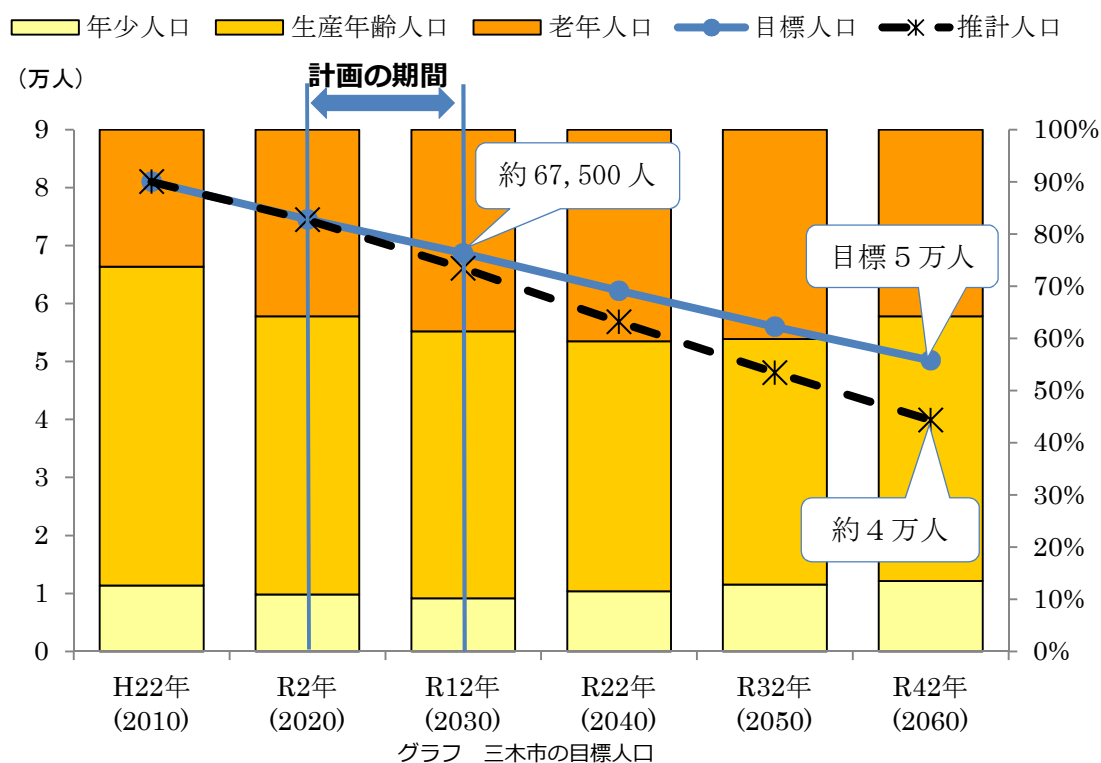
「チーム三木による協働のまちづくり」のイメージ図

2 人口の将来展望

国や県が推進する少子化対策を最大限に活用しつつ、市独自の子育て支援等に取り組むことで、子どもを産み育てやすい環境の、より一層の充実をめざします。

また、本市から転出する若年層の方に対し、ふるさと回帰を促す魅力的な仕事の創出や情報発信等を促進します。

子育て支援の充実による子育て世代の転入促進と転出防止、移住希望者に対するＩ・Ｊターン^{※15}施策の充実等を図ることで、兵庫県が定める水準と同水準の社会増（転入＞転出）をめざし、三木市創生計画に示す2060（令和42）年に5万人の人口を維持することを目標とします。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

注記：2015（平成27）年までは、「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020（令和2）年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」準拠のデータに基づく推計値を基に2040（令和22）年以降純移動率0としている。総人口は、年齢不詳は除いている。

四捨五入の関係で合計が総人口と一致しない場合がある。

3 土地利用計画

土地利用については、本市の持続的発展を図るため、隣接市町等と連携しつつ、拠点の形成と機能分担、地域間ネットワークの強化により、地域連携型都市構造の構築に努めます。そのゾーン、軸、拠点の位置づけは次のとおりです。

区分		都市構造の位置づけ
ゾーン	市街地ゾーン	計画的な都市基盤の整備や都市機能の誘導により、まちの活力の維持・向上を図るゾーン。
	農業環境保全ゾーン	農地の保全と農業の振興とともに、集落における住環境の維持・向上を図るゾーン。
	自然環境保全ゾーン	森林や農地、河川など豊かな自然環境を保全・育成し、自然との共生を図るゾーン。
軸	交通連携軸	国道、県道（主要なバス路線など）により、各拠点間や隣接市町との連携を担う。
	（東西連携軸）	神戸方面と北播磨方面との連携を担う。
	（南北連携軸）	阪神北部方面と東播磨方面との連携を担う。
	鉄道軸	都市間を結ぶ神戸電鉄粟生線を軸に公共交通の要としての役割を担う。
	国土連携軸	国土幹線道路（高速道路）である山陽・中国・舞鶴若狭自動車道、東播磨道（整備中）により、広域的な連携、交流、交通・物流のネットワークを担う。
拠点	まちの拠点	三木駅、市役所周辺において、官公署、医療・福祉、子育て支援、商業施設などの誘導を図るエリア。
	生活拠点	主要な鉄道駅周辺において、まちの拠点を補完し、医療・福祉、子育て支援、商業施設などの誘導を図るエリア。
	コミュニティ※ ¹ 拠点	市立公民館周辺などにおいて、生活利便施設やコミュニティ施設などの確保と居住を維持するエリア。
	レクリエーション拠点	三木山総合公園、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、三木総合防災公園、吉川総合公園、ネスタリゾート神戸において、市民の交流、自然体験、スポーツ活動などにより賑わいの創出を図るエリア。
	産業拠点	ひょうご情報公園都市、三木工場公園において、産業機能の強化と魅力ある就業環境の創出を図るエリア。

【凡例】

- 市街地ゾーン
- 農業環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン
- 交通連携軸
- 鉄道軸
- 国土連携軸
- まちの拠点
- 生活拠点
- コミュニティ拠点
- レクリエーション拠点
- 産業拠点
- 市域界



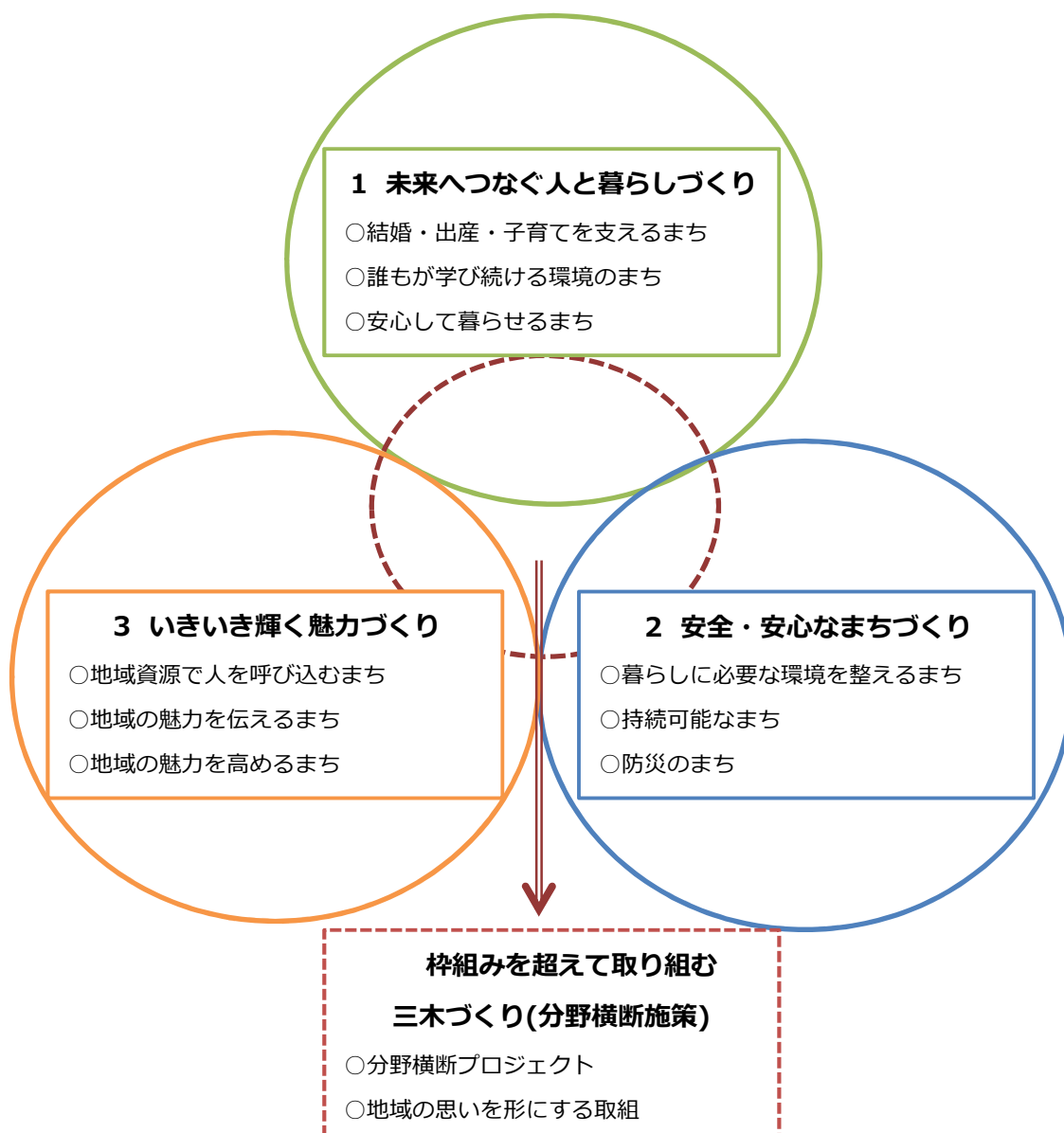
図 地域連携型都市構造図

第2章 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針については、子どもから高齢者まで必要に応じた暮らしの支援、安全・安心に暮らせる環境の整備、まちの魅力の向上という点に着目し、次の3つのテーマを設定し、基本計画を定めます。

- 1 未来へつなぐ人と暮らしづくり
- 2 安全・安心なまちづくり
- 3 いきいき輝く魅力づくり

さらに、この3つのテーマにまたがる横断的な施策として、「枠組みを超えて取り組む三木づくり」を位置付け、テーマ間の連携を図り戦略的にまちづくりを進めます。



まちづくりの基本方針（テーマ、柱）のイメージ図

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

○結婚・出産・子育てを支えるまち

【めざす姿】

本市に住んでいる若者やこれから本市に住みたいと思っている若者たちが、同世代や多世代による地域での声掛けやきめ細かな行政情報の提供等に支えられ、明るい家庭を築き、安心して出産し、未来に希望を持って子育てができるなど、幸せな人生を送っています。

このようなまちを実現するため、総合的で切れ目のない支援などにより、将来への展望を持ちながら、安心して家庭を築き子どもを産み育てることができる環境を創出します。

○誰もが学び続ける環境のまち

【めざす姿】

子どもたちは本市の豊かな資源を学び、触れ、愛着をもち、社会人は様々なテーマの生涯学習を通じた活動に取り組み、高齢者は生きがいの実現に向けて学び、それを地域の中で生かし交流しています。このように、地域社会の活力を持続するための生涯にわたる学びとともに、より多くの人に、より多くの知る喜びを提供する取組が広がっています。

このようなまちを実現するため、未来の希望である子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛着心を抱き、グローバル社会※¹⁶においても自分で考え仲間とともに課題を解決していく力を育成します。また、住民の生きがいづくりに向けた学習機会の提供や交流の場づくりを進めます。

○安心して暮らせるまち

【めざす姿】

日常生活や地域での行事、災害等の緊急時などいろいろな場面で、市民一人ひとりが地域等で助け合い、安心していきいきとお互いを認め合いながら暮らしています。

このようなまちを実現するため、誰もが住み慣れた地域や家庭で、共に助け合いながら、安心して、希望を持って暮らすことができる生活を確保します。また、人と人とが認め合い、支え合う土壌を育み継承するとともに、心豊かに人生を歩むことができる環境を整えます。

2 安全・安心なまちづくり

○暮らしに必要な環境を整えるまち

【めざす姿】

三木らしさや地域ごとの特色が育まれ、暮らしに求められる快適性や利便性が備わり、その環境を市民一人ひとりが自分のものとして活用しています。

このようなまちを実現するため、地域資源を生かした魅力あるまちづくりを促進し、山や川など豊かな自然環境の保全・活用に努めるとともに、持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図ります。また、個性ある景観資源を保全・活用するとともに、歴史的な町並みや生活文化を生かし、うるおいのあるまちづくりを進めます。さらに、鉄道及び幹線バスを軸とし、まちづくりと連携した便利な公共交通網の形成を図ります。

○持続可能なまち

【めざす姿】

人口減少社会においても地域での生活が持続的に営まれ、世界が取り組むSDGs^{※11}の基本姿勢である「誰一人取り残さない」の観点のもと、子どもから高齢者まですべての市民が、将来にわたって自分たちの希望する暮らしや活動を営んでいます。

このようなまちを実現するため、人口減少、少子高齢化社会にあっても市民が快適に暮らすことができるよう、各地域の特色を生かした拠点の機能分担と、地域間や拠点間のネットワークやつながりを強化することで、市全体の総合力を高めます。また、兵庫県及び近隣市町との連携を更に強めて持続可能なまちづくりを進めることにより、市民サービスの向上をめざします。

○防災のまち

【めざす姿】

災害に強く被害が少ない都市基盤の整備を進めるとともに、全ての市民が各自で災害等へ備え、災害発生時には、市内はもとより市外の困っている被災者を快く受け入れ、被災後における速やかなまちの復興に向けた協働の活動をしています。

このようなまちを実現するため、地震や台風等に伴う被害を最小限に食い止め、市民生活や経済活動を早期に回復できるよう、他地域とも連携した行政の災害対応力を強化します。また、市民一人ひとりの防災意識の向上をはじめ、きずなによる地域の防災力を高めます。さらに、市民の暮らしと地域間の連携を支える道路網の整備を強化するとともに、誰もが安全で安心して移動できるよう、快適な道路環境の維持に取り組みます。

3 いきいき輝く魅力づくり

○地域資源で人を呼び込むまち

【めざす姿】

市民が地域資源を発見し、磨き、地域の内外へ発信し、それに共感する人との交流、協働の活動をはじめています。

このようなまちを実現するため、歴史、文化、自然、産業など本市の豊かな資源を守り育て、これらの地域資源の活用に関心する人が知恵を出し合いながら、地域の活力を高めます。また、本市出身者のふるさと回帰や、本市の魅力に魅せられた人々の移住定住を促すなど、新たな人の流れを創出し、人を呼び込む魅力あるまちづくりに取り組みます。

○地域の魅力を伝えるまち

【めざす姿】

鉄道やバス、高速道路などを利用して本市を訪れた人が、本市の魅力を体験し、その魅力に共感する仲間を増やしています。

このようなまちを実現するため、日本人観光客はもとより訪日外国人旅行者の誘客に向けた取組を近隣市町等と連携して展開し、魅力ある地域資源を保全・活用した質の高い観光地づくりを進めます。また、優れた高速道路網を生かし、レクリエーション拠点などへの交流人口の増大を図り、活力あるまちづくりに取り組みます。

○地域の魅力を高めるまち

【めざす姿】

中小企業や地場産業が更に活気を生み出すとともに、新たな働く場の創出に向けた新産業の立地などにより市内での雇用が増加し、本市で暮らすことの魅力が高まっています。

このようなまちを実現するため、中心市街地における鉄道駅周辺や市立公民館などを中心とする拠点周辺において、地域の特色を生かしながら商業施設などの立地誘導を図るとともに、産業拠点の強化や地場産業の振興を進めます。また、高齢化や後継者不足とともに若者の転出への対応として、老若男女を問わない働く場づくりを進め、地域の文化を育んできた農業や商工業を守るとともに、優れた高速道路網を生かし、産業拠点の強化を図ります。

4 枠組みを超えて取り組む三木づくり（分野横断施策）

○市役所における分野横断プロジェクト

【めざす姿】

職員一人ひとりが、「チーム三木」の一員としての自覚と誇りを持ち、本市の未来のために各部署の枠を越えた意見交換などを行うなど、分野横断的な連携を更に強め、市役所全体に風通しの良い雰囲気生まれています。

このようなまちを実現するため、次の方向で取り組みます。

（ひとづくり）

- ・ 未来へつながる持続可能なまちづくりに向け、職員一人ひとりが「チーム三木」の一員としての自覚と誇りを持ち、自己啓発に努め、部の枠にとらわれずお互いが協力し、リーダーシップを発揮することで、より良いまちづくりを進めます。

（暮らしづくり）

- ・ 市民一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して、健康で心豊かに暮らすことができるよう、地域のきずなや相互の見守りを推進し、福祉・健康・医療サービスの更なる充実を市民協働のもと進めます。また、文化に触れ、スポーツに親しむ機会を幅広く生み出し提供します。

（新しい公共づくり）

- ・ 市民ニーズや行政課題が多様化、高度化し、財政状況が今後ますます厳しくなるなかで更なる財源確保、業務改善、事業見直しなどの行財政改革に努めます。また、行政サービスへの民間活力の導入や持続可能な事業の検討、ICT^{※5}などの先進技術を生かした市民との協働による課題解決の取組などにより、より良い公共サービスの提供を図ります。

○地域の思いを形にするプロジェクト

【めざす姿】

魅力的な地域づくりに向け、市民と行政とがそれぞれの地域のニーズを共有し、仲間や企業と協働しています。また、複数の地域が連携した多様な組み合わせによる取組を通じて、それぞれの地域の個性が輝き、市民や地域が切磋琢磨することで相乗効果が生まれ、更なる「三木らしさ」が醸成されています。

このようなまちを実現するため、各地域において次のような方針で取組を進めます。

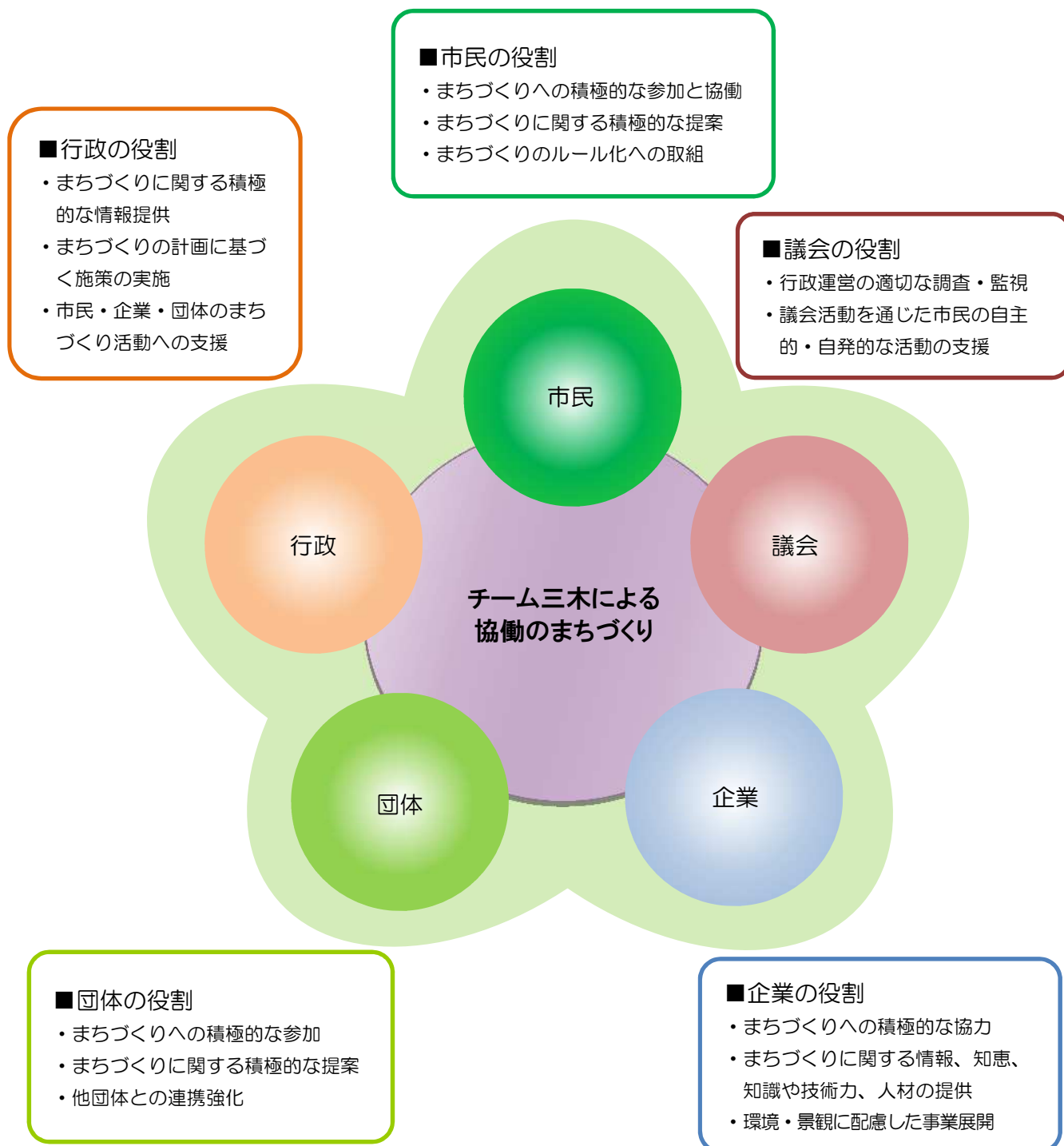
- ・ 市民は、地域において、個人、仲間、団体等の様々な組み合わせにより主体を形成し具体的な活動を通じて地域の魅力を高めていきます。
- ・ 行政は、地域の主体的な取組を支援するため、地域づくりに不可欠な様々な情報提供を

行うとともに、人的、財政的な側面支援を行います。

- ・ こうして生み出された成果の芽を地域で確認し、さらに他の地域や企業など様々な主体間で共有しながら、交流や連携を進め、個人から地域、地域から全市、そして広域へと共感する人や組織の輪を広げます。

第3章 計画の推進について

本市の資源である歴史、文化、自然、産業などを守り育て、チーム三木（市民・議会・企業・団体・行政）で知恵を出し合いながら、地域の活力を高め、誰もが暮らしに誇りが持てる、魅力あるまちづくりをめざします。



「“チーム三木” による協働のまちづくり」のイメージ図

基本計画

基本計画の体系

テーマ	柱	枠組み（施策）	ページ
1 未来へつなぐ 人と暮らし づくり	(1) 結婚・出産・子育てを支えるまち	①出会いサポート・結婚支援 ②出産支援 ③子育て総合支援⑦～⑩	P. 30 P. 32 P. 34
	(2) 誰もが学び続ける環境のまち	①学校教育⑦～⑩ ②青少年育成 ③生涯学習 ④文化・スポーツ ⑤大学連携	P. 38 P. 44 P. 46 P. 48 P. 50
	(3) 安心して暮らせるまち	①健康・福祉 ②安全・安心 ③社会保障 ④人権 ⑤男女共同参画 ⑥市民協働 ⑦生活困窮 ⑧市民サービス ⑨地域コミュニティ※ ¹	P. 52 P. 54 P. 56 P. 58 P. 60 P. 62 P. 64 P. 66 P. 68
2 安全・安心な まちづくり	(1) 暮らしに必要な環境を整えるまち	①環境 ②エネルギー ③利活用（循環型社会） ④公共交通	P. 70 P. 72 P. 74 P. 76
	(2) 持続可能なまち	①共存社会 ②広域連携 ③公共施設マネジメント	P. 78 P. 80 P. 82
	(3) 防災のまち	①防犯・防災 ②住環境 ③都市基盤（安全・安心）	P. 84 P. 86 P. 88
3 いきいき輝く 魅力づくり	(1) 地域資源で人を呼び込むまち	①観光・交流 ②インバウンド※ ¹⁷ 戦略 ③ふるさと納税	P. 90 P. 92 P. 94
	(2) 地域の魅力を伝えるまち	①交流人口・関係人口 ②ブランド化・シティプロモーション※ ¹⁸ ③情報発信	P. 96 P. 98 P. 100
	(3) 地域の魅力を高めるまち	①地場産業 ②産業振興 ③創業支援・事業承継 ④歴史・文化遺産 ⑤後継者育成 ⑥利便性 ⑦景観	P. 102 P. 104 P. 106 P. 108 P. 110 P. 112 P. 114
4 枠組みを超えて 取り組む 三木づくり (分野横断施策)	(1) 分野横断プロジェクト	①行財政運営 ②業務改善 ③人材育成 ④都市整備 ⑤生涯活躍	P. 116 P. 118 P. 120 P. 122 P. 124
	(2) 地域の思いを形にするプロジェクト		P. 126

SDGsへの取組

OSDGs^{※11}とは

SDGs「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、2030（令和12）年のあるべき姿として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された世界を変えるための目標です。日本においても2016（平成28）年に実施指針を決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」ビジョンのもと、17の目標と169のターゲットにより、国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていくとしています。

これを受け、地方自治体には、国や県の動向、国内外の経済状況を踏まえ、地域経済の活性化、安定した雇用環境の確保に向けた取組の充実が求められています。

〇本市の取組

今後予想されている人口減少社会においても、地域での生活が持続的に営まれ、世界が取り組むSDGsの基本的な視点である「誰一人取り残さない」という観点のもと、子どもから高齢者まですべての市民が、将来にわたって自分たちの希望する暮らしや活動を営むことができる未来への取組を進めます。よって、基本計画中SDGs該当項目については、枠組み（施策）にSDGs該当を明記しています。

<SDGsの17の目標>

- 1 貧困をなくす
- 2 飢餓をゼロに
- 3 人々に保健と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダーの平等
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(1)結婚・出産・子育てを支えるまち
枠組み(施策)	①出会いサポート・結婚支援

将来のあるべき姿

○結婚を希望する人それぞれが、望む年齢までに結婚できる出会いの機会や、そのサポート体制が充実しています。

○本市に戻ってきたいと思う人が安心して戻ってこることができるよう、また、本市に移住したい人が不安なく新生活のスタートを切ることができるよう、住宅支援をはじめとする行政の受入れ体制が用意されています。

現状と課題

○みきで愛（出会い）サポートセンターを設置し、「出会いサポーター」による結婚のお世話や「みきハート」による婚活パーティーの企画・運営を行っています。地域に根付いたボランティアスタッフの存在なしには進めることができない事業であることから、将来まで持続可能な体制の整備と参加者数の確保が課題となっています。

○安定的な婚活支援を進めるため、サポーターの次世代育成が課題です。

○結婚新生活支援に対する補助制度が浸透し、県内他市町並みの申請件数になっていますが、今後も引き続き、不動産業者・引越業者へのPRを図るとともに、市民課での婚姻届出書提出時に周知する必要があります。

○U I J ターン^{※19}住宅取得支援事業では、他市から転入する若者世帯が住宅を取得する際の補助をしており、2018（平成30）年度からは中古住宅についても補助の対象としています。しかし、これら補助金以外にも移住希望者と先輩移住者及び地域の人々が気軽に話し合えるような体制を整える必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2017)	(2018)	(2024)	(2029)
結婚新生活支援事業補助金申請件数 ※1	3 件	8 件	15 件	15 件
出会いサポーター登録数 ※2	29 人	27 人	30 人	30 人
成婚組数 ※2	13 組	9 組	10 組	10 組
みきハート・みきで愛婚活応援団イベント開催数	4 回	4 回	5 回	7 回
U I J ターン住宅取得支援事業補助金申請件数 ※3	48 件	31 件	50 件	50 件

※1 結婚新生活支援事業 補助金支給実績

※2 みきで愛（出会い）サポートセンター実績

※3 定住促進事業、結婚新生活支援事業 補助金支給実績より

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●サポートセンターの安定した運営

- ・「行政と市民サポーターが行う婚活サポート」という点で、安心感をもってもらえるよう運営します。
- ・婚活支援の重要性とセンターの存在や役割が多くの人に認知されるよう、PRを強化します。
- ・結婚希望者が相談に訪れやすい雰囲気づくりに努めるとともに、受入れ体制を整えます。
- ・相談者へ安定したサポートが提供できるよう、出会いサポーターとして活躍していただく方を募集します。
- ・商工会議所や商工会、青年会議所等と連携し、婚活パーティーを開催し、まちの活性化につなげます。

●結婚新生活支援事業補助金

- ・補助金を活用して新婚生活をスタートしてもらえよう、関係各課や不動産業者、引っ越し業者への周知を強化します。

●移住者支援

- ・補助金制度を継続しつつ、移住を検討中の方と先輩移住者とが交流をもつ機会を設けるなど、多方面からの相談に対応できる体制を整えます。
- ・空き家の活用による移住定住を進めます。

市民に進めていただくこと

- ・出会いサポーターとして地域に根付いた活躍
- ・婚活パーティーに運営スタッフとして参加
- ・地域の中で、移住者受け入れの意向についての話し合い
- ・SNS^{*20}で地域の祭りやイベント情報を発信

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・サポートセンターで募集している「みきで愛婚活応援団」に登録し、独身男女が交流できる出会い事業を開催
- ・店舗や施設等、イベント会場やお見合いの場を提供

《教育機関》

- ・ライフデザイン教育^{*21}

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・カムバックひょうご、北播磨県民局
- ・ひょうご出会いサポートセンター、近隣他市町の出会いサポートセンター

個別計画、条例、規則等

- ・三木市結婚新生活支援事業実施要綱、三木市UIJターン住宅取得支援補助金交付要綱

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(1)結婚・出産・子育てを支えるまち
枠組み(施策)	②出産支援

将来のあるべき姿

- 住み慣れたまちで誰もが安心して次世代を担う子どもを産み、健やかに育てることができる社会になっています。また、不妊・不育症に対応するための心身のケアなど適切な支援体制が整備されています。
- 子育て世代包括支援センターの機能を充実し、医療や子育て支援等の関係機関が連携しながら、切れ目のない支援を行い、子どもが健やかに生まれ育つ社会になっています。

現状と課題

- 妊娠を望みながら、不妊に悩む方への支援事業を実施しています。また、気軽に相談することができる体制とともに「産婦健診」や「産後ケア事業」を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を行っています。
- 現在、市内に産婦人科医院が少なく、かつ妊婦健診のみで出産できる施設は市内にはありません。自家用車という移動手段を持つ人もいますが、深夜に陣痛が発来した時に夜間タクシーが無い場合など、急な入院に不安がある方もいるという課題があります。
- 少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えています。産婦健診事業の実施等、支援事業を拡充することが求められており、きめ細やかな相談体制を構築する必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
母子健康手帳妊娠 11 週以内の交付率	92%	95%	100%	100%
マタニティ教室参加人数（定員 150 人）	51 人	42 人	150 人	150 人
こんにちは赤ちゃん訪問 訪問率	96.2%	98.3%	100%	100%
三木市で、今後も子育てをしていきたい方の割合	—	95%	95%	97%

*1 健康福祉部健康増進課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●女性が健康状態に応じて的確に自己管理を行え、また気軽に相談することができる体制の確立

- ・妊産婦及び乳幼児に対して各種相談、健康の増進に関する事業を実施します。
- ・不妊に悩む方への支援事業を行います。
- ・マタニティ教室の開催には父親も参加しやすい日時を設定します。
- ・乳房管理指導助成事業：母乳育児を望む産婦が安心して相談、ケアを受けられるよう支援します。

●妊娠中・出産後の不安・負担を解消する事業の実施

- ・保健師、助産師等の専門職により母子健康手帳の交付を行います。
- ・妊婦健診費用の助成を行います。
- ・Enjoy^{※22} マタニティ教室を開催します。
- ・産後ケア事業を実施します。
- ・産婦健康診査費助成事業を実施します。

●子育てに対する切れ目のない支援体制と総合相談体制の充実

- ・妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行い、子育て世帯の安心感を醸成します。
- ・子育て世代包括支援センターとして、関係機関と連携の強化を図り、安心して子育てできる環境をつくります。

●相談しやすい環境づくり

- ・母子健康手帳交付時から、相談しやすい雰囲気の醸成やプライバシーに配慮した環境を整えます。また、訪れた妊産婦・乳幼児等に対して、和やかな雰囲気が出せるよう工夫します。
- ・子育てに関する総合相談体制の充実を図ります。
- ・妊産婦及び乳幼児に対して、各種相談や健康増進に関する事業を実施します。

市民に進めていただくこと

- ・妊婦健診、産婦健診の受診
- ・子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・(仮称)「陣痛タクシー事業」の実施に向けた取組
- ・働きながら妊娠・出産・育児ができるような就業支援

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・妊産婦健診や乳幼児の予防接種など広域医療機関との連携体制の継続・強化

個別計画、条例、規則等

- ・母子保健規則、健やか親子 21、健康プランみき 21
- ・三木市子ども・子育て支援事業計画

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(1) 結婚・出産・子育てを支えるまち
枠組み(施策)	③子育て総合支援⑦(家庭や地域での子育て支援)

将来のあるべき姿

○子どもたちを取り巻く環境の変化に対応しながら、全ての子どもが、その成長や発達段階に応じた子育て支援サービスを受けることができます。

○子育てネットワークが形成された地域の中で、未来を創造する子どもたちが健やかに育っています。

現状と課題

○核家族化、少子化の進行や地域内での人間関係が希薄化するなかで、保護者が子育てに不安や孤独感を抱いています。

○子どもたちが家族以外の地域の大人と一緒に遊んだり、話をしたりする機会が少なくなっています。そのため、子どもたちと地域の大人の交流の場をつくる必要があります。

○近年、児童虐待が深刻な社会問題となっています。子どもやその親が抱える課題や置かれている環境を的確に捉え、問題を早期に発見し、対応を行う必要があります。

○数多くの情報があふれる社会の中で、子育てに関する情報もインターネット等から手に入れる機会が多くなります。その時には膨大な情報によって、子育てに対して不安を抱えてしまう保護者もいます。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
児童センター・吉川児童館利用者数*1	35,659 人	32,963 人	34,000 人	35,000 人
育児ファミリーサポートセンター会員数*1	559 人	525 人	550 人	550 人
養育支援訪問利用件数*1	80 件	72 件	80 件	80 件
	(2018)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「保育や子育て支援」に対する満足度*2	—	52.4%	60.0%	70.0%

*1 健康福祉部子育て支援課調べ

*2 「市民アンケート」結果

< “チーム三木” の取組 >

市役所が進めること

●子育て支援情報の提供と相談窓口の開設

- 子育てに関する情報の提供をはじめ、子育てに関する悩みの相談や助言などを行う子育て総合相談窓口を設置します。

●地域で子どもを育てる意識づくりの推進

- 親子の交流の機会を提供するとともに、子育て世代に限らず、幅広い世代が共に参加できる事業を開催します。
- 子育て支援団体の活動や情報をコーディネートする役割を強化することで、地域ネットワークの充実、活性化を図るとともに、地域の子育て支援施設や子育て支援団体の事業を、気軽に過ごせる居場所として利用してもらえようPRします。

●子育て不安を抱える家庭への支援

- 多様化、複雑化する相談内容に対応するため、専門性を有する相談員を配置するとともに、専門機関との連携を図ります。
- 子育てに不安を抱える家庭に対して、訪問による養育指導や助言を行います。

●児童虐待の防止と対策

- 被害を受ける子どもが直接相談できる相談窓口の周知を図るとともに、社会全体に児童虐待防止への理解が得られるよう、市民全体への周知啓発を行います。
- 保護者の病気や経済的理由などにより、子どもの養育が困難な家庭に対する支援を行います。
- 相談員が全学校園を訪問し、学校園の関係者（教職員や保育教諭等）と顔の見える関係づくりを行います。また、児童虐待防止ネットワーク事業を展開し、虐待と疑われる情報を早期に聴取し対応につなげます。さらに、要保護児童対策地域協議会において、虐待が疑われる児童等に必要な対策、支援を行います。

市民に進めていただくこと

- 子どもや子育て家庭の見守りや、一時預かりなサポート活動への積極的な参加
- 幅広い年代の子育て支援事業への参加
- 周囲に虐待を疑われる家庭がある場合は、市役所などの公的機関（緊急時は警察）への通報

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- 子育て家庭のニーズに合ったサービスの展開と情報発信

《団体》

- 子育て支援団体同士の連携や交流の促進

連携する枠組み（施策）

《広域》

- 児童相談所、警察、健康福祉事務所、医療機関、社会福祉協議会

個別計画、条例、規則等

- 第3期三木市地域福祉計画、第2期三木市子ども・子育て支援事業計画

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(1)結婚・出産・子育てを支えるまち
枠組み(施策)	③子育て総合支援④(0歳からの切れ目のない教育・保育)

将来のあるべき姿

- すべての子どもが健やかに成長できるよう適切な支援を実施することにより、安心して子育てがしやすいまちになっています。
- 本市独自の教育・保育共通カリキュラムを用いた保育の実践により、市内すべての園において、均しく質の高い教育・保育が保障されています。
- 放課後児童健全育成（アフタースクール）は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境整備が進んでいます。

現状と課題

- 少子化が進行する一方で、核家族化の増加などにより女性の就労率が高まっており、保育ニーズが増加しています。
- 保育ニーズに見合う受入れ体制に余裕がないことから、ニーズに合った環境整備を進めていく必要があります。
- 0歳からの切れ目のない教育・保育を実践していくためには、就学前教育から学校教育への円滑な接続を進めていく必要があります。
- 放課後児童健全育成（アフタースクール）のニーズに見合う受入れ体制に余裕がない施設が生じていることから、各学校において使用できる余裕教室等がないか十分に協議する必要があります。加えて、余裕教室等がない場合は、放課後児童健全育成（アフタースクール）専用のプレハブ校舎の建設等についても検討する必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2014)	(2019・3)	(2024)	(2029)
就学前教育・保育施設の希望園待機児童数※23	197 人	147 人	0 人	0 人

*教育委員会教育振興部教育・保育課調べ

< “チーム三木” の取組 >

市役所が進めること

●質の高い就学前教育・保育の充実

- ・本市独自の教育・保育共通カリキュラムを用いた保育の実践や、保育者の合同交流研修を実施し、公立と民間が共に質の高い教育・保育を推進します。
- ・教育・保育の質の向上と施設運営の適正化を図るため、条例に基づく第三者評価、監査を実施します。

●多様なライフスタイルに対応した保育サービスの実施

- ・特別な配慮が必要な子どもやその家族等に対する支援を充実します。
- ・保護者の多様な就労形態に対応した休日保育の実施や教育・保育時間の弾力化を図ります。

●放課後児童健全育成(アフタースクール)事業の推進

- ・小学校1年生から6年生の児童を対象に、放課後を安全安心に過ごし、遊びを通して自主性、社会性及び創造性を培うなど健全育成を図るため、市内の小学校区すべてにおいて放課後児童健全育成(アフタースクール)事業を実施します。

●幼保一体化計画の推進

- ・待機児童を発生させない受入れ体制を整備します。
- ・3～5歳児の保育料完全無償化と0～2歳児の50%軽減を継続実施し、子育て世代の経済的負担を軽減します。

●在家庭保育への支援

- ・子育て支援室等を活用した子育て相談や就園に向けた相談業務の充実を図ります。
- ・各園(所)の在宅児童への園庭解放により、交流の機会を提供します。

市民に進めていただくこと

- ・園(所)の運営に対する理解と協力、児童の情報共有
- ・在宅時における積極的な関わり

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・保育ニーズに合ったサービスの展開
- ・教育・保育の質の確保と向上

連携する枠組み(施策)

《広域》

- ・みきっ子未来応援協議会(就学前教育・保育部会)、近隣市町

個別計画、条例、規則等

- ・三木市子ども・子育て支援事業計画、三木市幼保一体化計画、三木市教育大綱、三木市教育振興基本計画

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(2) 誰もが学び続ける環境のまち		
枠組み(施策)	①学校教育②(学力向上、ICT 活用)	S D G s 該当	

将来のあるべき姿

- 情報化やグローバル化が急速に進む社会の中にあって、ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材を育てる学校となっています。
- 基礎的・基本的な知識・技能や思考力、判断力、表現力の育成に向け、児童生徒が主体的に学ぶ意欲や態度が育っています。
- 児童生徒が、I C T^{※5} 機器等を毎日の授業や家庭学習で効果的に活用しながら、学習に取り組んでいます。

現状と課題

- 小学校 16 校中 7 校、中学校 8 校中 2 校が単学級（クラス替えができない状態）の学校です。特に小学校では、1 学年当たりの児童数が 10 人を下回る学校が増えています。
- 学力について、毎年実施されている全国学力・学習状況調査結果の分析から見られる本市の傾向として、「知識」に関する問題に比べ、「活用」に関する問題の平均正答率が低くなっています。その課題を改善するためには、「知識」を「活用」する力を育成する取組が必要となりますが、その基盤となる基礎学力についても、更なる定着を促すことが重要です。
- 教職員は、I C T 機器を積極的に授業に活用していますが、今後は、タブレットなどの新しい I C T 機器やソフトの効果的な活用方法を研究する必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
「ひょうごがんばりタイム」実施校数	未実施	42%	100%	100%
全国学力・学習状況調査の平均正答率	県比 小-3% 中+2%	県比 小-3% 中+1%	県比 小±0% 中+3%	県比 小+5% 中+5%
教職員の ICT 活用実態調査における「わりにできる」「ややできる」の割合	—	95.0%	97.0%	99.0%

*教育委員会教育振興部学校教育課及び教育センター調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●教育環境の整備

- ・子どもの人口減少を見据えつつ、変化の激しい社会の中にあっても前向きに生き抜いていくための力を育む教育環境をめざし、学校再編と小中一貫教育を進めます。

●総合的な学力の向上

- ・プリント作成機能や個々の学習状況を把握する機能を持つ教材を活用し、より効果的な個別指導やクラス指導を推進します。さらに、基礎学力の定着とともに、思考力、判断力、表現力の育成を図ります。

●ＩＣＴ機器の整備

- ・タブレット端末などＩＣＴ機器を常に授業で使えるように、文部科学省が示すＩＣＴ機器の整備方針を参考に機器更新を行います。
- ・必要なソフトを整備し、すべての教員が適切に活用するための研修を行います。

●児童生徒のＩＣＴ活用スキル向上の推進

- ・児童生徒がＩＣＴ機器を効果的に使えるようにするため、多様な学習場面でＩＣＴ機器の使用を推進します。

市民に進めていただくこと

- ・放課後補充学習や長期休業中の補充学習への支援
- ・望ましい家庭学習習慣の定着に向けた学校との連携

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・在住外国人とのコミュニケーション※¹² 時に、スピーディーに多言語対応ができるよう翻訳機器の整備を検討

《教育機関》

- ・情報視聴覚機器を有効に活用した授業の協働研究

《団体》

- ・子どもたちへの学習支援活動や環境体験活動の企画・運営

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・兵庫県子ども多文化共生センター、兵庫県国際交流協会

個別計画、条例、規則等

- ・三木市教育大綱、三木市教育振興基本計画、三木市教育の基本方針

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(2) 誰もが学び続ける環境のまち
枠組み(施策)	①学校教育④(特別支援教育、グローバル教育※ ²⁴)
	SDGs 該当

将来のあるべき姿

○様々な特性や考え方を持つ児童生徒が、相互に理解を深め共に学ぶ環境が整っています。

○児童生徒がふるさとを誇りに思う心を持って社会へ出て活躍できる柔らかな発想と豊かな感性が育っています。

現状と課題

○ユニバーサル※²⁵な授業づくりや多様性を尊重した学級づくり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援と合理的配慮に取り組んでいます。

○特別支援教育においては、学校園、保健、福祉、医療、労働等の関係機関が情報共有し、切れ目のない一貫した支援を進めています。

○児童生徒の健康、学習、発達、成長状況や本人・保護者の意向を大切にした就学に関する教育相談を進めています。

○小学校への外国語活動の導入、外国語の教科化に対応するとともに、中学校での外国語との関係を考慮し、系統性を持った学習となるよう取り組んでいます。

○国際理解を深めるとともに、その基盤となる日本やふるさと三木を愛し、誇りに思う心の醸成をめざし、交流や体験活動を進めています。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2014)	(2017)	(2024)	(2029)
全国学力・学習状況調査 「外国の人と友達になったり、外国のことをもっと知りたい」項目	—	72%	80%	85%
	(2014)	(2018)	(2024)	(2029)
特別支援教育指導補助員の配置人数	34 人	49 人	55 人	60 人

*教育委員会教育振興部学校教育課調べ

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

●連携した特別支援教育の充実

- ・様々なツールの効果的な活用方法を研究し、各機関が連携して個々人に応じた教育を進めます。

●英語教育の推進

- ・教職員の外国語（英語）活動や外国語（英語）科の指導力向上、カリキュラムの研究推進を図るための研修を充実させます。
- ・外国語指導助手（ALT）や地域のボランティアの方々を活用し、発達段階に応じた外国語による交流を進めます。

●体験活動の充実

- ・我が国の伝統や文化、三木市の自然、人、歴史、伝統、文化などについて学ぶ体験活動を充実させ、国や郷土を愛する気持ち、ふるさと三木を誇りに思う感性を育てます。

市民に進めていただくこと

- ・特別支援教育に関する理解を深めるとともに、ユニバーサルデザイン^{※26}の考え方や学習方法の多様化への理解
- ・海外での生活や勤務の経験がある方に、その国の文化を教えていただく等、小学生が外国語や異文化に慣れ親しむ機会の支援
- ・ふるさと教育の講師として参加

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・特別支援教育への連携協力
- ・新しい体験事業の考案

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・県立高等学校、特別支援学校等
- ・兵庫県国際交流協会
- ・学校園所

個別計画、条例、規則等

- ・三木市教育大綱、三木市教育振興基本計画、三木市教育の基本方針

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

SDGs 該当項目

柱	(2) 誰もが学び続ける環境のまち
枠組み(施策)	①学校教育②(人権教育、いじめ・不登校等対策)
	SDGs 該当

将来のあるべき姿

○児童生徒の発達段階に応じ、すべての教育活動の中で計画的、組織的に人権教育を進め、豊かな心を育んでいます。

○児童生徒の内面理解に基づく人間的なふれあいを通した生徒指導が進められ、落ち着いた教育活動が展開されています。

現状と課題

○人権教育推進計画を作成し、計画的に人権教育を進めています。

○人権・同和教育のスキルアップに向けた教職員研修や資料の作成を行っています。

○いじめは、子どもたちの成長を妨げるとともに、時には、命までも奪ってしまう重大な問題です。学校、教育委員会、子どもいじめ防止センターはもとより、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

○インターネット^{※27}やSNS^{※20}の利用に関して、児童生徒のモラルを高める取組を進めています。

○関係機関と連携し、問題行動や不登校に対する未然防止、早期発見、早期対応を図っています。

○スクールカウンセラー^{※28}やスクールソーシャルワーカー^{※29}等を活用し、組織的に問題行動、不登校に対応する体制づくりを進めています。

指標・目標値

指 標		実績	現状	目標	
		(2014)	(2018)	(2024)	(2029)
全国学力・学習状況調査 「自分には、よいところがある」項目		—	78%	85%	95%
弁護士によるいじめ防止出前講座授業		4回	6回	8回	8回
不登校出現率 ^{※30}	小学校	0.27%	0.27%	0.25%	0.23%
	中学校	2.39%	3.03%	2.50%	2.30%

*教育委員会教育振興部学校教育課調べ

*市民生活部人権推進課子どもいじめ防止センター調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●教職員人権研修の充実

- ・教職員人権研修、同和教育伝承講座等、教職員の研修を充実させ、人権意識の一層の高揚と指導力向上を図り、自他の人権を尊重し支え合う児童生徒を育成します。

●教育相談体制の整備

- ・あらゆる教育問題に対応できるよう、教育委員会を中心に関係各課との連携を密にし、教育相談体制を確立します。

●教職員の専門性の向上

- ・人権問題や生徒指導関係の今日的課題に的確に対応できるよう、学校教育課や教育センターが主催する研修を中心に、教職員の専門性の向上を図ります。

●予防的取組の推進

- ・今日的な状況や児童生徒の実態を踏まえ、情報モラル講演会やネット利用教室、薬物乱用防止教室、交通安全教室など予防的な取組を推進します。

●いじめを許さない地域づくりの推進

- ・学校及び地域と連携していじめの防止及び解決を図るため、子どもいじめ防止条例に則り、啓発及び教育、相談を行います。
- ・いじめは著しい人権侵害であると認識し、いじめ防止講座を行うなど、いじめの防止に取り組めます。

市民に進めていただくこと

- ・オープンスクール^{※31}等の行事を通して学校園への積極的な関わり、協力
- ・子どもたちの今日的課題の理解につながる研修会への参加
- ・いじめは著しい人権侵害であるという認識の共通理解

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・学校園への積極的な関わり、協力
- ・地域の子どもに対する見守り、声かけ等を行い、いじめがなく、子どもが安心して過ごすことができる環境づくり

《教育機関》

- ・教職員や市民向け人権研修会等の主催・協賛
- ・不登校等の問題に連携し対応

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・兵庫不登校支援ネットワーク会議

個別計画、条例、規則等

- ・三木市人権尊重のまちづくり条例、三木市子どものいじめ防止に関する条例、三木市人権尊重のまちづくり基本計画、三木市教育大綱、三木市教育振興基本計画、三木市教育の基本方針

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(2) 誰もが学び続ける環境のまち		
枠組み(施策)	②青少年育成	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 次代を担う青少年が、人間としての温かさや思いやりのある豊かな心を培い、健やかにたくましく成長しています。
- 「地域の子は地域で守り育てる」という精神が市民全体に浸透し、地域で子どもを見守り、育てられる社会が実現しています。
- 地域の宝である子どもたちが、安心して登下校ができるよう、子どもたちの安全を見守り支援を行う「人の目の垣根隊」の充実が図られています。

現状と課題

- 地域社会のつながりが希薄になり、核家族化、少子高齢化、情報化などの進展とともに、青少年を取り巻く環境は急激に変化しており、一段と厳しさを増しています。
- 青少年補導委員を含め、地域や青少年の健全育成に係わる関係機関等が常に連携を図りながら、青少年の置かれている環境と大人や地域社会のなすべき課題について、研鑽を深める必要があります。
- 自治会やPTAから推薦を受けた青少年補導委員が地域で熱心に活動するためには、地域や学校、保護者の協力が必要になります。
- 青少年の犯罪が減少している現状に、「青少年補導委員の活動」の成果があります。地道な活動で表舞台に出ることがない青少年補導委員による夜間の巡回や啓発活動が、青少年の健全育成や非行防止の抑止に大きな成果をもたらしていることから、今後も必要不可欠な活動であるという市民との認識の共有が必要です。
しかしながら、ネット空間に入り込んでいる子どもたちを、青少年補導委員の巡回だけで見出すことが出来なくなっています。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018)	(2024)	(2029)
青少年補導委員の定数	152 人	152 人	155 人	155 人
青少年補導委員向けの研修開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回

*教育委員会教育振興部青少年センター調べ

< “チーム三木” の取組 >

市役所が進めること

●青少年補導委員の充実

- ・ 青少年補導委員の選出人数の維持と組織の充実を図ります。

●地域住民との協働

- ・ 多くの市民に「地域の子は地域で守り育てる」という精神を持っていただくため、青少年の見守り活動への参加、協力を自治会等に働きかけます。

●人の目の垣根隊の充実

- ・ 人の目の垣根隊の活動を継続し、より安全で安心な登下校ができるように推進します。
- ・ 会員が学校と連携して活動していただくため、小学校ごとに意見交換会を開催し、改善点や問題点を話し合います。

●ネット見守り隊の充実

- ・ ネット社会の中で、子どもたちが互いに傷つけ合わないよう、徹底した監視活動を行います。

市民に進めていただくこと

- ・ 青少年補導委員と地域防犯活動組織が連携し、青少年健全育成に係る地域情報を共有するとともに、地域で青少年を守り育てる取組の推進
- ・ 市民全員による、地域の宝であり次代を担う青少年の育成への取組
- ・ 温かさや思いやりのある豊かな心を培い、健やかにたくましく成長できるよう、家庭・地域教育の充実
- ・ 人の目の垣根隊への加入
- ・ 子どものスマホ等情報端末機器へのフィルタリング機能活用の徹底と、使用に関するルールづくり

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・ スマホ等情報端末のフィルタリング機能活用の啓発
- ・ 青少年の健全育成のため、有害図書・有害玩具等の調査・回収

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・ 北播磨地域や兵庫県内の補導委員が参加、協力できる仕組みづくり
- ・ 兵庫県警、近隣市町の警察署
- ・ 学校園

個別計画、条例、規則等

- ・ 三木市教育大綱、三木市教育振興基本計画、三木市教育の基本方針、三木市子どもものいじめ防止に関する条例、兵庫県青少年愛護条例、人の目の垣根隊設置要綱

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(2) 誰もが学び続ける環境のまち		
枠組み(施策)	③生涯学習(公民館・図書館等)	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 人生100年時代を豊かに生き、活力ある地域社会を形成するため、生涯にわたり学べる環境が整った地域拠点が形成されています。
- 身近な拠点で誰もが必要な情報を得られることで、市民自らの課題解決や暮らしに役立ち、いきいきとしたまちづくりにつながっています。

現状と課題

- 各公民館の施設が老朽化しており、ユニバーサルデザイン^{※26}に配慮した、安全・安心な施設への計画的な改修等や運営方法についての検討が必要です。
- 公民館でライフステージ^{※32}に応じた講座を開催しています。しかし、参加者数が年々減少傾向にあります。地域課題や社会情勢、ニーズに沿った学習を進めていく必要があります。
- 人口が減少していくなかでも、図書館のコンセプトである「より多くの人により多くの知る喜びを」を念頭に置き、利用者一人ひとりが求める情報を確実に提供できるよう努めています。
- 市民自らが課題解決するために必要な図書資料の幅広い収集と提供、及びレファレンスサービス^{※33}を充実しています。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「生涯学習」に対する満足度*1	—	53.5%	60.0%	65.0%
	(2012)	(2017)	(2024)	(2029)
市民一人当たり貸出冊数(冊/年)*2	10.4冊	12.1冊	12.5冊	13.0冊

*1「市民アンケート」結果

*2 教育委員会教育振興部図書館調べ

< “チーム三木” の取組 >

市役所が進めること

●多世代が参画する生涯学習の推進

- ・人権尊重の視点を取り入れた生涯学習の推進と地域づくりを進めます。
- ・多世代が気軽に立ち寄ることができる公民館として、学び、地域づくり、生きがいつくりの場としての活用を呼びかけます。
- ・高齢者大学、大学院を運営し、高齢者の生きがいつくりや地域指導者の育成を進めます。

●地域コミュニティ^{※1}の活性化

- ・地域住民のふれあいと連帯意識を高め、地域の活性化と明るい地域づくりの担い手を発掘・育成します。

●社会教育団体の育成支援

- ・市内で活躍されている各種社会教育関係団体の育成、支援に努めます。

●図書館サービスの充実

- ・親切で丁寧な対応で市民の信頼を得られるよう職員力を高め、「頼れる図書館」をめざして資料要求に全力で応えます。
- ・市内外の関係機関との連携により図書館サービスの更なる向上をめざします。

市民に進めていただくこと

- ・住民による主体的な地域活動への参画
- ・図書館ボランティアやNPO^{※34}団体等としての更なる連携

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・市政への提案、協力、参画
- ・従業員に対し地域社会参加への呼びかけ

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・市外各図書館、社会福祉協議会、関西国際大学、市内高等学校、市内就学前教育・保育施設及び学校園

個別計画、条例、規則等

- ・三木市教育振興基本計画、三木市教育大綱、三木市教育の基本方針、三木市立公民館設置及び管理に関する条例、三木南交流センター設置及び管理に関する条例、三木市立まなびの郷みずほ設置及び管理に関する条例、三木市立別所ふるさと交流館条例、三木市立図書館条例

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(2) 誰もが学び続ける環境のまち
枠組み(施策)	④文化・スポーツ

将来のあるべき姿

○「文化」は、こころ豊かな生き方と社会生活の基盤をつくる重要な要素であり、その振興は、地域社会を活性化しています。三木市展や墨華香るまちフェスティバルなどの芸術作品展の開催や、古式ゆかしい伝統行事などを継承しています。これらの資源を生かし、「チーム三木」がともに手を取り合い、三木市民一人ひとりが文化振興の担い手として行動しています。

○スポーツを「する、観る、支える」ことで楽しさや共感、感動が膨らみ、自らの意欲の向上につながります。それにより、地域交流を促進し、健康で活気のあるまちづくりを推進しています。

現状と課題

○市民主体による歴史文化活動が盛んに行われるようになってきましたが、文化芸術団体の中には、若者の加入が少なく、限られた一部の人の活動になっている部分もあります。また、地域の伝統行事や催しが、休止や省略、縮小傾向になり、地域の伝統が継承できない状況や、人と人のふれあいが減少する懸念もあります。

○誰もが気軽にスポーツに接し、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境を整えていく必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018)	(2024)	(2029)
「文化や芸術に触れ合う機会」に対する満足度*1	—	48.3%	60.0%	80.0%
「スポーツ施設やスポーツ活動」に対する満足度*1	—	61.6%	70.0%	80.0%
堀光美術館入館者数 *2	—	9,637 人	11,000 人	12,000 人

*1「市民アンケート」結果

*2 教育委員会教育総務部文化・スポーツ課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●市民が芸術や歴史に触れる機会の提供

- ・三木市展やみなぎの書道展など、芸術の発表の場を企画・運営します。
- ・教育機関との連携を図り、講座等を設けることで文化や歴史に関する知識・認識の消失を防ぎ、文化芸術活動の裾野を広げます。
- ・地域に残る歴史、文化、伝統をその地域に暮らす人々と共に発掘し、郷土愛を育みます。
- ・地域住民とともに身近な歴史や文化に基づく地域コミュニティ※1の充実を図ります。

●スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりの推進

- ・みっきいふれあいマラソンやふれあいスポーツデーなど、年齢の違いや障がいの有り無しにかかわらず、多くの市民が参加できるスポーツイベントなどを開催し、気軽にスポーツを始めてもらい、健康増進につなげます。
- ・スポーツを通じて、選手やスタッフ、支援ボランティアの皆さまに、喜びや感動を味わっていただくとともに、参加者同士の交流を促進します。

市民に進めていただくこと

- ・古い町並みや各地の行事、伝統芸能などの文化資源の継承
- ・行政や地域が行うイベントや学びの場への参加
- ・スポーツクラブ 21などを主体とした市民が気軽に参加できるイベントの開催

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・市内の各文化芸術団体による文化祭などの発表会を通じた活動の充実、運営の工夫、会員数の増加

《団体》

- ・地域の文化、スポーツ等に関する官民の取組への参加、参画

《教育機関》

- ・地域、事業者、市などとの連携
- ・本市を舞台した研究、調査活動、イベント等の実施

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・文化振興財団など教育機関と連携を図り、講座や行事を通じて、学校教育における地域学習の充実と将来的な文化振興の担い手の育成

個別計画、条例、規則等

- ・文化振興ビジョン、スポーツ振興ビジョン

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(2) 誰もが学び続ける環境のまち
枠組み(施策)	⑤大学連携

将来のあるべき姿

- 市や地域が抱える課題を、市、市民、大学、民間事業者が持つ知識や情報を生かして相互に協力し、解決に向けて取り組んでいます。
- 多くの若者がまちづくりの担い手となり、若者の視点や意見がまちづくりに反映されています。
- 学生、市民、行政が、それぞれの役割と責任を自覚しながら協力し、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 複数の大学と連携協定を結び、審議会や委員会等において市や地域が抱える課題について、学識経験者の視点で意見をいただいています。
- 市と大学間での課題の共有は進んでいるものの、市民参画の機会や若者の声を聴く機会が少ない状況です。
- 自然災害が多発するなか、行政ができる「公助」にも限界があり、自分のことは自分で守る「自助」や、地域の人たちで助け合う「共助」の力を育てるサポート体制を整備していく必要があります。
- 防災の知識や技術等を習得できる環境や、指導できる人材が不足しています。また、習得した知識や技術等を活用する機会も限られています。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018 末)	(2024)	(2029)
若者から意見を聴く機会 (回/年) *1	—	3 回	4 回	5 回
	(2018)	(2018・9)	(2024)	(2029)
「災害に強いまちづくり」に対する満足度 *2	50.0%	50.0%	55.0%	60.0%

*1 「三木東校タウンミーティング」「三木若者ミーティング」の開催回数

*2 「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●三木若者ミーティング等の開催

- ・市内の大学と高校に通う学生と生徒に本市の「今」と「未来」などのテーマについて話し合い、発表する機会を創り、市政運営に反映していきます。

●学生からの事業提案

- ・高校生や大学生からの地域活性化策や協働に関する提案などを受け、事業の具体化に向けた検討を行います。

●災害時応援体制の構築

- ・気候変動による自然災害が多発するなか、市民の避難所受入れ態勢の維持・向上に向け、大学と連携した取組を検討していきます。

●連携内容の調整

- ・災害対策における課題を抽出し、課題解決に向け、学生が関わる内容ができる内容を整理し、大学、行政双方にとってメリットのある取組を検討、調整、実施します。

●地域防災の活性化

- ・大学（学生）のニーズと地域（市民）のニーズを把握し、双方の取組の効果的なマッチングを行い、地域の防災活動の活性化を図ります。

●防災意識の向上

- ・大学の防災教育を、学生だけでなく市民も学習できる機会を設け、市民の防災意識の向上を図ります。

市民に進めていただくこと

- ・留学生に対する温かいおもてなしの対応（自助・共助など）
- ・市が実施する三木若者ミーティング等の若者向け意見交換会への参加
- ・市に対する事業提案と実施への協力
- ・災害時の避難場所や連絡方法について家庭内で共有、備蓄品の準備
- ・大学（学生）が行う防災活動等への参加、協力

企業・団体等に進めていただくこと

《教育機関》

- ・行政や地域との連携
- ・学生や市民に対する防災教育

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・関西国際大学、神戸大学、兵庫教育大学、神戸芸術工科大学
- ・大学、地域、行政の連携

個別計画、条例、規則等

- ・三木市と関西国際大学との地域連携協力に関する協定書

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(3) 安心して暮らせるまち		
枠組み(施策)	①健康・福祉	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 子どもから高齢者まですべての市民が共に支え合いながら、各ライフステージ^{※32}において健やかで心豊かに生活できる社会になっています。
- 核家族化が進むなかにあって、多様な生活様式へ対応できる環境がつくられています。
- 高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で元気にいきいきと健康で安心して暮らせる社会になっています。

現状と課題

- 平均寿命が延伸を続けるなか、後期高齢者人口の増加が続く、高齢化率が上昇し、認知症の方も増加していくことが予想されています。「人生100年時代」を想定し、認知症等の予防並びにフレイル^{※35}及び介護予防などの支援事業の充実が求められています。
- 疾病の早期発見・早期治療、さらに早期予防として町ぐるみ健診の受診が重要ですが、受診率が低い状態です。
- 町ぐるみ健診において「要精密検査」と診断された方の精密検査受診率は、60～80%と低い状態で推移しています。
- 市民に対し、健診や精密検査受診の重要性を認識してもらう働きかけが必要です。
- 予防接種による国民全体の免疫水準を維持するために、社会全体として一定の子どもの予防接種率を確保することが重要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「健康診断や健康づくりへの支援」に対する満足度	—	71.8%	72.5%	73.0%
「高齢者福祉施設の整備や施策」に対する満足度	—	52.2%	54.0%	56.0%

* 「市民アンケート」結果

< “チーム三木” の取組 >

市役所が進めること

●健康づくりと介護予防の推進

- 疾病の早期発見、早期治療、さらに早期からの予防のための町ぐるみ健診、生活習慣病重症化予防のための相談や健康教室など機会あるごとに、市民一人ひとりが健康意識を持ち、自主的に健康づくりに取り組める環境づくりを行います。
- みっきい☆いきいき体操等によるフレイル予防や介護予防を推進し、健康でいきいきとした高齢者の増加をめざすとともに要介護状態の軽減や重度化予防に取り組みます。
- 健康意識の向上及び健康の保持増進を図るため、健康ポイント事業等を実施し、楽しみながら健康づくりに取り組む機運を醸成します。
- 子どもの健康保持・増進及び保護者の経済的負担の軽減に向けて取り組みます。

●保健医療体制の強化

- 「町ぐるみ健診」の検査項目や受診条件の充実を図り受診勧奨を強化します。
- 乳がん検診に対する市民意識と受診率の向上を図るため、自己負担額の低額化と啓発の強化、女性に配慮した受診機会の充実等を図ります。
- 保健センター（総合保健福祉センター・吉川健康福祉センター）が、市民の健康づくりの拠点として機能するよう、市民ニーズや時代に即応した施設整備と運用の充実を図ります。

●情報の発信

- 予防接種に関して、市民が正しい知識を持つよう普及啓発を行います。また、個別に接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。

市民に進めていただくこと

- 市民一人ひとりが健康意識を持って、日常的な健康運動への取組
- みっきい☆いきいき体操教室に参加するなど、自主的な健康維持
- 健診等を受診し、必要に応じて生活習慣病の重症化予防への取組
- 「ワクチンで防げる病気（VPD^{※36}）」を理解し、大切な子どもたちの命や健康を守るため予防接種の受診

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- 市民が自らの健康維持に役立てることができる施設や設備の充実
- 市が行うアンケートや委員への参加、協力

《教育機関》

- 各種協議会等への委員推薦（学識者）

連携する枠組み（施策）

《広域》

- 予防接種の広域で接種可能な体制を継続

個別計画、条例、規則等

- 三木市食育推進計画、三木市保健医療計画（健康プランみき 21（第2次））、三木市地域福祉計画、三木市高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画、第2期国民健康保険保健事業実施計画、第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(3) 安心して暮らせるまち
枠組み(施策)	②安全・安心

将来のあるべき姿

- 市民の安全で安心した暮らしを守るため、時代に即した消防・救急救助体制が確立しているとともに、近隣市町の常備・非常備消防^{※37}が連携し、複雑多様化する災害に対応できる広域的な防災体制が充実しています。
- 人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会をめざして、一層の交通安全思想の普及徹底を進めています。
- 地域の宝である子ども達の安全に配慮し、安心して登下校ができるよう「人の目の垣根隊」の充実が図られています。
- 消費者トラブルの未然防止を図り、市民の生命、財産を守るまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 1965（昭和 40）年に常備消防として発足して以来、社会情勢やそれを取り巻く環境は大きく変化し、それに伴って消防の体制も様変わりして、警防、救助、救急、予防、危険物規制、防災など多方面に業務が拡大しています。
- 市民自らの交通安全に対する意識改革が必要と考えられます。そのためには、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながら連携を強化するとともに、市民一人ひとりが交通安全に関する各種活動に対して様々な形で参加し、協働していくことが必要です。
- 地域の宝である子どもを見守る大人が減り、高齢者中心の現状を打破するため、地域や保護者、家族の協力を得られるよう取組を進めています。
- 消費者被害は、新たな手口で広がることが多いため、被害に遭わないよう知識の普及や、被害にあった場合の対処についての情報提供が必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「消防・救急救助体制の整備」に対する重要度 ※1	—	73.3%	80.0%	85.0%
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
人身事故件数※2	548 件	421 件	400 件	380 件
人の目の垣根隊会員数※3	722 人	751 人	820 人	830 人

※1 「市民アンケート」結果

※2 三木市警察署調べ

※3 教育委員会教育振興部教育センター調べ

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

●専門の知識を有する職員の育成強化

- ・消防職員の人材育成のため、消防大学校、救急救命士養成課程などの県消防学校等へ計画的に職員の派遣教育を実施し、専門的知識の習得に努め、市民サービスの向上につなげていきます。

●交通安全市民運動の推進

- ・各推進機関・団体と連携して交通安全市民運動を推進します。また、民間安全団体を育成します。

●人の目の垣根隊の充実

- ・人の目の垣根隊を充実させることで、児童数が減る中であって垣根隊会員1人が見る児童数を少なくし、より安全で安心して通学できるように推進します。
- ・ボランティア保険の加入や、被服の貸与等を行い、会員が継続して活動していただけよう支援を充実します。

●継続した「ネット見守り隊」事業の推進

- ・一時的な見守り事業ではなく、子ども達がネット環境の中で得られる利便性と危険性について正しく認識できるよう研修会を開催します。

●消費者被害の防止と相談体制の整備

- ・広報誌などで、正しい消費知識の情報提供を進めるとともに、消費生活センターに消費生活相談員を配置し、消費者被害から市民を守ります。

市民に進めていただくこと

- ・ドライバーや歩行者として、交通マナーと交通安全行動の遵守
- ・人の目の垣根隊への参画
- ・スマホやパソコンの利用に関するルールづくりを行い、有害サイト^{※38}への誘導を食い止め、自画撮りなどの福祉犯罪への防止を推進

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・各推進機関・団体との連携強化
- ・IT^{※39}技術や新技術、新材料等の開発、情報発信
- ・車両に「子ども安全・安心パトロール中」のステッカーを貼付するなど見守り活動への参画

《団体》

- ・各推進機関・団体との連携強化
- ・本事業のPR

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・兵庫県の提唱する「ストップ・ザ・交通事故」県民運動と連携
- ・兵庫県、近隣市町や警察

個別計画、条例、規則等

- ・三木市交通安全計画、人の目の垣根隊設置要綱

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(3) 安心して暮らせるまち		
枠組み(施策)	③ 社会保障	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

○高齢者等を地域で支え合う体制づくりと保健・医療・福祉が連携して、サービスを切れ目なく提供することによって、高齢者等が地域で様々な人とつながりを持ちながら、その人らしく安心して暮らせる社会になっています。

○障がいのあるなしに関わらず、乳幼児期から学校卒業後まで質の高い適切な療育・教育を受け、ライフステージ^{※31}に応じて住み慣れた地域で安心して豊かに生活できるまちになっています。

○だれもが適切な医療保険サービスが受けることができ、医療保険制度の安定的な運営が維持されています。

現状と課題

○少子高齢化により、地域コミュニティ^{*1}が衰退し、高齢者世帯による老老介護、一人暮らしによる孤立、閉じこもりの増加が懸念されています。高齢者の社会参加や生きがいつくり、居場所づくり、また、地域で高齢者や認知症の方を見守るなど、支え合いのネットワークづくりが必要になっています。

○障がいのある人が、自立した生活を送ることができるよう、早期からの療育・教育体制による発達支援の充実が求められています。

○国民健康保険制度等では、人口減少や少子高齢化に伴う被保険者数の変化などに的確に対応できるよう、医療費の適正化、保険税(料)の収納率向上の取組を強化し、安定的な制度運営を維持する必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「高齢者福祉施設の整備や施策」に対する満足度 ^{*1}	—	52.2%	54.0%	56.0%
「バリアフリー ^{※40} 化の整備」に対する満足度 ^{*1}	—	42.0%	50.0%	60.0%
「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度 ^{*1}	—	57.7%	68.0%	75.0%
「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度 ^{*1}	—	45.7%	60.0%	75.0%
障がい者施設入所者数 ^{*2}	85 人	92 人	85 人	78 人

^{*1}「市民アンケート」結果

^{*2}第4期・第5期三木市障害福祉計画 第1期三木市障害児福祉計画

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

●地域で安心して暮らせる体制の整備

- ・高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、地域の社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

●療育の充実

- ・保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図りながら、できるだけ早期に、適切で質の高い療育を提供し、障がいのある子どもの成長を地域で一貫して支援する体制を構築していきます。

●福祉サービス等の充実

- ・障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加と自立を促進するため、生活介護をはじめ、さまざまな障害福祉サービス等を充実するとともに、就労と就労後の継続した支援に努めます。また、障がい者就労施設等から物品等の優先調達に努め、障がいのある人の就労の機会の拡大を図ります。

●国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営

- ・国民健康保険加入者の健康と医療費適正化のため、特定健診等の受診率や保健指導実施率の向上に努め、生活習慣病予防に取り組みます。
- ・被保険者の資格管理、保険税(料)収納対策の推進、制度の周知・広報等の実施により適切な運営の維持に取り組みます。

市民に進めていただくこと

- ・広報やホームページ等による情報の共有
- ・生活支援ボランティアや研修等への参加
- ・国民健康保険や後期高齢者保険制度を理解し、保険税(料)の納期限内納付を実施
- ・医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の利用に協力

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・市が行うアンケートや委員への参加、協力
- ・市内事業所・各種団体が集まる協議会への参加

《教育機関》

- ・各種協議会等への委員推薦（学識者）

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・北播磨地域の協議会への参画・参加

個別計画、条例、規則等

- ・三木市地域福祉計画、三木市高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画、三木市介護保険条例、第4期三木市障害者基本計画、第5期三木市障害福祉計画、第1期三木市障害児福祉計画、第2期国民健康保険保険事業実施計画、第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画 等

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(3) 安心して暮らせるまち		
枠組み(施策)	④人権	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、障がい者、外国人、その他のあらゆる人権に関する問題の解決へ向け、人権が尊重される明るく住みよいまちづくりに取り組んでいます。
- 子どもから高齢者まで、出生や障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、すべての人が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる、すべての人にやさしい地域づくりを進めています。

現状と課題

- 2001（平成 13）年に「三木市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、取組を進めてきたことにより、人権意識は市民の生活や社会など、あらゆる場に確かなものとして根付いてきています。一方で、インターネット^{※27}による人権侵害、いじめ虐待、就労問題など、新たな人権課題も表面化しています。
- 2016（平成 28）年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行され、人権問題を解消するための相談体制の充実や同和問題に関する教育・啓発の推進、同和問題の早期解決をめざした取組が必要です。
- 地域住民誰もが安心して快適に地域生活を送るために、地域の中の物理的な障壁の除去（バリアフリー^{※40}）を進めるとともに、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン^{※26}の考え方をより普及していくことが必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度	—	57.7%	68.0%	75.0%
「バリアフリー化の整備」に対する満足度	—	42.0%	50.0%	60.0%

* 「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●条例に基づいて、市政全般にわたり人権を基調としたまちづくりの推進

- ・条例に基づき、「人権尊重のまちづくり基本計画」を策定し、市政全般にわたり人権を基調としたまちづくりを推進します。

●人権教育・啓発の推進

- ・「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」に基づき、「三木市人権尊重のまちづくり実施計画」を策定し、人権教育・啓発を推進します。
- ・人権教育・啓発と人権施策を一体的・連動的に推進します。

●外国人市民の住みやすい環境づくりの推進

- ・多文化共生に対する市民の意識を高めるとともに、外国人市民への多様な情報提供や相談体制の充実、あらゆる場への参加・参画促進により共生社会を実現します。

●障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の推進

- ・障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、障がい者に対する理解や交流を促進し、手話啓発講座やあらゆる機会を通じて効果的な教育や啓発を推進します。
- ・障がい者の権利を守るため、合理的配慮への取組、相談体制の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、障がいのある人が自分らしい日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、ソフト・ハード両面において環境を整備するとともに、障がいのある人をサポートする団体への支援を行います。

市民に進めていただくこと

- ・市等が主催するセミナーや住民学習など人権学習等への積極的な参加

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・公正な採用や処遇など、人権が尊重される職場づくり

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・三木市人権・同和教育協議会、みきっ子未来応援協議会、三木市障害者差別解消支援地域協議会等との連携

個別計画、条例、規則等

- ・三木市人権尊重のまちづくり条例、三木市子どものいじめ防止に関する条例、三木市事務分掌規則、三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第3次）、第4期三木市障害者基本計画、第5期三木市障害福祉計画、第1期三木市障害児福祉計画 等

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(3) 安心して暮らせるまち		
枠組み(施策)	⑤男女共同参画	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

○家庭や地域、学校、職場などにおいて、性別にとらわれず、男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍し、互いに支え合い、安心して生活ができるよう、市民と行政、関係機関・団体が協働して男女共同参画社会の実現をめざしたまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 2016（平成28）年に行った「三木市男女共同参画に関する市民意識調査」では、男女共同参画社会の形成を阻害する要因と考えられている固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家事・育児をするべきである」という考え方）や性別による偏見、社会慣行などが払拭されているとは言えない、という結果が見られました。
- 自治会役員や市議会議員、企業の管理職など、政策や計画などの意思決定の場への女性の参画を促進することが必要です。
- 少子高齢化に伴う労働力不足、社会保障費の増加や世帯収入の減少等により、女性の活躍が必要とされるなか、高度経済成長期に形成された男性中心型の長時間労働の慣習が女性の活躍を阻害する要因の一つであることから、長時間労働の解消が必要です。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げとなっています。関係各課が更に連携し、被害者の安全確保から自立に向けた支援まで幅広い取組が必要です。
- 次代を担う世代が、幼少期から人権の尊重や男女共同参画について理解を深め、将来を見通した自己形成ができるような教育が必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2010)	(2016)	(2024)	(2029)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に否定的と考える人の割合	43%	46%	50%	50%
現在の日本社会は、「家庭生活では男性と女性は平等である」と考える人の割合	33%	32%	40%	45%

*「男女共同参画に関する市民意識調査」結果

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

●男女平等や人権尊重についての指導と個性や能力を生かした教育の推進

- ・男女の平等や人権尊重について適切に指導し、性別によらない一人ひとりの個性や能力を尊重する教育を推進します。

●男女共同参画をめざす意識づくり

- ・「三木市男女共同参画プラン」を策定し、固定的性別役割分担意識の解消をはじめとする男女共同参画社会の実現に向けた教育や啓発を推進します。

●働き方の見直しと男性の家庭・地域活動への参画促進

- ・仕事と家庭・地域活動が両立できるよう、長時間労働の解消に向け啓発するとともに、男性の家庭・地域活動への参画を促進します。

●市職員の女性管理職への登用

- ・女性管理職登用を推進するため、人材育成や女性が働きやすい職場環境を整えるとともに、性別にとらわれることなく、個人の資質や能力により管理職へ登用します。

●DV^{※41}被害者の相談、支援体制の充実

- ・配偶者等に対する暴力についての相談窓口を周知し、相談しやすい体制を整えます。また、配偶者等に対する暴力について、市職員の認識を向上するため研修を実施するとともに、被害者に多い女性の安全確保や自立に向けて、関係各課が連携し効率的な支援ができる体制を整えます。

市民に進めていただくこと

- ・審議会や各種委員会等への積極的な女性の参画
- ・男女共同参画に関するセミナーや講演等への積極的な参加
- ・地域で子育てや高齢者の支援ができるネットワークづくり

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・適切な労働時間や定期的な休日の確保など労働条件の整備
- ・女性が自らの意思によって経営に参画する機会の確保

連携する枠組み（施策）

《市内》

- ・三木市DV対策連携会議の設置

《広域》

- ・兵庫県男女共同参画推進員北播磨地域連絡会議
- ・北播磨管内男女共同参画担当者連絡会

個別計画、条例、規則等

- ・三木市人権尊重のまちづくり条例、三木市男女共同参画プラン（第3次）

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(3) 安心して暮らせるまち		
枠組み(施策)	⑥市民協働	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

○市民と行政とがお互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割と責任を明確にし、協働と参画のまちづくりが進められています。

現状と課題

○市民との協働と参画のまちづくりの推進を図るため、市民の市政への関心を高める手段として直接対話できる機会を設け、市政に市民の意見を反映しています。

○地域コミュニティ※1の基盤組織である自治会や区長協議会、市民協議会等がよりよい地域づくりをめざして活動しており、こういった自治活動に対して支援をしています。少子高齢化や核家族化の進展により、地域づくりの担い手不足が懸念されており、地域コミュニティの維持が大きな課題です。

○福祉の増進、地域課題の解決などに係る市民の自主的・自立的な公益活動に対し、活動団体の立上げ及び育成につなげるための支援として、市民活動支援金を交付しています。このことにより多くの市民活動団体が、継続的に公益活動を実施するようになってきましたが、一方では、活動実績の確認方法や活動団体の自主的・自立的な運営に関して課題も見られています。

○ボランティア団体や市民活動団体の更なる活性化をめざし、ボランティア団体間の情報交換や活動内容を発表するイベントを開催しています。
各団体の活動内容の市民への周知方法については、今後、更なる工夫が必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度	—	45.7%	60.0%	70.0%
「ボランティア活動などへの参加の機会」に対する満足度	—	54.2%	60.0%	70.0%

* 「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●市民の行政、まちづくりへの参画促進

- ・市民と共に市政を考え施策を推進するため、市民の思いをより一層市政へ反映する仕組みづくりと機会を設けることにより、市民と行政との信頼関係を更に深めます。（市政懇談会などの実施）

●市民活動、ボランティア活動の活性化

- ・市民活動やボランティア活動の裾野拡大のため、新たな活動を始める市民団体やボランティア団体の立ち上げを支援します。
- ・公益的な事業を継続して取り組むボランティア団体等に対し、全庁的な支援体制を構築していきます。

●市民活動、ボランティア活動の啓発PR

- ・市内のボランティア団体等が一堂に会す「ボランタリーフェスタ」の開催を通じて団体間の情報共有や活動内容の紹介を行います。
- ・ホームページ等で市民・ボランティア活動団体の活動内容について市民への周知を図るなど、情報発信体制を構築していきます。

市民に進めていただくこと

- ・地域課題の共有と意見の集約
- ・地域で行われている市民・ボランティア活動への積極的な参加
- ・ボランタリーフェスタ等への参加

企業・団体等に進めていただくこと

《企業・団体》

- ・事業所、NPO^{※33}法人団体と地域のボランティア活動との連携

《教育機関》

- ・高校生、大学生と地域のボランティア活動との連携

個別計画、条例、規則等

- ・三木市市政懇談会実施要綱、三木市市民活動支援条例、三木市市民活動支援条例施行規則

1 未来へつなぐ暮らしづくり

テーマ	(3) 安心して暮らせるまち		
枠組み(施策)	⑦生活困窮	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

○失業、不安定就労、病気や離婚などによって困窮する家庭が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちになっています。

現状と課題

○生活を送るなかで失業など様々な要因をきっかけとして、困窮状態に陥った人に対し、憲法による最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行うことが必要です。

○本市では、他に利用できる手段が無い生活困窮者に対して、生活資金の給付又は無利子での生活福祉資金の貸付を行っています。

○ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手の役割をひとりで担うほか、生活するための住居の確保、安定した収入の確保、安心して働くための保育・教育の確保など、様々な困難に直面する人が多くいます。

○社会環境や生活環境の変化、個人の価値観の多様化等による離婚の増加や非婚での出産により、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭の自立や生活の安定のため、相談支援や経済的支援が必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「経済的困窮者やひとり親家庭への支援」に対する満足度	—	43.0%	55.0%	70.0%

*「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●経済的困窮者への支援

- 国の制度である生活保護制度を適切に実施し、経済的に困窮状態に陥っている方に対して、必要な支援を行います。
- 就労のみならず、生活に様々な課題を抱えた方に対して、生活困窮者自立支援制度を活用し、経済的・日常的な自立に向けた支援を行います。
- 本市独自の生活福祉資金の給付又は貸付を継続して行うことで、誰もが安心して暮らせるまちをつくります。

●ひとり親家庭への支援制度の充実及び周知

- ひとり親家庭の親等が安心して仕事と生活を両立することができるよう、ニーズに応じた保育サービスの提供、公営住宅の優先入居などによる住居の確保など、子育て・生活支援の充実や、就業機会を確保するための資格取得を支援するほか関係機関と連携し就業を支援します。
- 自立に必要な情報や様々なサービスを総合的に把握し、きめ細やかな相談指導と情報提供に努めます。また、法律相談の実施や専門的知識を有するひとり親自立支援員を配置するなど相談支援を充実します。

市民に進めていただくこと

- 地域行事などへの参加により、地域住民同士のきずなづくり

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- 就労が継続できるよう雇用面での配慮
- ひとり親家庭への自立可能な雇用条件での採用

連携する枠組み（施策）

《広域》

- 公共職業安定所、社会福祉協議会、法テラス

個別計画、条例、規則等

- 第3期三木市地域福祉計画、第2期三木市子ども・子育て支援事業計画

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(3) 安心して暮らせるまち		
枠組み(施策)	⑧市民サービス	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

○財政規律を堅持し、健全で安定した行財政運営を行い、市の規模や多様化する社会情勢に対応した行政サービスの提供を持続し、市民にとって親切で身近な市役所になっています。

現状と課題

○外国人市民の増加や家族形態の多様化により、窓口での案内業務の内容は複雑かつ増加しています。誤りを防ぐためのチェック体制を強化しつつ、スムーズな対応ができるよう業務の効率化を図っていく必要があります。

○土曜開庁、住民票電話予約サービス、コンビニ交付等サービスの向上に取り組んでいます。窓口での待ち時間短縮を図るため、新たなシステム導入等の検討が必要です。

○市民ニーズに対し、市がめざすまちの姿を実現するため、民間事業者が提供できるサービスを精査・検討し施策への反映が必要です。

○歳入面においては、人口減少などにより市税の増収が見込めないなか、国においては、地方交付税の縮小や本市の貴重な財源であるゴルフ場利用税交付金の存廃が議論されており、今後の財政状況は厳しくなることが予想されます。将来にわたって安定した行財政運営を行っていくためには、事業の見直しなどにより経費を抑制しつつ、地方創生を着実に進めることにより収入の確保を図っていく必要があります。

○歳出面においては、高齢化の進展による医療費・介護サービス費のほか子育て支援策の充実等に伴う扶助費が増加しています。また、公共施設の老朽化対策や道路などのインフラ^{※39}メンテナンスに伴う維持補修費も増加しています。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2015・12)	(2018・12)	(2024)	(2029)
カード交付率*1	22% (住カ)	15% (個カ)	90% (個カ)	95% (個カ)
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「健全な行政経営の推進」に対する満足度*2	—	47.2%	50.0%	60.0%

*1 市民生活部市民課調べ（住カ：住民基本台帳カード、個カ：マイナンバーカード）

*2 「市民アンケート」結果

< “チーム三木” の取組 >

市役所が進めること

●窓口の混雑解消のために先進技術導入を検討

- ・新たなシステム（A I^{※6}やR P A^{※7}などの技術）の導入により、待ち時間の短縮、業務の省力化・自動化の検討を進めます。

●マイナンバーカードの発行、各種証書のコンビニ交付を啓発

- ・マイナンバーカードを利用することにより発行可能な証明書の種類を増やします。さらに、各証明書等のコンビニ交付を啓発し、市役所窓口の混雑解消を図ります。そのため、市民にマイナンバーカードの取得を促進します。

●官民連携による市民サービスの維持・向上

- ・民間事業者、近隣他市町等と連携し、それぞれの持つ強みを生かした行財政運営を検討し、市民サービスの維持・向上につなげていきます。

●堅実で効率的な財政運営

- ・業務改善・効率化による経費の抑制を図ります。
- ・財源に限りがあるなか、事業の「選択と集中」を更に進め、未来への投資と収支の均衡を両立させるため、事業の目的、計画性や費用対効果等を厳しく精査します。

●職員の意識改革

- ・職員一人ひとりが市の財政状況を理解し、コスト意識を向上させることで、最小の経費で最大の効果を生み出す業務体制を構築します。

●市民への周知

- ・行財政の状況を市民にわかりやすく情報提供し、理解を求めます。

市民に進めていただくこと

- ・人口減少社会における行政サービスのあり方についての理解と関心
- ・「自分たちでできることは自分たちで」という自助・共助への取組。まちづくりへの参画。
- ・まちづくりにおける主体としての意識高揚に向けた行政との連携・協力。

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・地域の課題解決につながる技術開発や事業の推進
- ・自治体の業務改善、効率化、経費抑制につながる事業連携

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・民間事業者、兵庫県、近隣他市町との連携
- ・金融機関

1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

柱	(3) 安心して暮らせるまち
枠組み(施策)	⑨地域コミュニティ

将来のあるべき姿

○地域の発展のため地域コミュニティ※1が形成され、住民が主体的・継続的に活動できるよう、市と連携して活力あるまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

○地域の発展のために地域住民が主体的・継続的に活動する市民協議会は、区長協議会、各種団体、NPO※34、ボランティア団体などから構成されています。市は市民協議会に対して支援を行い、地域のまちづくりを推進しています。

○地域コミュニティの基盤組織である自治会等が、市民文化の向上及び市民福祉の増進並びに地域の防災力強化のため、自治活動に対しての支援をしています。

○社会環境が変化するなか、若者の流出等が著しく、また、過疎化、核家族化、少子高齢化の進展等により、自治会機能の低下、地域コミュニティ活動の維持が懸念されています。

○地域内での様々な課題に対し、行政だけでは対応することが難しくなり、自治会などの地域コミュニティの役割がますます重要となるため、維持存続の支援をしていく必要があります。

○地域の実情に即したまちづくり活動を推進するため、地域の中でリーダーシップを発揮する人材の発掘、育成を継続的に進め、市と地域が連携して活動する体制を維持していく必要があります。



指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度	—	45.7%	60.0%	75.0%
「自治会などの地域活動」に対する満足度	—	61.0%	65.0%	70.0%

*「市民アンケート」結果

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

●地域の活性化

- ・市民の創意工夫による地域コミュニティの充実、活性化を図る取組を支援するとともに、地域の実情に応じた対策を推進します。
- ・自治会活動のPRを強化し、自治会未加入者への加入促進を図ります。
- ・地域コミュニティの活動拠点である集会所の整備に対する支援を行います。

●地域力の向上促進

- ・地域コミュニティの重要性についての意識向上や、地域活動への参加を促すきっかけづくりに努めます。
- ・地域づくりを引っ張る人材や担い手の発掘、育成を進めます。
- ・各種まちづくりに関する助成を行うことで、地域ごとに特色のある魅力あるまちづくりを推進します。
- ・ボランティアやNPOなどの団体の活動や情報発信を支援します。

市民に進めていただくこと

- ・地域住民同士のつながりを大切にし、地域活動へ積極的に参画
- ・地域まちづくりへの関心
- ・自治会等を中心に、自治会活動を通して地域の連帯感を醸成
- ・地域課題の解決、活力あるまちづくりに向けての主体的な取組

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・市政やまちづくりへの関心
- ・市民協議会への参画

《団体》

- ・地域内での住民との話し合い、多様な意見の交換
- ・地域の未来像や課題について共通の認識を行い、他団体や行政と連携し、地域まちづくり活動計画を策定

連携する枠組み（施策）

- ・市民協議会と連携し、地域まちづくり活動計画を策定

個別計画、条例、規則等

- ・地域まちづくり交付金交付要綱、三木市集会所等整備補助要綱、三木市区長設置要綱、三木市区長協議会連合会等交付金交付要綱

2 安全・安心なまちづくり

柱	(1)暮らしに必要な環境を整えるまち		
枠組み(施策)	①環境	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 夜道を照らす街灯を適正に維持管理することで、事故や犯罪の起こらない明るいまちづくりを進めています。
- 安全かつ効率的にごみ処理、し尿処理がなされ、市民が快適で安心して住み続けられる住環境が整っています。
- 本市の穏やかな丘陵地と農地、ため池、美嚢川など多くの自然環境とそこに生息する多様な生物を守り、人と自然との調和、共生に取り組んでいます。

現状と課題

- 省エネやCO₂^{*43}削減を一層推進するとともに、電気代や維持管理費の低減を図るため、2011（平成 23）年度から防犯灯のLED^{*44}化を推進し、2018（平成 30）年 11 月末時点で本市全体のLED化率は78%に達しています。
- LED化の進捗状況が低い地域があり、更なる働きかけが必要です。
- 高齢社会の進展に伴い、生活ごみをごみステーションまで持って行くことができない高齢者が増えてきており、ごみ出し支援を求める声が寄せられています。そのため、ふれあい収集や粗大ごみ戸別収集を実施し対応しています。今後も対象者の増加が見込まれることから、民間収集事業者等の活用について検討が必要です。
- 里山が私たちにとって身近な緑であり、やすらぎやうるおいを与えていることを再認識し、地域住民を主体として里山の整備などを行い、大切な緑を保全していく必要があります。
- うるおいのある環境を創出するため、メダカやホタルなどの生物が生息している場所の保全や、身近な水路、小川の環境整備を行うなど、水辺に対する関心を高めるための取組を進める必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
防犯灯の総設置数*1	8,887 基	9,748 基	10,200 基	10,700 基
LED化率*1	21%	73%	83%	88%
「河川、樹木などの自然環境の保全」に対する満足度*2	—	58.0%	63.0%	68.0%
	(2014)	(2019・1)	(2024)	(2029)
高齢者・障がい者世帯等ごみ収集事業の利用者数（ふれあい収集）*3	40 人	60 人	90 人	120 人
高齢者・障がい者世帯等ごみ収集事業の利用件数（粗大収集）※年度内延べ件数*3	—	120 件	170 件	200 件

*1 市民生活部生活環境課調べ

*2 市民アンケート結果

*3 市民生活部環境課：「高齢者・障がい者世帯等ごみ収集事業（利用実績）」参照

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●防犯灯のＬＥＤ化の推進

- ・蛍光灯防犯灯からＬＥＤ防犯灯の取替えに係る経費の一部、既設のＬＥＤ防犯灯からＬＥＤ防犯灯への更新に係る経費の一部を負担し、ＬＥＤ化を推進します。

●収集体制の見直し

- ・ふれあい収集や粗大ごみ戸別収集の利用者の増加が見込まれることから、効率的な収集体制を検討します。

●情報発信

- ・ごみ出し支援を必要とする人に、ふれあい収集や粗大ごみ戸別収集を利用してもらえるよう情報発信に努めます。

●市民ニーズの把握

- ・ごみ出しに関する市民ニーズを把握し、既存のサービス内容と対象者要件の検討を行います。

●動植物の生息環境の保全、再生

- ・市民や事業者の協力のもと、ビオトープ※⁴⁵を整備し、自然環境や生き物の生息地を保全するとともに、人と自然とのふれあいの場づくりを推進します。

●里山林の保全、再生

- ・里山を環境教育や自然観察のフィールドとして活用します。

市民に進めていただくこと

- ・ＬＥＤ防犯灯の維持管理に協力
- ・ごみ出し困難者への情報提供とごみ出しに関する近隣同士の共助
- ・地域の貴重な動植物の生息場所をビオトープとして保全

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・三木市開発指導要綱に規定する開発行為を行った事業者は、当該開発区域に、設置基準に基づきＬＥＤ防犯灯を設置。また、自治会等に譲渡するまでの間、防犯灯の電気料金を負担
- ・ふれあい収集や粗大ごみ戸別収集について、介護事業者等から該当する市民への情報提供
- ・開発計画においては、生態系に配慮

《団体》

- ・日常から防犯灯の点灯状態を確認し、正常に点灯していないときは、速やかに部品の交換等必要な措置を実施
- ・自治会等によるごみ出し共助の取組

個別計画、条例、規則等

- ・三木市環境総合計画（策定予定）、三木市ふれあい収集実地要綱、三木市粗大ごみ戸別収集実施要綱

2 安全・安心なまちづくり

柱	(1)暮らしに必要な環境を整えるまち		
枠組み(施策)	②エネルギー	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 大切な地球環境や限りある資源を共有の財産と捉え、市民・事業者・行政が一体となって環境に配慮した地球にやさしい考え方や行動をとることにより、地球温暖化を防止し、持続可能な素晴らしい環境を次世代につなげるまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 石油などの化石燃料を使用する際に排出される二酸化炭素が地球の温暖化を進め、人々の健康被害や食料不足、生態系に悪影響を及ぼします。しかし、市民アンケートの結果では、地球温暖化の取組が市民や事業者に広がっているとは言えません。
- 家庭や事業所における電力消費量の削減や効率的な事業活動の推進などによる省エネルギー化や、代替エネルギーとして太陽光や風力、水力といった自然エネルギーの活用を進め、「チーム三木」一丸となって温室効果ガス^{※46}排出抑制に取り組む必要があります。
- 地球にやさしい考え方や行動は、日常生活の中で実践できます。普段は気がつかないことでも「知ること」で簡単にエコライフ^{※47}に取り組むことができます。本市では転入者に対してエコバッグ^{※48}の贈呈や、イベント等でマイ箸づくりの体験コーナーを開設するなど、エコライフの普及に努めています。今後は、エコライフの普及を更に進め、定期的に広報誌で情報を発信し、地域のエコリーダーを育てる学習会を開催するなど、環境教育の場を家庭に広げます。市民一人ひとりがお互いに学び合い、率先して地球にやさしい考え方や行動ができるエコタウン三木の推進が必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「自然エネルギーの有効活用」に対する満足度 ^{※1}	—	47.8%	55.0%	60.0%
市の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) ^{※2}	12,407	8,932	8,485	8,061

※1「市民アンケート」結果

※2 市民生活部生活環境課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●低炭素化社会^{※49}の実現

- ・ 公共施設の新築や改築時に省エネルギー化を図るガイドラインや三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に努めます。
- ・ 各種行事や事業でのエコ対策、省エネルギー対策を実施します。

●事業者に対する環境意識向上の要請

- ・ I S O14001^{※50}やエコアクション21^{※51}の取得を啓発します。

●地球にやさしい考え方や取組を学習できる機会や場所の創出

- ・ 広報紙等を活用した啓発を行います。
- ・ 公民館等で地域のエコリーダーを養成する学習会を開催します。
- ・ 親子で気軽に参加できる学習会を開催します。
- ・ 学習した知識や経験を活かせる団体やN P O^{※33}法人とのマッチングを行います。

市民に進めていただくこと

- ・ 照明をこまめに消すなどの節電節約
- ・ 公共交通機関の利用、アイドリングストップ^{※52}など、エコ活動への積極的な参加
- ・ 太陽光発電などの自然エネルギーの利用
- ・ 環境にやさしい製品や車（電気自動車、水素燃料車）の選択

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・ 事務所の省エネルギー化
- ・ 太陽光発電などの自然エネルギーの利用
- ・ エコ活動への支援
- ・ 社用車を買替える際に環境にやさしい車（電気自動車、水素燃料車）の選択
- ・ 公共交通の利用と振興

連携する枠組み（施策）

- ・ 広域での公共交通機関（神鉄栗生線）の存続支援

個別計画、条例、規則等

- ・ 三木市環境総合計画（策定予定）

2 安全・安心なまちづくり

柱	(1)暮らしに必要な環境を整えるまち		
枠組み(施策)	③利活用(循環型社会)	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

○大量生産・大量消費・大量破棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、破棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクル^{※53}を進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会が形成されています。

現状と課題

○本市の1日1人当たりのごみの排出量は年々減少傾向にありますが、兵庫県の平均値からは上回る状況となっています。また、リサイクル率についても全国の類似都市や兵庫県の平均値と比較すると低い状況にあります。市民のごみの減量に向けた更なる意識の向上と取組を図る必要があります。

○三木市清掃センターでは、環境学習の一環として施設見学を受け入れています。毎年市内の小学生が、施設見学を兼ねてごみの処理方法や廃棄から再生への行方を学んでいます。次期建設予定の施設では、市民の更なる環境意識向上のために「見て・触れて・体験できる」ような身近な環境学習施設にする必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
一人あたりのごみの排出量 県平均との差*1	132 g	—	—	0 g
リサイクル率*2	15.0%	15.4%	16.5%	20%
清掃センターの施設見学の人数*3	—	477 人	500 人	2,000 人
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「ごみの分別、リサイクル活動の推進」に対する満足度*4	—	79.0%	82.0%	85.0%

*1「兵庫県の一般廃棄物処理」

*2「市保有の廃棄物処理データ」

*3「清掃センター管理データ」

*4「市民アンケート」結果

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

● 「ゼロエミッション^{※54}活動」の推進

- ・地域で出たごみは地域で活用する「ゼロエミッション活動」を推進することで、循環型社会の実現をめざします。

● 3R^{※55}の推進

- ・市民と事業者へ、廃棄物の抑制やその循環を行うよう、協力を呼びかけます。

● 各種団体による集団回収の奨励

- ・リサイクル率を向上させるため、各種団体が行う集団回収を奨励します。

● 環境学習の機会の提供

- ・市民の環境意識の向上を図るため、環境学習の機会の提供や広報等を活用した啓発の取組を行います。

市民に進めていただくこと

- ・マイバッグ、マイ箸、マイボトルなどの率先した利用
- ・ものを購入するときは繰り返し使用できるものや再生品を選択
- ・自治会などが行う資源ごみ集団回収の取組への参加や協力
- ・市が定めるごみの分別の遵守
- ・食品ロスの削減
- ・フードドライブ^{※56}の実施

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・ごみの減量化計画書の作成と継続
- ・ごみの減量化に積極的に取り組むとともにグリーン購入^{※57}の積極的な実施
- ・市の推進する「ゼロエミッション活動」に賛同及びごみの抑制や循環への協力

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・近隣市町と連携した環境学習にかかる施設見学の実施

個別計画、条例、規則等

- ・三木市環境総合計画（策定予定）、三木市一般廃棄物処理基本計画（策定予定）

2 安全・安心なまちづくり

柱	(1)暮らしに必要な環境を整えるまち		
枠組み(施策)	④公共交通	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 市民誰もが気軽に利用できる公共交通が整備され、あらゆる世代が住み続けたいとなるまちになっています。
- 観光客など地域に不慣れな来訪者にとっても分かりやすく、もう一度訪れたいとなるまちになっています。

現状と課題

- 神戸電鉄粟生線が市内唯一の鉄道で、路線バスは市内外を結ぶ広域的かつ市内間の基幹的な移動手段の役割を担っています。今後においても、基幹交通の確保・維持を図り、これらを軸とした交通網を構築する必要があります。
- 市民の外出時の交通手段はマイカー利用が7割となっており、今後の人口減少や高齢化の進行を見据え、地域特性に応じた交通網を構築する必要があります。
- 公共交通の確保・維持に多額の財政負担（2018(平成30)年度で約5億円）がかかっていることから、利用実態に即した運行形態への見直しにより、効率的かつ効果的な交通網を構築する必要があります。
- 駅接続においてバスの待ち時間がやや長い駅があります。また、2018（平成30）年3月に三木駅が火災により焼失しました。鉄道とバスの接続改善のほか、三木駅再生などの交通結節点の強化により利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進する必要があります。
- 公共交通をこれまでより1回でも多く利用する意向のある市民は47%にとどまっています。今後とも、市民等を対象としたモビリティ・マネジメント^{*58}の実施により、公共交通の認知を図り利用を促進する必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
公共交通をこれまでより1回でも多く利用する	—	47%	2017年の数値から増加	2024年の数値から増加

*「新たな公共交通網の計画策定に向けたアンケート調査（H29）」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●鉄道及び幹線バスを軸とする公共交通網の形成

- ・市内唯一の鉄道である神戸電鉄粟生線を本市の基幹交通として位置付け、その維持・活性化を図るとともに、駅を中心としたまちづくりに取り組みます。
- ・既存の幹線バス等の公共交通ネットワークを生かしつつ、地域に密着した効率的かつ持続可能な新たな交通手段の導入を検討します。

●まちづくりと連携した便利な公共交通網の形成

- ・まちづくり、福祉、教育及び観光に関する各種施策との協調と連携により、各地域の特性を生かした公共交通施策を推進し、まちの快適性の向上や活性化につなげます。

●公共交通の活性化及び利用促進

- ・主要駅、バス停等の交通結節点の環境整備を推進し、公共交通の利便性を高めるとともに、モビリティ・マネジメント等の実施により自動車から公共交通利用への転換を図ります。
- ・市民等との細やかな対話により、持続可能な公共交通のあり方を共に考え、積極的な公共交通の利用を促す働きかけを進めます。

市民に進めていただくこと

- ・公共交通の積極的な利用及び協議会等への参画
- ・地域に身近な移動手段の提供（地域ふれあいバス等）
- ・モビリティ・マネジメントへの参加

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・協議会等への参画（交通事業者）
- ・交通結節点（鉄道駅、バス停）の改善（交通事業者）
- ・利用しやすい公共交通サービスの提供（交通事業者）
- ・モビリティ・マネジメントの実施（交通事業者）
- ・社員（職員）への公共交通の利用促進
- ・公共交通機関と連携したイベントの開催やキャンペーンの実施

《団体》

- ・協議会等への参画

連携する枠組み（施策）

- ・三木市地域公共交通検討協議会
- ・神戸電鉄粟生線活性化協議会

個別計画、条例、規則等

- ・三木市地域公共交通網形成計画（2019（平成31）年3月策定）
- ・神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画（2017（平成29）年4月策定）

2 安全・安心なまちづくり

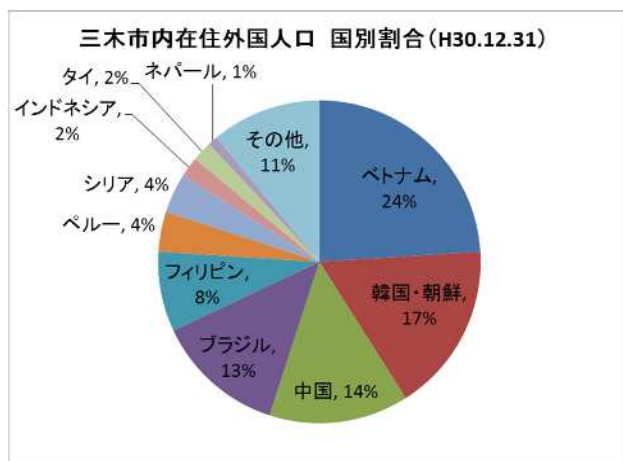
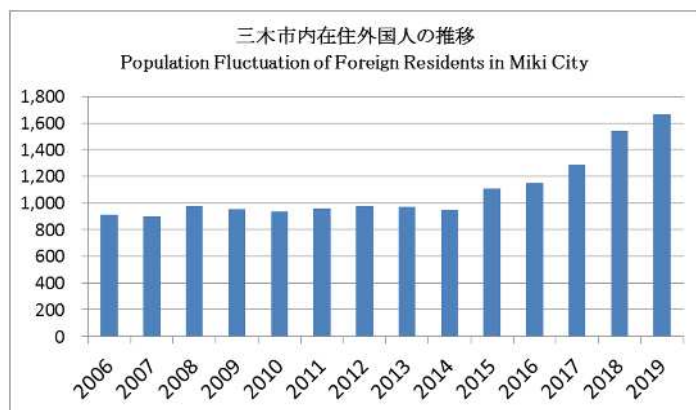
柱	(2) 持続可能なまち		
枠組み(施策)	① 共存社会	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

○多様な文化的背景をもつ市民が互いの文化や価値観の違いを認め合い、誰もが住みやすいまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 本市には、1,617人（2019(平成31)年4月30日現在）の外国人市民が暮らしており、今後も増えていくと予想されます。
- 外国人市民の増加に伴い、互いの言語や習慣の違いから、日本人市民との間の摩擦や様々な生活上の困難が生じています。お互いの文化や価値観に対して理解を深め認め合う地域社会づくりや行政サービスの確立が必要となります。
- 三木市人権尊重のまちづくり基本計画に基づき、外国人との共存に関する指針を行政全体で共有する必要があります。また、市民においても、多様性を地域の特色とする認識の共有が必要です。
- 産業や観光における海外とのパイプ役や、市民への国際理解啓発の担い手になりうる外国人がより力を発揮できる場が求められます。
- 二つの姉妹都市(米国バイセリア市、豪州フェデレーション市)との交流を国際交流協会と連携して実施しています。市民の姉妹都市交流への関心を向上する必要があります。



指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「国際交流の促進」に対する満足度	—	49.8%	60.0%	75.0%
「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度	—	57.7%	68.0%	75.0%
「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度	—	45.7%	60.0%	70.0%

* 「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●多文化共生に向けた意識啓発

- ・市全体で多文化共生の理解を深めるため、研修や講座を行い、職員を含めた市民全員が外国人市民との共生を認める土壌を醸成します。

●共生のきっかけづくり

- ・互いの文化的な違いを生かし、共生のきっかけとなる交流の場を提供します。

●外国人への行政サービス支援

- ・外国人市民の医療・防災・教育等の日常生活での困りごとについて、関係部署と緊密な連携をとりながら必要な支援を行います。

●外国人市民の地域参画の促進

- ・より住みやすいまちづくりを進めるため、市民や各種団体と連携し、地域社会の一員としての外国人市民の活躍を推奨します。

●国際交流の促進

- ・多様な国籍や民族の人々との友好親善と相互理解を深めるため、国際交流協会と連携し、市民が主体となった国際交流を促進します。

市民に進めていただくこと

- ・多文化について関心をもち、多様な人々との共生についての理解を向上
- ・外国人市民の地域社会への参画とその受入れ
- ・訪日外国人に対する温かいおもてなしの対応（声掛け、イベントへの参加等）

企業・団体等に進めていただくこと

《団体》

- ・国籍を問わず市民が交流できる機会の提供
- ・市に対して多文化共生事業に関する助言等
- ・ボランティアの活用

《企業》

- ・外国人就労生を受け入れている企業については、従業員の就労環境の整備を徹底
- ・就労している外国人従業員に日本語学習の場を提供
- ・外国人就労者（技能実習生を除く）を幅広く受け入れる体制の構築
- ・医療通訳をはじめとした多言語対応の整備
- ・異なる文化的背景をもつ人々に対して開かれた医療体制の整備

《教育機関》

- ・外国人児童を通じた外国人市民との交流を推進

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・労働局や入国管理局などの機関との情報共有
- ・兵庫県や他市町等との情報共有及びネットワーク構築

個別計画、条例、規則等

- ・三木市人権尊重のまちづくり基本計画・実施計画

2 安全・安心なまちづくり

柱	(2) 持続可能なまち		
枠組み(施策)	②広域連携	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 市域にとらわれず、近隣市町の誰もが、希望する公共施設や必要なサービスを利用でき、安心して暮らしています。
- 災害への備えと他市町や企業等と支援・協力体制があらかじめ決められており、被害や混乱が最小限に抑えられています。
- 観光立国をめざす国の方針の実現に向けて、広域的な公民連携により、今ある地域資源をつなぎ、活用する取組を進めることで、交流人口、関係人口が増加し、地域経済が活性化しています。

現状と課題

- 人口減少が進むなか、公共施設の適正化や老朽化への対応が大きな課題となっており、公共施設の市域を超えた相互利用についても検討が必要です。
- 水道事業など、全国的に民営化や広域化の検討が進むものについては、本市においても持続可能な社会の実現に向け、今後検討が必要になってきます。
- 東日本大震災や異常気象による水害など、一つの市だけでは対応しきれないような災害が頻発しており、有事の際の対応方針を平時から決めておく必要があります。
- 2019（令和元）年のラグビーワールドカップや2020（令和2年）年の東京オリンピック・パラリンピック、2021（令和3）年のワールドマスターズゲームズ関西、そして、2025（令和7）年の日本国際博覧会に向けて、リピーターや三木ファンをつくるような取組が必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「広域行政の推進」に対する満足度	—	48.2%	55%	60%

*「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●広域での連携事業の検討

- ・神戸隣接市・町長懇話会や播磨広域連携協議会、播磨内陸連携協議会など、本市が参画している協議会等において、広域で取り組む事業について検討します。

●インバウンド^{※17}受入れ体制の構築

- ・市内外の参画事業者との協働による訪日外国人観光客の受入れ体制づくりを、兵庫県、近隣他市町と連携して進めます。

●災害時応援体制の構築

- ・兵庫県立三木総合防災公園が立地するほど大規模災害の発生確率が低い地域特性を生かし、他市町で災害が起こった際の拠点となる応援体制の構築を、広域的にまた公民の枠を超えて進めます。

市民に進めていただくこと

- ・災害時の避難場所や連絡方法について家庭や地域で共有、備蓄品の確保、点検

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・衣食住に関わる物資を製造販売する事業者からの提供協力
- ・物資輸送に係る協力

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・兵庫県、近隣他市町、その他市町（小山町、若狭町、垂井町との災害時における相互応援協定等）

個別計画、条例、規則等

- ・三木市地域防災計画

2 安全・安心なまちづくり

柱	(2) 持続可能なまち		
枠組み(施策)	③公共施設マネジメント	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の適正規模、適正配置を図り、健全な行財政運営を持続しています。
- 子どもたちが安全・安心で快適な学校園施設のなかで学校園生活を送ることができるよう、将来へのニーズに対応した施設整備を推進し、将来にわたって安心して教育を受けることができる教育環境が整備されています。

現状と課題

- 昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて建設された多くの公共施設等が老朽化し、今後一斉に更新時期を迎え多額の改修・更新費用が必要となります。しかしながら、人口の減少による市税収の伸び悩み等、収入の確保は厳しくなる一方、少子高齢化の進展により医療、介護、子育て支援等に係わる扶助費の増加が見込まれるため、公共施設等の改修・更新に十分な財源確保が困難となってきます。このような状況のなか、公共施設等の改修・更新にかかる財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。
- 災害発生時に避難所などに使用する公共施設は、被害を最小限に食い止めなければならず、耐震化を進める必要があります。
- 高齢者や障がいのある方をはじめ、だれもが安全・安心に利用できる公共施設等のバリアフリー^{※40}化を進める必要があります。
- インフラ^{※42}施設（道路・橋梁・上下水道）は、市民のライフライン^{※59}であるため、財政負担の平準化を図りつつ維持更新を行う必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
公共建築物の総延床面積の縮減	—	32 万 m ²	31.4 万 m ²	30.4 万 m ²

*総務部財政課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●公共施設等の適正規模・適正配置

- ・長期的かつ総合的な視点に立ち、人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の適正な規模や配置を進めます。
- ・人口減少に伴う公共施設のあり方について、市民に理解を求めます。

●インフラ施設（道路橋及び舗装、側溝、上下水道、公園等）のメンテナンスとマネジメント

- ・各インフラ・メンテナンス計画に基づき、計画的な修繕により長寿命化を図ることにより、既存の施設を効果的に活用します。
- ・市内のインフラに係る不具合の情報共有に係るシステム構築の検討を行います。

●学校施設の計画的な改修整備

- ・学校施設の改修に当たっては、老朽化の状況調査結果と、学校再編に係る計画とを勘案しながら、計画的な施設改修を進めます。

市民に進めていただくこと

- ・公共施設の適正な利用と管理
- ・人口減少に伴う公共施設の規模縮減への理解
- ・市道等の土木施設の不具合を発見した際の市への情報提供

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・公共施設の適切な利用と管理

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・兵庫県及び近隣他市町

個別計画、条例、規則等

- ・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画
- ・学校施設の長寿命化計画
- ・みきインフラ・メンテナンス計画
- ・三木市橋梁長寿命化修繕計画
- ・三木市水道ビジョン
- ・三木市公共下水道ストックマネジメント計画

2 安全・安心なまちづくり

柱	(3) 防災のまち
枠組み(施策)	① 防犯・防災

SDGs 該当

将来のあるべき姿

- 防災において、地域住民が共に助け合い、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る「共助」の重要性について、自治会や地域コミュニティ※1が理解するとともに、災害時の初動体制の整備が進んでいます。
- 市民の安全意識の高揚と地域の生活安全活動の推進、安全安心な生活環境の整備を行うことにより、犯罪を防止し、安全で住みよいまちづくりに取り組んでいます。
- 安全な地域社会と安心な住民生活を守るため、「安全・安心なまちづくり」に向けて、消防防災体制の充実に取り組んでいます。

現状と課題

- 住宅の防火対策を推進するとともに、事業所・施設等の安全性の向上、防火体制の充実に図るため、予防査察・消防訓練の指導を行っています。住宅火災の早期発見による逃げ遅れをなくすため、住宅用火災警報器の設置推進を図るとともに、電池残量の確認等の維持管理についての啓発が必要です。
- 安全で住みよいまちを実現するため、1997（平成9）年12月に三木市生活安全条例を制定し、生活安全指導員の配置や三木市地域防犯グループ連絡協議会を設置し、市民啓発や地域防犯活動の活性化の取組を進めるとともに、2016（平成28）年度から防犯カメラ設置補助事業を行っています。
- 複雑多様化する災害に対応するため、消防署、消防車両等の消防施設の計画的な更新整備を行っています。消火栓、防火水槽等の消防水利は、適正な維持管理に努めていますが、今後、老朽等による改修が増加してくることから耐震化への取組についての進捗管理が課題となります。
- 道路や公園における犯罪を防止するため、適度な明るさと、見通しの良い施設管理に努める必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「消防・救急救助体制の整備」に対する重要度※1	—	73.3%	80.0%	85.0%
「災害に強いまちづくり」に対する重要度※1	—	50.0%	60.0%	70.0%
「犯罪の無いまちへの防犯対策」に対する満足度※1	—	56.4%	60.0%	70.0%
	(2012)	(2017)	(2024)	(2029)
全刑法犯認知件数※2	—	580件	530件	480件
三木防災リーダーの会会員数※3	59名	56名	100名	130名

※1「市民アンケート」結果

※2 三木市警察署調べ

※3 総合政策部危機管理課調べ

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

●住民参加型の消防訓練の実施

- ・阪神淡路大震災、東日本大震災などこれまで経験した未曾有の災害を教訓として、市総合防災訓練、地域の自主防災訓練などの住民参加型の訓練を通して、自主防災組織と消防本部、消防団の連携強化を図るとともに、市民一人ひとりの災害への備えや心構えなどの防災意識の高揚を図ります。

●地域安全活動（防犯活動）と防犯対策の推進

- ・各推進機関、団体と連携して地域安全活動を推進します。また、まちづくり防犯グループを育成します。
- ・道路や公園などにおける犯罪を防止するため、照明灯や防犯カメラの適正な箇所への設置、街路樹などの適切な維持・管理により、見通しの確保などに努めます。

●災害時の初動体制の整備及び確立

- ・集会所の耐震化（耐震診断、耐震補強工事、未耐震集会所の建替え）を促進し、地域や自主防災組織の活動拠点として整備を行います。
- ・集会所の耐震化を推進するために、各自治会に対する助成制度のより一層の周知を図ります。

市民に進めていただくこと

- ・災害時における地域住民の情報共有及び協力体制、住民参加型の消防訓練への積極的な参加
- ・自らが安全で住みよいまちづくりの担い手であることを認識し、地域の各種団体や有志による自主防犯活動への参加

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・消防団協力事業者として、消防団活動への配慮や救急法講習会等への積極的な参加
- ・避難所となる施設の補強と整備

《団体》

- ・全国地域安全運動の推進（各推進機関、団体との連携強化）

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・兵庫県との連携や消防相互応援協定等

個別計画、条例、規則等

- ・兵庫県地域安全まちづくり条例、三木市集会所等整備補助金要綱 等

2 安心・安全なまちづくり

柱	(3) 防災のまち
枠組み(施策)	②住環境

SDGs 該当

将来のあるべき姿

- 市民の快適な生活のため、身近な生活環境についての理解を深め、良好な環境を保全する取組を推進しています。
- 市内の建物が価値を保ち市場に流通することで空き家の利活用が促進され、空き家の発生が抑制されています。また、所有者の管理責任について広く認知され、空き家となった建物が適正に管理され、安全・安心で景観が保たれた住みよいまちになっています。
- 民間事業者と連携しながら利便施設の集約化などを進め、安心して暮らせるまちの運営を行っています。

現状と課題

- 公害の未然防止、早期発見、解決を図るため、市民や事業者の協力のもと監視体制を確立するとともに、国や県、近隣市町との連携強化を進めていく必要があります。
- ポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐため、引き続き、市民一人ひとりの意識の向上や、地域との連携のもと、ポイ捨てや不法投棄を許さない体制づくりを進めていく必要があります。
- 空地、空き家の不適正管理による周辺住民に与える影響を情報発信し、所有者の管理責任の意識の向上を図る必要があります。
- 日本全体では 2008（平成 20）年から、三木市では 1997（平成 9）年から人口減少局面に入り、今後もこの傾向が続くと見込まれています。若者の市外への転出や出生率の低下なども進み、空き家の増加に加え、農村地域では、買い物施設も減少傾向にあります。
- 古い木造住宅が密集した区域では狭あい道路が多く、工事車両の進入が困難なため、古い建物の更新が進んでいません。併せて、緊急車両の進入が困難なことによる、防災や住環境上のデメリット等により、空き家が増加傾向にあります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2017)	(2019・1)	(2024)	(2029)
空き家バンク ^{※60} 新規登録件数*1	2 件	1 件	20 件	40 件
	(2017)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「良好な住環境づくり」に対する満足度*2	—	56.4%	62.0%	67.7%
耐震診断や耐震補強を行っている人の割合*2	—	31.4%	40.0%	50.0%

*1 空き家バンク登録・利用申請件数 実績

*2 「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●公害防止

- ・工場、事業場に対するばい煙、粉じん、有害物質排出、騒音、振動及び悪臭の規制、指導を徹底するとともに、必要に応じて立入調査を実施します。

●不法投棄防止

- ・不法投棄に対する監視体制、情報収集を強化するとともに、清掃活動を行う個人、団体への支援を行います。

●空地・空き家の適正管理

- ・所有者に対し適正管理の啓発を行うとともに、適正に管理されていない空地や空き家に対しては、法律及び条令に基づき指導、助言を行います。

●空き家相談窓口の一元化

- ・地域住民からの空き家等に関する相談や通報に対し、一元化した空き家相談窓口を設置します。

●空き家等の活用の促進

- ・関係団体などと連携して空き家の流通を促進します。また、空き家相談窓口において、不動産関係団体や建築関係団体などとの連携により、多様な相談に対して具体的なアドバイスを行います。

●空き家等の様々な課題に対する本市の基本姿勢を示す

- ・空家等対策計画を策定し、都市計画マスタープラン等と連携を図りながら、総合的・計画的な空き家等対策を推進します。

●地域を地域で支える機運づくり

- ・各地域の課題やニーズを地域で共有し、その対策について市民自らが取り組むことができるよう、地域まちづくり担当職員が地域と関わり、意見交換を行いながらまちづくりの機運を高めます。
- ・密集市街地の課題解消に向けた取組を市民と協働で進めます。

市民に進めていただくこと

- ・空地、空き家の所有者による適正管理を実施
- ・空き家バンクへ積極的に登録
- ・地域の良好な住環境の維持又は保全
- ・人口減少社会における行政サービスへの理解

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・管理する空地、空き家には管理者の表示看板を設置
- ・NPO^{※33}など団体等による空き家活用相談窓口の開設
- ・地域の課題解決につながる技術開発の推進や連携の可能性を模索

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・全国空き家空き地バンク（既存）
- ・一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構との連携協力

個別計画、条例、規則等

- ・三木市都市計画マスタープラン、三木市環境総合計画（策定予定）、三木市空家等対策計画、三木市環境保全条例、三木市ポイ捨て等の防止に関する条例、三木市空き家等の適正管理に関する条例

2 安全・安心なまちづくり

柱	(3) 防災のまち		
枠組み(施策)	③都市基盤(安全・安心)	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 安心しておいしく飲める水道水をいつでもどこでも安定的に供給しており、明るい暮らしを支えています。
- 下水道施設の適正な維持管理や老朽化した施設の計画的な改築・更新工事により、安定的な下水道サービスの提供と河川及び水路等の水質保全が図られています。
- 限られた財源の中でも計画的に道路・河川施設の改良・補修事業がなされ、さらに市民からの土木施設の不具合に関する通報等の協力により、安全で快適な都市基盤を維持しています。

現状と課題

- 水道事業は収支のバランスがとれ経営は安定していますが、将来的には人口減少に伴う給水収益の減少や、施設の老朽化による更新需要の増大等により、経営環境の悪化が見込まれます。
- 下水道施設の長寿命化工事の実施に伴う投資額の増加と人口減少に伴う水需要の減少により、下水道使用料の収入の減少が見込まれます。
- 近年、開発や都市化の進行、多発する局地的大雨により、従来よりも雨水の表面流出が増え、浸水による被害が拡大しています。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
水道管路の耐震化延長*1	142 km	170 km	212 km	242 km
マンホールの点検*2	0 基	0 基	9,000 基	18,000 基
下水道施設の改築*2	0m	5,500m	8,900m	12,900m
農業集落排水処理場*2	6 箇所	5 箇所	2 箇所	2 箇所
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「災害に強いまちづくり」に対する満足度*3	—	50.0%	60.0%	65.0%
「道路の整備」に対する満足度*3	—	49.9%	55.0%	60.0%

*1 上下水道部水道工務課調べ

*2 上下水道部下水道課調べ

*3 「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●安定した水道事業経営体制の維持

- ・親切丁寧な窓口業務と広報、ホームページの内容の充実など、お客様サービスを向上します。
- ・経済性、効率性を高め、経営基盤を強化します。
- ・原水の水質保全に努め、おいしく飲める水道水を維持します。

●安定した下水道サービスの提供

- ・管路やマンホール蓋等の下水道施設の点検、調査を計画的に行い、異常が発見された場合は管路の長寿命化や高規格マンホール蓋への更新等、適切に改修を実施します。
- ・下水道普及率の向上をめざし、普及啓発活動を継続します。
- ・災害発生時の緊急対応のため、業者や関係機関等と連携を進めます。

●浸水対策のための取組

- ・浸水対策に取り組むなかで、水路等の状況調査を行います。
- ・浸水対策の検討に当たっては、県が推進している総合治水の事例等を活用します。
- ・対策が必要な河川・水路については、計画的な整備に努めます。

市民に進めていただくこと

- ・水道露出部の防寒対策や、修理は指定工事店へ依頼する等、給水施設を適切に維持管理
- ・下水道を正しく使用（異物等を流さないようにする）
- ・水路網調査への協力

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・災害時の応急給水活動等、地域・事業者・市などと連携を推進
- ・下水道を正しく使用（排出基準等を守る）
- ・企業地内での対策に対する協力

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・災害時等における近隣市町との相互応援体制を維持・強化
- ・水道事業の広域連携について、近隣市町と今後の動向を踏まえながら検討
- ・市町間の本管を接続して、水を融通

個別計画、条例、規則等

- ・三木市水道事業、加古川流域下水道(上流処理区域)関連三木市公共下水道事業計画、三木市公共下水道(吉川処理区)事業計画、地域総合治水推進計画(兵庫県)等

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(1) 地域資源で人を呼び込むまち
枠組み(施策)	① 観光・交流

将来のあるべき姿

- 三木金物や山田錦、ゴルフなどの地域資源を生かすとともに、優れた高速道路網や既存の大型施設を活用しながら、豊かな観光資源等を「ニューツーリズム^{※61}」でつなぎ合わせることで、市全体が「観光都市」として活性化しています。
- 世界規模のスポーツイベントや2025（令和7）年日本万国博覧会などの集客力を最大限に生かし、本市の地域資源・地場産業などの魅力とつなげる発信を行うことで、「三木市」の名が世界中に広がっています。
- 市内でイベントが活発に開催されており、日常では出会うことがなかった人々との交流の機会が充実しています。

現状と課題

- 三木ホースランドパーク、道の駅みき、山田錦の館、県立総合防災公園、ネスタリゾート神戸など、既存の大型施設については、各施設間の回遊性につなげる連携が整っていません。
- 市内にある案内板が統一されておらず、観光客にとって不便な状況です。
- 2020（令和2）年東京オリンピック・パラリンピックの前には、市民と代表選手が触れ合うイベントを企画し、大会を身近に感じてもらう必要があります。また、終了後にホストタウンとなった国々とどう交流を続け、三木市をPRしていくかが課題となっています。
- ワールドマスタースゲームズ2021 関西の大会自体の知名度を向上させるとともに、全世代のスポーツ活動を通じた交流を活性化させる必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
市内観光施設利用者数※1	—	62.5 万人	70 万人	100 万人
入込客数（1日あたり）※1	—	16,322 人	20,000 人	30,000 人
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「スポーツ施設やスポーツ活動」に対する満足度※2	—	61.6%	70.0%	80.0%

※1 産業振興部観光振興課調べ

※2 「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●観光資源にかかる体験事業（ニューツーリズム）の展開

- ・三木金物の「肥後守ツーリズム」、酒米山田錦の「SAKEツーリズム」、ゴルフの「ゴルフツーリズム」、吉川温泉よかたんの「温泉ツーリズム」など、既存の観光資源等をつなぎ、付加価値の高い体験をパッケージ化し、推進していきます。

●観光客を回遊させる仕組みづくり

- ・市内に豊富にある大規模な公園施設と、ネスタリゾート神戸などが連携するなかで、各施設情報を発信するなど市内に観光客を回遊させる仕組みづくりを推進します。

●本市の歴史を楽しめる周遊ルートの整備

- ・本市を訪れた観光客が本市の歴史を楽しむことができるよう、ストーリー性のある周遊ルートを確認します。

●スポーツツーリズム推進事業

- ・ゴールドenspportsイヤーズ検討委員会を発足し、各大会・イベント等における交流計画やその先のレガシー^{※62}の生かし方を企画、検討します。

●若者が魅力を感じるイベントの企画

- ・観光資源を生かしたイベントなどを企画し、市内外へ情報発信します。
- ・本市のPRも兼ねた企画を検討します。

市民に進めていただくこと

- ・おもてなしの心の醸成
- ・ガイドボランティアや歴史的建造物の保存及び活用を推進する団体への参加
- ・広報やホームページ、SNS^{※20}を活用したイベント情報の共有、周知、拡散
- ・イベントへの積極的な参加

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・企業独自の観光、交流に係る取組を市内外に発信し、本市をPR
- ・周遊ルート周辺の休憩施設の整備
- ・地域団体と連携した市民交流イベントの開催
- ・みきで愛サポートセンター婚活応援団に登録し、協力団体として婚活パーティーなどのイベントを開催

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・兵庫県
- ・関西並びに北播磨地域における広域観光ルートやイベント等への相互参画
- ・ひょうご出会いサポートセンター、近隣自治体の出会いサポートセンター
- ・オリンピックホストタウン^{※63}事業については、県・県陸上競技協会と連携

個別計画、条例、規則等

- ・歴史・美術の杜構想、オリンピック・パラリンピック交流計画 等

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(1) 地域資源で人を呼び込むまち
枠組み(施策)	② インバウンド戦略

将来のあるべき姿

- 広域的な連携により世界中の人々が本市の地域資源にふれる機会を創出し、その地域資源に新たな光が当たることで、人口減少社会においても地域経済が活性化しています。
- 西日本一の 25 のゴルフ場数を誇る本市で世界中のゴルファーがプレーを楽しみ、ゴルフ後に本市の伝統産業である金物製造体験や、生産量・品質ともに日本一の酒米山田錦に触れるテロワール^{※64} 体験など、この地域でしか味わうことができない魅力に触れて三木ファンが増えています。

現状と課題

- 2018（平成 30）年の訪日外国人旅行者数が 3,000 万人を超えるなど、日本を訪れる外国人観光客が増加しています。また近年、欧米豪のゴルファーがアジア諸国でプレーを楽しむ機会が増えているにもかかわらず、日本はゴルフを楽しむ場所としての認知度が低い状況にあります。
- 世界中での和食ブームに伴い、日本酒にスポットライトが当たっていますが、生産量・品質ともに日本一を誇る酒米山田錦には、直接、光が当たっていない状況です。
- 行政主体では進めることができない事業であることから、民間事業者、各団体などとの調整が必要です。
- 訪日外国人観光客に数日間を本市だけで過ごしてもらうことは困難であるため、広域連携などの仕掛けが必要です。また、なぜここに来るのかというコンテンツ^{※65} 作りが大きな課題です。
- 地域産業と協働による受入れ体制の構築が必要不可欠であり、公民連携の新たなモデルづくりが必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017 末)	(2024)	(2029)
個人旅行を含む三木市での外国人宿泊人数	—	902 人	2,000 人	4,000 人
インバウンド ^{※17} への参画事業者数（累計）	—	—	20 社	40 社

* 宿泊施設 2 社からのヒアリング結果

* インバウンド受入れ協力事業者数

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●インバウンド受入れ体制の構築

- ・市内外の参画事業者との協働による訪日外国人観光客の受入れ体制づくりを、兵庫県や近隣他市町等と進め、公民連携によるシステムを構築します。
- ・受入れ体制のポイントに、「ここを訪れたくなる魅力づくり」を主眼に置き、地域資源や人に触れる機会の創出を図ります。
- ・訪日外国人観光客が、5～10日間過ごしたいと思える体験型観光の受入れ体制の構築を図ります。

●シティーセールス^{※66}の実施

- ・世界に通じる本市の資源を、ターゲットとなる国に対しPRする取組を進めることで、本市を訪れるツアーの構築につなげます。
- ・5～10日間この地域で過ごしたいと思える魅力を海外旅行事業者に伝え、本市の文化に触れたいと思う仕掛けづくりを実施していきます。

市民に進めていただくこと

- ・訪日外国人に対する温かいおもてなしの対応（声掛け・イベントへの参加など）
- ・魅力を伝える担い手としての役割
- ・多言語対応ガイドとしての参画

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・ゴルフ場、金物産業、飲食店、宿泊施設、農業関係などの事業者による連携
- ・参画事業者として出来ることへの対応

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・兵庫県、近隣他市町他

個別計画、条例、規則等

- ・三木市創生計画人口ビジョン・総合戦略

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(1) 地域資源で人を呼び込むまち
枠組み(施策)	③ ふるさと納税

将来のあるべき姿

○全国に三木市産の返礼品の魅力が伝わり、地場産業をはじめ市内事業者が発展し、地域経済が活性化しています。

○ふるさと納税をきっかけに興味をもった人々が、実際に本市を訪れ、繰り返し足を運ぶことで、市民との交流が生まれています。

現状と課題

○2019（令和元）年6月1日より、総務大臣によるふるさと納税に係る指定制度が施行され、返礼品の適正化が期待されます。

○節税対策として浸透しており、ふるさとに寄附をするという本来の趣旨が薄れています。

○魅力のある返礼品を揃えることも大切ですが、寄附金の使い道から本市を選んでもらえるような項目を設定する必要があります。（例「神戸電鉄粟生線三木駅の再生」）

○本市を知ってもらい、応援してもらえるような方法として、ふるさと納税制度の活用を検討していく必要があります。

○ふるさと納税の体験型返礼品として、ゴルフ場利用券が人気を集めている一方、より長く観光客に滞在してもらうため、三木ホースランドパークやネスタリゾート神戸などの宿泊券のように本市へ訪れる体験型返礼品の検討が必要です。

○返礼品の中でも人気のゴルフ場利用券については、寄附の大半が県内や大阪府内となっています。今後は、「ゴルフのまち三木」を広くPRし京都、岡山など多方面からの需要の掘り起こしを行う必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2017)	(2018)	(2024)	(2029)
寄附額	174,297 千円	258,404 千円	400,000 千円	500,000 千円
返礼品の数（直営サイト分）	297 品	445 品	600 品	800 品

*ふるさと納税寄附額実績

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

●寄附額増加等に向けた取組

- 具体的な使い道の候補を庁内で募集し、市外の方からも共感できるような内容の返礼品目を設定します。
- ふるさと納税未参入の事業者にも新たに参入していただけるよう働きかけます。
- 本市にゆかりのあるアーティストや市内で起業した人にも協力していただき、全国へ向けた宣伝効果に取り組みます。

●関係人口を増やすための取組

- 体験型返礼品など、三木オリジナル商品を増やし、寄附者を呼び込みます。
- 寄附者へ本市の観光名所やイベントをお知らせし、足を運んでもらえるようPRします。
- 実際に本市を訪れた方と交流をもち、継続して本市を応援してもらえるよう働きかけます。

市民に進めていただくこと

- ブランド力向上のため、体験を生かした地場産業の素晴らしさの伝達

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- 返礼品数の充実に向けた積極的な出品
- 他市町村にないオリジナリティあふれる返礼品の出品
- 本市を訪れてもらえるような体験型返礼品の出品
- 寄附者の製作現場見学等の受入れ

連携する枠組み（施策）

《広域》

- 兵庫県

個別計画、条例、規則等

- 地元特産品を活用したふるさと納税推進事業要綱、こころのふるさと三木応援基金管理規則

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(2) 地域の魅力を伝えるまち
枠組み(施策)	① 交流人口・関係人口

将来のあるべき姿

- 本市の認知度アップ策として、ゴルフ場など地域資源の広報媒体を工夫したりPR活動を行います。このことにより、年齢や居住地によらず本市と関係を持っていた多く三木ファンを増やすとともに、市外、県外、海外から多くの人々が訪れ、本市でゴルフや観光農園、文化体験などを楽しんでいます。
- 幼少期から当市の歴史や産業に触れ合う体験などにより、ふるさとを愛し、誇れる心を育む取組が進み、市外で本市の魅力を伝え本市に関係する人々が増え始めています。

現状と課題

- ゴルフ大会の実施やゴルフ振興事業を展開していますが、高齢化による既存ゴルファーの減少と、大会などの参加者の固定化が懸念されます。
- ゴルフ未経験者が持つゴルフに対するマイナスイメージ（贅沢、拘束時間、厳しいマナー、ルール等）を払しょくする必要があります。
- 市内のゴルフ場と観光施設相互が連携したメニューが未整備であり、また、広域的な取組が不十分であることから、ゴルフ以外に市内の施設でお金が落ちない原因の一つと考えられます。
- 学校で保護者も参加し、生まれ育ったふるさとの特産品の再発見をしています。三木金物の歴史の授業、実物を見ながらの金物の説明、「肥後守」を使用しての工作体験により、金物を正しく使えば便利なものであることを伝えています。今後の課題としては、日常生活の中で三木金物を使用する機会や三木金物を体験する場所の整備につながる仕掛けが必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
ゴルフ場利用者数（プレイヤー）	—	104.9万人	112万人	120万人
ジュニアゴルフ大会の参加者数	—	23人	50人	100人

*産業振興部観光振興課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●ゴルフ人口の拡大

- ・ 幼少期からゴルフに触れることができる機会や、市ゴルフ大会など様々な大会を実施することでゴルフをする機会を増やし、リピーターを創出することによってゴルフ人口の増加に努めます。
- ・ ゴルフ雑誌に三木の魅力を掲載するなど、多様な媒体を駆使して情報を発信していきます。
- ・ ゴルフ大会をはじめ、イベントなどの開催時に、選手やギャラリー、会場関係者等から得た要望や意見などのデータを今後のゴルフ振興に活用します。

●地元企業との連携

- ・ 事業の一環として、地元企業と連携して学生と交流する場を創出し、三木金物をより身近に感じることで、将来の地元への雇用や誇り作りへつなげます。
- ・ 三木金物を使い、小学校中学年でも作ることができるような工作体験を考案します。加えて、親子などでモノづくり体験をする機会の創出などを検討します。
- ・ 三木金物まつりに来場されたすべての方が安心して楽しめるよう、地元企業と連携したイベントを開催します。

市民に進めていただくこと

- ・ ゴルフの体験、観戦、支援、発信、交流など関心の高揚
- ・ ふれあい体験の講師として参加
- ・ ブランド力の向上のため、体験を生かした地場産業の素晴らしさの伝達

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・ 市内企業、店舗の商品をゴルフのイベントを通じてPR
- ・ 宿泊施設、市内施設と連携した誘客プランの検討
- ・ 三木市ゴルフ協会との連携によるゴルフ振興策の推進

《教育機関》

- ・ 授業で三木金物について学ぶ機会を創出
- ・ 三木金物に触れる機会をつくり、正しい使い方を習得

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・ 兵庫県、他市町との広域連携によるゴルフツーリズムの推進
- ・ 各種団体のイベント等への連携

個別計画、条例、規則等

- ・ 三木市教育の基本方針

3 いきいき輝く未来づくり

柱	(2)地域の魅力を伝えるまち
枠組み(施策)	②ブランド化・シティプロモーション

将来のあるべき姿

○本市の地域資源、産業、農業、スポーツ、歴史などがそれぞれにブランド化され、本市の魅力が全国的、世界的に広まり、誰もが「三木市」を認知することができるようになっていきます。

現状と課題

○市内の若年層人口が市外へ流出する原因として、働く場や住環境、隣接する神戸市と比べてブランド力に劣ることや市内に若者が楽しむことができる場所が少ないことなどが大きな理由として考えられます。

○北播磨県民局や事業者等と連携し、外国人観光客向けにゴルフを核とした文化体験などのパッケージツアー化を進めています。

○三木ならではの「三木金物」や「酒米山田錦」については、全国的にも知名度が高いため、今後は世界に向け発信していく必要があります。

○「ぶどう・いちご・黒豆」については、収穫体験が普及していますが、グルメ、スイーツ、お土産など、更に観光客を誘致できる潜在能力があります。

○「歴史・文化」については、訪れたいと思う観光プラン作りやPRが必要です。

○小学校の中学年以上を対象に、三木金物をより知ってもらうための「三木金物ふれあい体験事業」を実施しています。しかし、少子化や講師の方の高齢化により実施できない小学校が出てくる可能性が懸念されます。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
市内観光施設利用者数*1	—	62.5万人	70万人	100万人
入込客数(1日あたり)*1	—	16,322人	20,000人	30,000人
三木金物ふれあい体験開催後アンケート「満足度について」(生徒)*2	—	90.0%	95.0%	98.0%
〃 (保護者)*2	—	90.0%	95.0%	98.0%
〃 (担任)*2	—	85.0%	90.0%	95.0%

*1 産業振興部観光振興課調べ：三木ホースランドパーク・道の駅みき・旧玉置家住宅
旧小河家別邸・みき歴史資料館利用者数

*2 「開催後アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●ブランド戦略の推進

- ・他市町との差別化を図り、知名度をアップさせることで、長期的な視点で市民や観光客の信頼や愛着を深めます。
- ・三木金物、酒米山田錦、ゴルフなど、市内には他市町にはない「強み」がたくさんあります。その点在する資源をつなぎ、活用し、市職員と市民とがしっかりと再認識し、外部に発信していきます。
- ・様々な魅力ある資源について分析し、届けたい相手に対し情報を発信します。

●三木金物ふれあい体験の継続

- ・子どもたちに三木金物の良さを伝えるため継続して事業に取り組みます。

市民に進めていただくこと

- ・市民自身が「三木市」を知り、魅力を再認識
- ・「三木市」というブランドを市民自ら発信
- ・ふれあい体験の講師として参加
- ・子どもたちと一緒に保護者もふれあい体験に参加

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・企業独自の特産品開発など、企業の持つ強みに、三木市ならではの要素を加え、たくさんの人々に選んでもらえるような商品開発を促進
- ・「部品づくり」から「最終製品づくり」への転換

《教育機関》

- ・三木金物に触れたり、学んだりする機会の創出

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・兵庫県や近隣他市町において、共通するブランドを構築・共有し、情報発信
- ・「食」に関するイベントを広域的に実施
- ・各種団体のイベント等への連携

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(2) 地域の魅力を伝えるまち
枠組み(施策)	③情報発信

将来のあるべき姿

○行政、市民、企業・団体等それぞれが積極的に市や地域の魅力を発信しています。

現状と課題

○本市のイベント、会議や審議会、その他のお知らせなどを、記者発表により新聞やテレビなどマスメディアに向け、情報発信しています。

○広報みきやホームページ、ツイッター^{※67}、YouTube^{※68}などで市内外に向けて市政情報の発信を行っています。

○各事業の実施計画について、市民への周知が十分ではなく、PRにつながっていない可能性があります。

○市外のニーズを調査する方法が確立されていないため、市外の人が三木市のどこに魅力を感じているかが把握できていません。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2019)	(2024)	(2029)
ホームページのアクセス数※1	—	—	—	—
ツイッターのフォロワー数※2	—	4,345	6,500	8,000

※1 2019（令和元）年度の年間アクセス数を起点とし、10年間維持することを目標とします

※2 総合政策部秘書広報課調べ

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

●職員の情報発信に対する意識の向上

- ・ 職員の情報発信力の向上につながる研修などを実施します。
- ・ 担当課による事業の十分な周知や広報を徹底し、市民が市の情報を入手しやすい環境を作ります。

●市外のニーズを把握する

- ・ Facebook^{※69} による三木の魅力発信に対する反応やホームページのアクセス数などの分析などを通して、市外や海外のニーズを把握します。

●市での情報発信の手法や体制の検討

- ・ 新たな情報発信ツールの活用などを検討します。

市民に進めていただくこと

- ・ 市の P R につながる情報の発信

企業・団体等に進めていただくこと

《企業・団体》

- ・ 事業者及び団体等でできる情報発信・共有の仕組みづくり

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・ 兵庫県、近隣他市町

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(3) 地域の魅力を高めるまち		
枠組み(施策)	①地場産業	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

○金物業界と協力し、次の世代へと伝統的な技術を継承していく仕組みが出来ており、その伝統的な技術の魅力が本市を訪れた観光客を介して世界中にPRされ、さらには「三木金物大学」や「三木金物ふれあい体験事業」等市独自の事業を通じて国内外問わず三木金物を応援してくれる人が増加しています。それにより新しい視点が生まれ、それを伝統的な視点と融合させることで更に発展し、三木金物を中心とした地場産業が繁栄していくための取組が行われています。

現状と課題

- 地場産業（三木金物）のPR及び販路拡大のため、国内外の産業見本市に対する出展補助を行っています。この取組によりアジア圏、ヨーロッパ圏における「三木金物」の知名度は上がっています。今後は需要のある他の地域への新規販路の拡大が必要となります。
- 地場産業の信頼性と販売力の向上を図るため、全国の三木金物取扱い小売店の方々を対象に「三木金物大学」を開催し、市内工場見学や体験学習を行っています。
- 海外見本市の出展の効果から、本市への海外からの観光客は増加していますが、そのインバウンド^{*17}観光客に対しての地場産業PRが不足しています。
- 安価な海外製品の輸入により、国際的な競争が激しくなるなど、地場産業製品の需要が減少しています。「三木金物ニューハードウェア賞」など新製品開発支援などを継続し、新たな市場開拓を行う必要があります。
- 地場産業の担い手の高齢化が進むとともに、後継者となる若い担い手が少なく、貴重な「産地の技術」が失われつつあります。
- 三木金物のブランド化や高付加価値化を図ることで国内外に市場開拓を進め、金物産業の他分野進出を支援することにより新産業の育成を図る必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2016)	(2024)	(2029)
金物製品出荷額*1	222 億円	270 億円	275 億円	285 億円
金物製品輸出額*2	35 億円	46 億円	49 億円	60 億円
国内見本市出展支援回数*3	3 回	3 回	3 回	4 回
海外見本市出展支援回数*3	1 回	1 回	1 回	2 回

*1 工業統計

*2 三木金物輸出統計表

*3 産業振興部商工振興課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●地場産業の情報発信の強化

- ・地場産業関連の情報発信を強化し、市内外を問わず三木金物の魅力を知ってもらう機会を創出し、産業の振興と発展のための下地作りを行います。

●関係団体との連携強化

- ・関係団体との連携をより強化することで、地場産業発展のための施策を共に考え、新製品の開発支援など、より効果的な事業を検討していきます。

●インバウンド観光客へのPRの強化

- ・三木金物をはじめとする地場産業のPRとして、かじやツーリズム^{※70}を実施しています。今後、更にPRを強化し、海外からの観光客に対して、三木金物をはじめとする地場産業のモノの価値や作り手の思い等を伝え、三木金物と他の産地の金物との差別化を行い、海外での知名度を上げ、販路拡大を図ります。

●金物産業の魅力度の発信

- ・金物振興審議会と連携し、学生に対し金物産業にスポットを当てた職場見学を行うことで職業の魅力を伝えることにより、興味を持ってもらい、金物産業に関わる人数を増加させます。この事業により就職し、後継者となった方への支援を行い、金物産業の発展を図ります。

市民に進めていただくこと

- ・地場産業関連のイベントへの参画
- ・広報やホームページへの活用のための地場産業の情報共有

企業・団体等に進めていただくこと

《企業・団体》

- ・地場産業の積極的な情報発信
- ・各種地場産業関係イベントの発案、運営、協力
- ・大学や学生が行うイベント活動への参加、協力

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・県伝統的工芸品産業連絡協議会との連携
- ・北播磨地域のイベントへの参画、参加
- ・県の地場産業関連のイベントへの参画、参加
- ・日本鍛冶学会との連携

個別計画、条例、規則等

- ・第2次中小企業振興のためのアクションプラン

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(3) 地域の魅力を高めるまち		
枠組み(施策)	②産業振興	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 地域の農業の持続的な発展、品質、生産量ともに日本一を誇る酒米「山田錦」を育む自然が豊かで住みよい農村地域を守るため、農業経営改善及び生産基盤の整備等の施策のほか、地域の特性に応じた活性化を推進しています。
- 中小企業サポートセンターや三木市ふるさとハローワークを利用することで、中小企業を振興し、地域経済の活性化及び雇用の促進を図り、より豊かで質の高い市民生活が実現しています。
- ひょうご情報公園都市は、恵まれた立地特性を生かし、ものづくり関連企業等が集積する新産業創造拠点を形成し新規雇用の創出をめざしています。

現状と課題

- 社会全体で高齢化が進行するとともに、給与所得者などの定年延長などにより農業の後継者が減少するとともに、新たな就農者の減少に伴い、農地の維持管理ができず、耕作放棄地が増えています。今後、高齢化が進む集落営農組織や、ぶどう園などに新たな担い手を確保する必要があります。
- 市内企業の99%以上を占めている中小企業は、本市の地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしており、中小企業の振興は、本市経済の発展のために重要な要素となっています。
- ひょうご情報公園都市は、山陽自動車道南側の整備完了工区に分譲が完了しています。残りの工区は、県の第3次行財政構造改革推進方策において、「事業進捗の調整を行う地域」と位置付けられており、未整備工区における整備の調整が必要な状況です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
農業振興に対する重要度*1	—	79.7%	80.0%	80.0%
ひょうご情報公園都市 立地企業数*2	12 社	20 社	22 社	25 社
	(2012)	(2017)	(2024)	(2029)
中小企業サポートセンター 相談件数*2	—	1,652 件	1,650 件	1,650 件
商店街実質空き店舗率*2	—	10.6%	9.0%	9.0%
有効求人倍率(西神管内)*2	0.58 倍	1.12 倍	1.00 倍	1.00 倍
	(2012)	(2015)	(2024)	(2029)
事業所数(全産業)*2	3,369 社	3,261 社	3,300 社	3,300 社

*1「市民アンケート」結果

*2 産業振興部商工振興課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●農業支援

- ・市内の重要な産業のひとつである農業の支援として、認定農業者、集落営農組織などの担い手への支援及び新規就農者の確保及び育成を引き続き行います。

●有害鳥獣対策

- ・有害鳥獣捕獲班の担い手の確保と、わな設置等の捕獲技術の向上に取り組めます。

●経営への支援

- ・中小企業の経営革新、経営基盤の強化、創業等を総合的に支援するため、地域支援拠点として、中小企業サポートセンターを運営し、商工会議所、商工会、金融機関等との連携を強化しながら、中小企業診断士（認定経営革新等支援機関）による窓口相談、企業訪問等を行います。

●商店街への支援

- ・商店街連合会、商工会議所との連携を強化しながら、空き店舗を活用した新規出店、にぎわいづくり、販売促進、先進地視察等を支援します。

●新たな産業用地整備に向けた取組

- ・新規雇用の創出による市の活性化をめざすため、ひょうご情報公園都市の次期工区の整備着手を兵庫県に要望します。

市民に進めていただくこと

- ・地域の農地は自分たちで守るという意識の向上
- ・市民と一体となって産業振興施策を推進
- ・ひょうご情報公園都市の整備促進に向けた要望

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・農業の担い手の確保及び育成、耕作放棄地の解消に向け兵庫県、農地中間管理機構、JA等の関係機関と協議
- ・ひょうご情報公園都市の整備促進に向けた要望
- ・正規雇用の促進

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・国や兵庫県の産業振興施策との棲み分け、連携

個別計画、条例、規則等

- ・第2次中小企業振興のためのアクションプラン、農業振興地域整備計画（2020（令和2）年度策定予定）

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(3) 地域の魅力を高めるまち		
枠組み(施策)	③創業支援・事業承継	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

○市内外の多様な世代の創業者を誕生させるため、中小企業サポートセンターと商工会議所、商工会、金融機関等と連携しながら、ワンストップ^{※71}相談窓口や創業セミナーを実施するとともに、市内で創業しやすい環境が整備され、地域需要の創出と地域経済の活性化が図られています。

現状と課題

○創業セミナーの開催や、中小企業サポートセンターの相談窓口の設置など、中小企業サポートセンターと商工会議所、商工会、金融機関等との連携による中小企業や創業の支援体制の充実により、飲食業、サービス業、介護福祉を中心に創業する方が出現しています。

○長期的な景気の先行きの不透明感が原因で、創業を断念する方もいるという課題があります。

○中小企業を取り巻く環境は、経営者の高齢化、人手不足、人口減少という3つの構造変化に直面しており、事業所の減少、後継者の確保難による廃業、従来型中小企業の低迷、商店街の空き店舗の増加等の問題が生じています。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「中小企業の振興」に対する満足度*1	—	29.1%	35.0%	50.0%
創業実現者数*2	—	15人	15人	15人
事業承継計画の策定件数*2	—	0件	3件	3件
	(2012)	(2016)	(2024)	(2029)
開業率*2	—	5.1%	5.0%	5.0%

*1「市民アンケート」結果

*2 産業振興部商工振興課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●創業への支援

- ・市内外の多様な世代の創業者を誕生させるため、中小企業サポートセンターと商工会議所、商工会、金融機関等との連携を強化しながら、創業相談や創業セミナー等の支援をするとともに、起業しやすい環境を整備します。

●事業承継への支援

- ・経営者の高齢化に伴う廃業を防止するため、中小企業サポートセンターと商工会議所、商工会、金融機関等との連携を強化しながら、中小企業の円滑な事業承継を支援します。

市民に進めていただくこと

- ・行政と一体となって施策を推進

企業・団体等に進めていただくこと

《団体》

- ・商工会議所、商工会、金融機関等と市との連携
- ・創業セミナーなどの各種イベントのPR

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・国や兵庫県の創業施策との棲み分け、連携

個別計画、条例、規則等

- ・第2次中小企業振興のためのアクションプラン

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(3) 地域の魅力を高めるまち
枠組み(施策)	④ 歴史・文化遺産

将来のあるべき姿

○地域住民が自分たちの地域のことを掘り下げてよく学ぶことで、郷土の歴史や文化を知り、郷土への愛着が育まれています。そのことによって、自分たちの住む地域に誇りを持ち、地域の活性化につながっています。

○本市の史跡を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めそのエリアを、ひとつの大きな博物館（フィールドミュージアム^{※72}）に見立て、歴史の継承、市民の憩いの場の創出、まち活性化に取り組んでいます。このことにより、まちの魅力を全国に伝え、市民の夢を育み、市民の誇りとなるような三木のまちづくりが進んでいます。

現状と課題

○近年、三木合戦に関する遺跡が国の史跡に指定されたほか、旧玉置家住宅、旧小河家別邸などが国の文化財に登録されたことなどにより、地域の歴史に関する理解が広まりつつあります。

○人口減少、少子高齢化により、地域の伝統行事の廃止、簡素化が進んでいます。

○付城跡の多くは、樹木が密生しているほか、案内板や説明板が不足、老朽化し分かりにくい状況となっているため、国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画及び同整備基本計画に基づき、適切に保存・管理をする必要があります。

○世代交代や転居などにより、各家庭や地域で受け継がれてきた歴史史料が廃棄される事例が起こっています。

○市民主体による歴史文化活動が盛んに行われるようになってきました。しかし一方で、メンバーの固定化や高齢化が進んでいます。

○大学等で三木市に関する関心が高くなり、調査・研究、授業等で本市を取り上げられるようになってきています。

○歴史・美術の杜みゅーじあむ事業では、三木城跡と城下町との連携を進め、魅力的なストーリー性のある周遊ルートを確立する必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「歴史資源や文化財の保護や活用」に対する満足度*1	—	51.7%	60.0%	65.0%
歴史資料館入館者数*2	—	13,971人	15,000人	16,000人

*1「市民アンケート」結果、*2教育委員会教育総務部文化・スポーツ課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●調査研究事業の推進

- かつて刊行された三木市史や吉川町誌の研究成果を生かしつつ、学術的水準の高い市史を編さんします。

●参画と協働の推進

- 地域に残る歴史、文化、伝統をその地域に暮らす人々と一緒に発掘し、郷土愛を育みます。
- 若者世代も含めた多世代が地域の伝統行事に参加し、地域での交流を活性化させるとともに、伝統行事の次世代の担い手を育成できる仕組みを作ります。

●地域の活性化

- 地域住民とともに身近な歴史や文化に基づく地域コミュニティの充実を図ります。

●国指定史跡等の整備・活用

- 国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画及び同整備基本計画に則り、保存と活用のための整備を進めます。
- 史跡や資料館等をめぐるハイキングコースの整備を進めます。

市民に進めていただくこと

- 地域に残る歴史、文化、伝統をその地域に暮らす人々が発掘するとともに市政へ情報を提供
- 行政や地域で行われるイベントや学びの場への参加

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- 産業の歴史を把握するため、事業者が所有する資料情報の提供

《団体》

- 地域の歴史、文化等に関する官民の取組への参画・参加

《教育機関》

- 地域、事業者、市などとの連携を推進
- 本市を舞台にした研究、調査活動、イベント等の実施

連携する枠組み（施策）

- 神戸大学

個別計画、条例、規則等

- 市史編さん基本計画、三木歴史・美術の杜構想、国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画、国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(3) 地域の魅力を高めるまち		
枠組み(施策)	⑤後継者育成	SDGs 該当	

将来のあるべき姿

- 三木金物の伝統的な技術を継承して、金物のまち三木と三木金物を世界に向けて情報発信しています。
- 三木金物産業を担う人材の育成が進み、市が独自に行っている「三木金物ふれあい体験事業」を通じて子どもの頃から三木ブランドが根付きはじめ、ふるさとを愛し、誇れる心を育む教育が進んでいます。

現状と課題

- 小学校の中学年以上を対象に、三木金物をより知ってもらうための「三木金物ふれあい体験事業」を実施しています。しかし、講師の方の高齢化や、少子化により、実施できない小学校が出てくる可能性が懸念されます。
- 生徒だけでなく保護者の方にも参加していただき、自身が生まれ育ったふるさとの特産品の再発見をしていただいています。主な内容は、三木金物の歴史の授業、実物を見てもらいながらの金物の説明、「肥後守」を使用しての工作体験をしてもらい、金物を正しく使えば便利なものであることを伝えています。今後は、日常生活の中で三木金物を使用する機会や三木金物を体験する場所の整備につながる仕掛けが必要です。
- 子どもの頃から地場産業に触れ、その良さをすることで、地元の地場産業の企業へ就職したいと思う環境を作っています。
- 職人の高齢化により、従来、分業で製作していた製品を供給できなくなるという問題があります。例えば、鉋の鉋台を製造する木工職人が不在となれば、産地として鉋を供給できなくなります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2017・8)	(2024)	(2029)
三木金物ふれあい体験開催後アンケート「満足度について」(生徒) *1	—	90.0%	95.0%	98.0%
〃 (保護者) *1	—	90.0%	95.0%	98.0%
〃 (担任) *1	—	85.0%	90.0%	95.0%
金属製品製造業の事業所数 (従業員4人以上の事業所数) *2	95 事業所	97 事業所	98 事業所	100 事業所

*1 「開催後アンケート」結果

*2 三木市工業統計調査結果報告

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●新しい講師の採用

- ・三木金物ふれあい体験事業の講師陣の負担を減らすため、新しい講師の方に参画してもらう仕組みづくりを進め、より魅力的に運営していきます。

●新しい工作体験の考案

- ・三木金物を使い、小学校中学年でも作ることができる工作体験を考案します。

●金物産業の活性化

- ・金物産業に魅力があることを産業見本市や体験事業を通じて周知する。
- ・事業の一環として、地元企業と連携して学生と交流する場を創出し、三木金物をより身近に感じてもらうことで、将来の地元への雇用へつなげます。

●金物産業の魅力度の発信

- ・金物振興審議会と連携し、金物産業にスポットを当てた職業PRを行うことで職業の魅力度を上げ、興味を持ってもらい、金物産業に関わる人数を増加させ就職を増やします。また、後継者となる方への支援を行うなど、金物産業の発展を図ります。

市民に進めていただくこと

- ・三木市金物ふれあい体験事業の講師として参加
- ・子どもたちとふれあい体験に参加し、改めて三木金物について知る機会を創出
- ・ブランド力の向上のため、他市の方と交流する際に、地場産業の素晴らしさを伝達

企業・団体等に進めていただくこと

《教育機関》

- ・アンケートへの協力
- ・授業の中で三木金物について事前に学べる機会を創出
- ・三木金物に触れる機会をつくり、正しい使い方を習得
- ・後継者育成

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・各種団体のイベント等への連携

個別計画、条例、規則等

- ・三木市教育の基本方針

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(3)地域の魅力を高めるまち
枠組み(施策)	⑥利便性

将来のあるべき姿

○運転に自信がなくなった、または、運転の機会が減少した高齢者等が、身近な移動手段である鉄道、バスなどの公共交通や、福祉有償運送、地域ふれあいバスなどを利用し、生活の質を維持しています。

○気軽に移動できる環境により、誰もが住み続けたいくなるまちになっています。

○(仮称)三木スマートインターチェンジ※13 や、市内環状道路の整備等により、市内の観光施設、イベント会場、ゴルフ場、地場産業や産業団地へのアクセス向上を図り、観光振興や産業振興に貢献しています。

現状と課題

○本市においては、外出時の移動手段としてマイカー利用が7割となっており、今後、人口減少、高齢化により、地域特性に応じた交通網の構築が必要です。

○市内を通る幹線バス等の確保・維持に努めるとともに、市の財政負担を軽減するため、路線の見直し等を適宜実施し、効率的・効果的な公共交通網を形成する必要があります。

○山陽自動車道三木小野ICと三木東ICは9.7kmの間隔があり、利便性が良いとは言えない状況です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2017)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「高齢者福祉施設の整備や施策」に対する満足度※1	—	52.2%	52.2%	52.2%
運転免許自主返納者移動支援事業申請者数※2	879人	869人	1,500人	2,000人

※1「市民アンケート」結果

※2 健康福祉部福祉課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●デマンド型交通などの新たな交通手段の導入検討

- ・将来における新たな交通手段として、予約運行等により需要に応じた運行が可能となるデマンド型交通などの導入を検討します。

●自動運転システムの導入可能性の検討

- ・自動車の運転支援技術開発が急速に進展しているなか、将来における移動手段の確保に向け、安全確保を前提に自動運転システムの導入可能性を検討します。

●制度の周知・啓発

- ・運転免許返納制度に関する情報を積極的に提供するため、関係機関（警察など）と協力して、対象者にターゲットを絞ったPR方法を検討し、制度の周知・啓発を進めます。

●鉄道及び幹線バスを軸とした交通網の構築

- ・交通事業者と連携し、市内のみならず市外への移動もスムーズに行うことができる交通網の形成に努めます。

●スマートインターチェンジ整備事業の新規事業化に向けた取組

- ・山陽自動車道の利便性の向上、市内の交通渋滞緩和、地域活性化などへの貢献を目的として、スマートインターチェンジ整備事業の新規事業化に向け、検討を進めます。

市民に進めていただくこと

- ・公共交通の積極的な利用
- ・スマートインターチェンジを活用した積極的な地域づくり、地域おこし

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・免許返納者に対する民間主催の特典制度の推進
- ・バスロケーションシステム^{※73}など、バスを利用しやすい環境整備（交通事業者）

《団体》

- ・運転免許返納事業のPR

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・警察
- ・神戸電鉄粟生線活性化協議会
- ・スマートインターチェンジの利用による地場産業・産業団地の物流効率化

個別計画、条例、規則等

- ・三木市地域公共交通網形成計画（2019（平成31）年3月策定）
- ・神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画（2017（平成29）年4月策定）

3 いきいき輝く魅力づくり

柱	(3) 地域の魅力を高めるまち
枠組み(施策)	⑦ 景観

将来のあるべき姿

○先人たちが築いた本市の誇るべき地域資源である歴史、文化、産業、自然などを守り育て、誰もが三木市での暮らしに誇りを持ち、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

○旧市街地における歴史的資源の保全と密集市街地における防災対策の両立が必要です。

○農村地域における田園風景の保全に加え、増加している耕作放棄地に対する対応が必要です。

○歴史的な建物や景観を生かし、地域活性化につながる取組が必要です。

○市内を流れる美嚢川や北谷川などの情緒あふれる自然の風景を守っていくことが大切です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「歴史資源や文化財の保護や活用」に対する満足度*1	—	51.7%	60.0%	65.0%
「良好な住環境づくり」に対する満足度*1	—	56.4%	62.0%	67.7%
「美しいまちなみや景観形成」に対する満足度*1	—	55.6%	61.2%	66.7%

*1「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●地域資源の保全・活用

- ・ エリアマネジメント※⁷⁴ の取組による地域資源を生かした魅力あるまちづくりを進めます。
- ・ 湯の山街道沿いの歴史的町並みをはじめとした景観資源の保全・活用を図ります。
- ・ 美囊川や北谷川などを桜の名所として保全・活用を図ります。

●協働による地域環境の形成

- ・ アドプト制度※⁷⁵ などによる街路樹の適切な維持管理や、公共施設、道路、公園で花のある景観づくりを進めます。
- ・ 密集市街地の課題解消に向けた取組を住民との協働で進めます。

市民に進めていただくこと

- ・ アドプト制度などの積極的な活用
- ・ エリアマネジメントの取組

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・ 景観に配慮した事業展開
- ・ エリアマネジメントの取組

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・ 兵庫県との連携
- ・ 民間事業者などとの連携

個別計画、条例、規則等

- ・ 三木市都市計画マスタープラン

4 枠組みを超えて取り組む三木づくり（分野横断施策）

柱	(1) 分野横断プロジェクト
枠組み(施策)	①行財政運営

将来のあるべき姿

- 市民にとって、より親切で身近な市役所になっています。
- 財政規律を堅持し、健全で安定した行財政運営を行い、市の規模や多様化する社会情勢に対応した行政サービスの提供を維持しています。
- 民間事業者と連携を図りながら、それぞれが持つ強みを生かし、安心して暮らせるまちの運営を行っています。

現状と課題

- 人口減少などにより市税が増えないなか、国において地方交付税の縮小や本市の貴重な財源となるゴルフ場利用税の存廃が議論されており、今後の財源確保は厳しい状況となることが予想されます。将来にわたって安定した行財政運営を行っていくためには、事業の見直しなどにより経費を抑制しつつ、地方創生を着実に進め、収入の確保を図っていく必要があります。
- 高齢化の進展による医療費、介護サービス費のほか、子育て支援策の充実等に伴う扶助費が増加しています。
- 昭和40年代から50年代にかけて建設された多くの公共施設等が老朽化し、今後一斉に更新時期を迎えます。
- インフラ^{※42}施設（道路・橋梁・公園・上下水道）は、市民のライフライン^{※59}であり安全・安心を確保するため、財政負担の平準化を図りつつ、維持更新を行う必要があります。
- 市民ニーズに対し、市がめざすまちの姿の実現のために、民間事業者が提供できるサービスを精査・検討し施策への反映が必要です。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	2017	2018	(2024)	(2029)
「市税などの収入確保による健全な財政運営」に対する満足度*1	—	42.1%	50.0%	60.0%
「健全な行政経営の推進」に対する満足度*1	—	47.2%	50.0%	60.0%
将来負担比率 ^{※76} *2	45.0%	41.5%	41.5%	41.5%
経常収支比率 ^{※77} *2	91.2	92.0	92.0	92.0

*1「市民アンケート」結果

*2総務部財政課調べ

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●収入の確保

- ・地方創生を着実に進め、収入の確保を図ります。

●事業の「選択と集中」と堅実な財政運営

- ・財源に限りがあるなか、多様化する行政需要に対応するため、市民ニーズを的確に把握し、事業の「選択と集中」により未来への投資と収支の均衡の両立に努めます。
- ・業務改善や効率化による経費の抑制を着実に積み重ねていきます。
- ・行財政状況を市民にわかりやすく情報提供し、理解を求めます。

●公共施設等の適正規模・適正配置

- ・長期的かつ総合的な視点に立ち、人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の適正な規模や配置を進めます。
- ・人口減少に伴う公共施設のあり方について、市民に理解を求めます。

●官民連携による市民サービスの維持・向上

- ・民間事業者、他市町等と連携し、それぞれが持つ強みを生かした行財政運営の可能性を検討し、市民サービスの維持・向上につなげていきます。

●職員の意識改革

- ・職員一人ひとりが市の財政状況を理解し、コスト意識を向上させることで、本市全体にとって最適最大の効果を生み出す業務執行に努めます。

市民に進めていただくこと

- ・人口減少社会における行政サービス水準への理解、行財政運営への理解
- ・自分たちでできることは自分たちでという自助・共助への取組
- ・まちづくりへの参画

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・金融機関による金融商品や金利の情報提供
- ・自治体の業務改善、効率化、経費抑制につながる業務連携の検討・実施
- ・地域の課題解決につながる技術開発や事業の推進

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・民間事業者、金融機関、他市町との連携

個別計画、条例、規則等

- ・三木市公金管理委員会設置要綱・三木市公金の管理及び運用方針
- ・三木市公共施設等総合管理計画
- ・三木市水道事業経営戦略、三木市下水道事業経営戦略

4 枠組みを超えて取り組む三木づくり（分野横断施策）

柱	(1) 分野横断プロジェクト
枠組み(施策)	②業務改善

将来のあるべき姿

○少子高齢化の進展に伴い、市役所が担う役割が大きくなるなか、働き方改革として業務改善に取り組むとともに、新たな技術を導入することにより業務の省力化が進んでいます。また、業務の広域化を促すなど、少ない職員で効率的な行政運営を行うスマート自治体化が進んでいます。

現状と課題

- 多様化、複雑化する市民ニーズに対応すべく日々の業務に取り組んでいますが、能力の向上に合わせて、新たな技術の活用が必要となっています。
- 高齢者や外国人市民の増加、マイナンバー制度の開始などにより、業務内容が複雑かつ高度化しています。
- スマートフォン等の普及により便利なインターネット^{※27} 環境は身近なものになっていますが、行政サービスとして誰もが簡単に利用できるサービスは、まだ限られています。
- 市役所内の各所管部署が個別に所有しているビッグデータ^{※78}（統計データ）を一元管理できていないため、将来の政策の立案等に有効に利用できていません。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2015・12)	(2018・12)	(2024)	(2029)
自治体クラウド ^{※79} の導入*1	—	単独クラウド	自治体クラウド(3団体) 災害時のシステム利用について相互支援の確立	自治体クラウド(6団体) 広域的なシステム利用による住民サービスの向上
マイナンバーカード交付率の向上*2	22% (住カ)	15% (個カ)	90%(個カ)	95%(個カ)

*1 総合政策部法務情報課調べ

*2 市民生活部市民課調べ（住カ：住民基本台帳カード、個カ：マイナンバーカード）

< “チーム三木” の取組 >

市役所が進めること

●業務の省力化と効率化

- ・システム運用経費の低減などをめざし、情報システムを標準化し、自治体クラウドなどの他の自治体と共同開発、共同運用を検討します。
- ・A I^{※6}やR P A^{※7}などの新しい技術を取り入れ、業務の省力化や自動化を進めます。
- ・新たなシステムの導入により、ペーパーレスの推進、データ処理のスピードアップ、待ち時間の短縮などを図り、窓口サービスや事務作業の省力化と事務効率の向上を図ります。
- ・更なる職員の人材育成に取り組みます。

●災害に強い市役所運営

- ・主要な住民情報システムのクラウド化を進め、災害に強い市役所を構築します。
- ・災害の際には臨機応変に対応でき、柔軟な運用ができる情報ネットワークを構築します。

●今後の予想を創造に変える努力

- ・各所管部署が集めた統計資料をビッグデータ^{※78}として分析することにより、各地区や自治体ごとの特徴を把握し、行政サービスに関する需要を見極め、今後の市政運用や地域のまちづくりに活用します。
- ・マイナンバーカードを利用したマイナポータル^{※80}やマイキープラットフォーム^{※81}等を活用し、プッシュ型通知^{※82}による情報発信の強化や自治体ポイントの利用による、賑わいづくり、ボランティア推進による地域振興等の活力づくりを支援します。

市民に進めていただくこと

- ・マイナンバーカードを取得し、マイナンバーカードの利活用による業務効率の向上に協力

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・率先してマイナンバーカードの利活用を推進

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・複数の自治体によるシステムの共同運用等により、費用低減と窓口サービスの均一化

個別計画、条例、規則等

- ・三木市情報セキュリティポリシー

4 枠組みを超えて取り組む三木づくり

柱	(1)分野横断プロジェクト
枠組み(施策)	③人材育成

将来のあるべき姿

- 人口減少社会において、市民ニーズの多様化に対応する行財政運営を効率的に進めるため、A I^{※6}、R P A^{※7}などの先進技術等の活用が進んでいます。また、効率化により生み出した時間を使い、市民サービス向上に必要となる研修を実施するなど、人材育成が進んでいます。
- 限られた人材、財源等を有効活用し、事務事業の検証と見直しや民間活力の導入を行い、公共サービス向上に向けた行政機能の質的進化を実現しています。また、社会構造の変化、住民の新たな生活スタイルやニーズにも柔軟に対応しています。

現状と課題

- 本市は、若者の市外への転出や出生率の低下などによる少子高齢化に伴い、後継者が不足したり、市職員の確保が難しくなっており、人材育成や技術の伝承にも支障をきたすことが考えられます。
- 人口減少に伴う歳入の減少により、職員数の適正化が進むと考えられています。しかし、職員数の減少に反して、市民ニーズの多様化が進み、行政単独でサービスを維持することが難しくなっています。
- 市民ニーズに対応した市がめざすまちの姿の実現のために、民間事業者が提供できるサービスを精査・検討し施策へ反映させることが必要です。
- 土曜開庁、住民票電話予約サービス、コンビニ交付等サービスの向上に取り組んでいます。今後は、窓口での待ち時間短縮を図るため、新たなシステム導入等の検討が必要です。
- 福祉行政をはじめとした既存業務においても制度や手続きの見直しが頻繁に行われるため、担当部局の専門的な知識を有する職員でも対応に苦慮している実態があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018.8)	(2024)	(2029)
「健全な行政経営の推進」に対する満足度	—	47.2%	50.0%	60.0%

*「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●公民連携による事業の推進

- ・行政単独で進めることが困難な事業や、先進技術の導入により市民サービス向上につながる内容を検討し、民間事業者との協働による課題解決の検討を進めます。
- ・多様化する市民ニーズや進行する社会情勢に柔軟に対応できる職員を育成します。

●働き方改革の推進

- ・先進技術であるA I、R P Aの導入を検討することにより業務の効率化を図り、市職員はより市民サービスの向上につながるクリエイティブな業務に従事するようシフトしていきます。

●行政組織内の権限と責任の見直し

- ・市民サービスの提供に当たっては、常に市民目線での発想を重視し、サービス時間の拡大や受付窓口のワンストップ^{※66}化など便利性の向上に努めるとともに、それらを提供する体制を構築します。

市民に進めていただくこと

- ・人口減少社会における行政サービスへの理解、関心
- ・行財政運営への理解

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・地域の課題解決につながる技術開発や事業の推進
- ・自治体の業務改善、効率化、経費抑制につながる連携事業の検討・実施

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・民間事業者、金融機関、メディア
- ・他市町との連携

4 枠組みを超えて取り組む三木づくり（分野横断施策）

柱	(1) 分野横断プロジェクト		
枠組み(施策)	④都市整備	SDGs	該当

将来のあるべき姿

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、ユニバーサル社会^{※83}づくりを進め、安全で快適なまちづくりに取り組んでいます。
- 人口減少、少子高齢化社会にあっても市民が便利で快適に暮らせるよう、各地域の特色を生かした拠点の機能分担と、公共交通による地域間のネットワークの強化により、市全体の総合力を高めることで持続可能な都市構造の構築に取り組んでいます。

現状と課題

- 超高齢社会が到来するなか、特に高齢者の社会参加や外出機会を増加させることが必要です。
- 高齢者が住みやすく、また、若者が子育てしやすいまちづくりの推進など、市民が安心して生活できる生活環境の形成に努める必要があります。
- 総合公園を核として、公園施設の充実を図り、より多くの方に利用していただけるよう整備・維持管理する必要があります。
- 地域によっては、小売業の商店など市民の日常生活に必要なサービス施設が減少していることから、生活に必要な施設の維持・確保が必要です。
- 若い世代の流入及び定住化を促進することで、地域の活性化を図る必要があります。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「バリアフリー ^{※37} 化の整備」に対する満足度*1	—	42.0%	50.0%	60.0%
「道路の整備」に対する満足度*1	—	49.9%	55.0%	60.0%
「良好な住環境づくり」に対する満足度*1	—	56.4%	62.0%	67.7%
「公園、緑地などの整備」に対する満足度*1	—	58.4%	61.0%	65.0%
「電車やバスなど交通機関の利便性」に対する満足度*1	—	25.4%	27.9%	30.5%
「高齢者福祉施設の整備や施策」に対する満足度*1	—	52.2%	54.0%	56.0%

*1「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●安全で安心なまちの形成

- ・鉄道駅周辺等の拠点周辺において、生活利便施設の誘導や移住定住の促進を図るため、遊休不動産や空き家等の活用について検討します。
- ・公共交通の利用促進を図るため、交通結節機能の強化・向上に取り組みます。

●安全で快適な道路環境を整備・補修

- ・都市計画道路等の道路改良事業や歩道のバリアフリー化、舗装の修繕など、誰もが安心して移動できる道路環境の整備、補修に取り組みます。

●大規模住宅団地における活力の維持・向上

- ・少子高齢化が進む大規模戸建住宅団地においては、活力の維持・向上を図るため、空き家や空き地などを活用し、多様な世代の居住誘導や親子世帯同士の近居などを促進します。

●多世代交流の場を整備

- ・少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、公園や緑地のあり方を検討し、市民ニーズを考慮した施設の充実を図ります。また、安全に安心して使用が出来るよう公園や緑地の適正な維持管理を図ります。

市民に進めていただくこと

- ・まちづくりへの積極的な参加
- ・まちづくりに関する積極的な提案
- ・まちの未来像を考える会議等への参加

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・民間建築物へのユニバーサルデザイン※²⁶の推進
- ・ユニバーサルデザインに配慮した事業展開
- ・免許返納者に対する民間主催の特典制度の推進
- ・まちづくりへの積極的な協力

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・県営住宅等との連携
- ・警察
- ・兵庫県、近隣他市町など

個別計画、条例、規則等

- ・都市計画マスタープラン、三木市住宅マスタープラン、三木市地域公共交通網形成計画（2019（平成31）年3月策定）、神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画（2017（平成29）年4月策定）、三木市橋梁長寿命化修繕計画、三木市舗装修繕計画

4 枠組みを超えて取り組む三木づくり（分野横断施策）

柱	(1) 分野横断プロジェクト
枠組み(施策)	⑤生涯活躍

将来のあるべき姿

- 市外からの移住者が増え、多世代が共生し、誰もが住みよく、いきいきと暮らせるまちが実現しています。
- 市内への定住促進及び産業振興により、安定的な雇用が生まれ、地場産業の振興が進んでいます。

現状と課題

- 高齢化率が高く、若い世代の市外への転出が進んでおり、まちの活力が失われつつあります。
- いつまでも健康で暮らせるよう、良好な健康状態を維持し、介護を必要とする人数を抑制することが必要です。
- あらゆる年代の方などが、それぞれの能力を生かして仕事や地域コミュニティ^{*1}活動などに取り組むことができ、生きがいを感じながら社会参加ができる環境づくりが必要です。
- 高齢者のみ世帯、高齢者の独居世帯が増加し、外出しない方が増えているため、社会との関わりを持てるようなきっかけづくりが必要です。
- 地域のつながりが希薄化しているため、地域住民が世代を超えた交流を図り、地域での支え合いの機運を作ることが必要です。
- 地域住民、市、民間事業者などが個別にそれぞれができる範囲で活動を行っているため、互いに連携し、できることを補完しながら新たなサービスを実施できる体制づくりが必要です。
- 市内の求人状況は、市内企業の99%以上を占める中小企業が雇用の中心となっており、都市圏における雇用情勢の好転による大企業の新卒人材囲い込みなどにより、若者の市外転出の増加に伴う雇用のミスマッチが生じています。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度	—	45.7%	60.0%	75.0%

*「市民アンケート」結果

＜ “チーム三木” の取組＞

市役所が進めること

●いつまでも健康に暮らしていくためのサービスの整備

- ・住民の健康状態を維持し、健康寿命を延ばすための仕組みづくりを進めるとともに、子育て中で在家庭を対象とした仕事の創出や高齢者の生きがいくりのため、それぞれのライフスタイルに応じた働き方ができる環境を整備するなど、いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくりをめざします。また、民間事業者との連携により、民間事業者がもつノウハウや技術を生かした質の高い市民サービスを提供します。

●多世代交流の促進

- ・高齢者が行う取組に子どもや若い世代が関わったり、地域の取組に高校生や大学生が関わったりするなど、多世代交流を活発化することで、地域での支え合いの機運づくりやまちの活性化につなげます。

●移住定住促進のためのまちの魅力の向上

- ・いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるまちづくりに向けた住環境の整備を進めることにより、まちの魅力を向上させ、移住定住の促進を図ります。

●雇用の安定化へ向けた支援

- ・ふるさとハローワークを設置し、求職者への職業相談、職業紹介、求人情報の提供により、雇用のマッチングを促進するとともに、商工会議所、ハローワーク等と連携して、求人求職面接会を開催します。また、若年者の雇用や奨学金返済支援に積極的な中小企業を支援します。
- ・ICTを活用したテレワーク^{※84}の推進や、サテライトオフィス^{※85}、コワーキングスペース^{※86}の誘致など、多様化する労働ニーズに応える事業を進めます。

市民に進めていただくこと

- ・住民自らが問題意識を持って、地域のために何ができるか考え、地域で実行
- ・市及び事業者の取組に参画し、ニーズやアイデアを提案

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- ・事業者のノウハウや専門性を生かし、地域での取組内容を充実
- ・雇用マッチングのために採用情報を公開、求人求職面接会等のイベントの参加を推進

《教育機関》

- ・生徒や学生に求人・求職面接会等のイベントへの参加を推進

《団体》

- ・商工会議所、ハローワーク、市との連携による求人求職面接会の開催

連携する枠組み（施策）

《広域》

- ・郊外型住宅団地ライフスタイル研究会に参画する事業者との連携協力
- ・国や兵庫県の雇用関係施策との棲み分け、連携

個別計画、条例、規則等

- ・地域再生計画、第2次中小企業振興のためのアクションプラン

4 枠組みを超えて取り組む三木づくり（分野横断施策）

柱	(2) 地域の思いを形にするプロジェクト
枠組み(施策)	①地域の思いを形にするプロジェクト

将来のあるべき姿

○それぞれの地域の課題が、市民協働のもと、少しずつ解決に向かっており、地域の思いが形になり始めています。

現状と課題

○それぞれの地域で課題や思いが異なるため、地域ごとに課題解決に向けた手法が違います。

○人口減少、少子高齢化が進む時代において、行政だけですべての地域の課題を解決することが困難になっています。

○市民ニーズが多様化、高度化、複雑化するなかで、財政状況は今後ますます厳しくなることが予想されます。

指標・目標値

指 標	実績	現状	目標	
	(2012)	(2018・8)	(2024)	(2029)
三木市は住みやすいと思う人*1	—	56.6%	58.0%	60.0%
三木市に愛着を持っている人*1	—	71.4%	75.0%	80.0%
三木市に住み続けたいと思っている人*1	—	74.6%	76.0%	78.0%

*1「市民アンケート」結果

＜“チーム三木”の取組＞

市役所が進めること

●市民協働による施策の推進

- 地域の思いを市民や民間事業者との協働により実現するため、それぞれの地区の公民館職員（地域まちづくり担当）が主体となり地域の方と課題を検討し、施策を進めます。
- 人口減少、少子高齢化における限られた人的資源を新たな技術とつなげることで、より、多様化、高度化、複雑化する市民ニーズに対応していきます。

市民に進めていただくこと

- 地域の担い手としての協働
- 市民協議会への参加と協力
- アイデアや出来ることなどを提案

企業・団体等に進めていただくこと

《企業》

- 地域の課題解決への協力
- 行政との協働

連携する枠組み（施策）

《広域》

- 先進事例の横展開

資 料

●まちの概況

●アンケートの概要

- ・ 市民アンケート
- ・ 市民と職員との意識差

●諮問・答申、規則

●策定経過

： 所管部署主体・市民参画の計画づくりを行う仕組み形成のプロセス

- ・ 議会説明、審議会開催、庁内会議（総合計画策定委員会、幹事会、作業部会
- ・ 市民等（アンケート、市政懇談会、若者ミーティング、三木みらい会議、総合計画素案概要説明会、パブリックコメント等）
- ・ 職員アンケートの実施等

●委員名簿

用語解説

1	コミュニティ	特定目的のため、自らの参加を促す機能的集団である。広くには、自治会や町内会などの地域のつながりを持つ共同体なども指す。
2	サイバー犯罪	コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪。他人の ID やパスワードの悪用、金融機関などのオンライン端末の不正操作、ホームページデータの無断書き換え、インターネット上の電子掲示板を利用した違法な物品の販売など。
3	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。
4	L G B T (エルジイビーティ)	性的指向及び性自認に関する呼称。L：女性の同性愛者(Lesbian：レズビアン)、G：男性の同性愛者(Gay：ゲイ)、B：両性愛者(Bisexual：バイセクシャル)、T：こころの性とからだの性との不一致(Transgender：トランスジェンダー)を指す。
5	I C T (アイシーティ)	「Information and Communication Technology」の略で、IT(情報技術)に、情報通信を表す Communication (コミュニケーション)を加えたもの。
6	A I (エーアイ)	「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のこと。
7	R P A (アールピーエー)	「Robotic Process Automation」ルールエンジンを備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。特に、ホワイトカラーの業務を補完・代行する仕組み。
8	リーマンショック	2008(平成20)年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事について、世界的金融危機(世界同時不況)の大きな引き金となったことに照らして呼ぶ表現。リーマン・クライシス、リーマン不況ともいい、それに続く金融危機や不況なども含めて意味する表現。
9	G D P (ジーディピー)	国内総生産「Gross Domestic Product」の略で、一定期間に国内で生産された財貨・サービスの付加価値の総額。
10	T P P (ティピーピー)	「Trans-Pacific Partnership」の略で、環太平洋パートナーシップと訳される。太平洋周辺の国々の間で、ヒト、モノ、サービス、カネの移動の自由化に向けた国際協定。
11	S D G s (エスディジーズ)	「Sustainable Development Goals」の略で、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された2030(令和12)年までの長期的な開発の指針。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標。
12	コミュニケーション	人と人がお互いの考えや気持ちなどの情報を伝えあい、理解し合うこと。意思疎通。
13	スマートインターチェンジ	E T C 技術を活用した自動料金収受方式により、料金所の無人化、分散化を可能としたインターチェンジ。インターチェンジの建設費・管理費のコストが縮減され、追加インターチェンジ等の整備が容易となりインターチェンジ周辺の地域活性化に貢献。
14	I W C (アイダブリュシー)	「International Wine Challenge」の略称で、イギリスで開催されるワインコンペで、2007年からは日本酒部門が設けられている。

15	I・Jターン（アイジェイターン）	大都市の居住者が地方に移住する動きの総称。Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。
16	グローバル社会	政治・経済・文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる社会のこと。
17	インバウンド	海外から日本を訪れる旅行のこと。または、外国人旅行者を誘致すること。
18	シティプロモーション	地域の魅力を創り出し、それを内外に発信して都市のブランド力を高めるとともに、元気で活力のあるまちづくりにつなげる活動の総称。
19	U I J ターン（ユーアイジェイターン）	大都市の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。
20	S N S（エス エヌ エス）	「Social Networking Service」の略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。個人間のコミュニケーションにある。
21	ライフデザイン教育	人生計画である結婚や子育て、住居、老後の暮らしなどについての計画の立て方等についての教育。
22	E n j o y（エンジョイ）	楽しむ。三木市では、小さな生命を大切に育てるために、また妊婦自身が健康であるために、マタニティ教室として「Enjoy クッキング」・「Enjoy リラクゼーション」を開催。
23	希望園待機児童数	希望する園に入園するために待機している児童数。
24	グローバル教育	従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる社会で生きる力を育成する教育。
25	ユニバーサル	全てのモノに共通し、普遍的なさま。
26	ユニバーサルデザイン	あらゆる環境において、年齢、性別、身体状況等を問わず、すべての人が利用することができる製品、施設、情報のデザイン。
27	インターネット	複数のコンピューターネットワークを相互接続したグローバルな情報通信網のこと。
28	スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名のこと。
29	スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境の問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
30	不登校出現率	病気等を除き、様々な要因により30日以上欠席している児童生徒を「不登校児童生徒」とし、全児童（生徒）における不登校児童（生徒）の割合のこと。
31	オープンスクール	「聞かれた学校づくり」の一環として、授業をはじめ、給食や掃除、部活動など、学校の教育活動のありのままの姿を、保護者や地域の人々に公開すること。
32	ライフステージ	幼少期、青年期、壮年期など、生涯における各段階。
33	レファレンスサービス	利用者の問合せに、図書館の資料を用いて答えを出す手助けをするサービス（調査・相談業務）。
34	N P O（エヌ ピー オー）	「Nonprofit Organization」の略で、市民が主体となって、社会的活動を行っている民間の非営利団体をいう。
35	フレイル	年齢とともに、体や心の機能（働き）が低下し、要介護に陥る危険性が高まっている「虚弱な状態」のこと。

36	V P D (ブイ ピー ディー)	Vaccine (ワクチン) Preventable (防げる) Diseases (病気) の略。世界中に数多くある感染症の中で、ワクチンで防げる病気 (VPD) はわずかである。
37	常備・非常備消防	「常備消防」とは、消防士が日頃職務に当たっている消防本部、消防署の組織のことを指し、「非常備消防」とは、消防団員のことを指す。
38	有害サイト	暴力や性行為の描写、誹謗(ひぼう)中傷やいじめ、犯罪行為の請負・仲介などの映像・音声・文字情報をインターネット上で開示するホームページ。
39	I T (アイティ)	「Information Technology」の略で、情報技術のこと。
40	バリアフリー	高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。
41	D V (ドメスティック バイオレンス)	「Domestic Violence」の略で、夫婦や恋人などの親密な間柄にある男女間での、様々な暴力行為のこと。殴る、蹴るといった肉体的暴力のみならず、精神的、性的、社会的、経済的、言葉による暴力等がある。
42	インフラ	「インフラストラクチャー」の略で、生産や生活の基盤を形成する基礎的な構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。
43	C O ₂	動物の呼吸や化石燃料等の燃焼によって容易に生じる地球上で最も代表的な炭素の酸化物。二酸化炭素の温室効果は、メタンやフロン類に比べ小さいものの、排出量が莫大であることから地球温暖化の最大の原因とされる。
44	L E D (エル イー ディー)	L E D (発光ダイオード) は、電流を流すと光る半導体の一種である。さまざまな光色の実現と、発光効率向上、低価格化が進んでいる。L E D は白熱灯や蛍光灯に比べ、長寿命、視認性が良好で、屋内外問わず使用でき、小電力でも点灯可能である。
45	ビオトープ	動物や植物が恒常的に生息できるように造成または復元された小規模な生息空間のこと。
46	温室効果ガス	赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。主なものとして二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、オゾン、フロンなどがある。
47	エコライフ	日常生活の中で自然や環境に影響を及ぼしている行動を認識し、できるところから少しずつ、環境にやさしい生活を実施していくこと。
48	エコバッグ	スーパーマーケットやコンビニエンスストアでレジ袋を使わずに済むよう持参する買い物袋のこと。
49	低炭素化社会	二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会のこと。
50	I S O14001 (アイエスオー14001)	国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。目標を設定しPDCA (Plan (計画), Do (実行), Check (検証), Action (改善) の頭文字) サイクルを用いて組織活動による環境影響を継続的に改善する。
51	エコアクション21	広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

52	アイドリングストップ	信号待ちや荷物の上げ下ろしなど駐停車時に、自動車のエンジンを停止させておくこと。エネルギー消費量の削減や、それに伴う大気汚染物質、地球温暖化物質の排出抑制につながるとされている。
53	リサイクル	紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用することをいう。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリカバリー（熱回収）などがある。
54	ゼロエミッション	製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり、他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会における産業活動のモデルとして取組が広がりつつある。
55	3 R （3 アール）	Reduce（リデュース：排出量抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）という英語の頭文字からとった行動目標を表す標語。
56	フードドライブ	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々に フードバンク などを通じて寄付する活動
57	グリーン購入	環境負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。企業や官公庁による購入・発注はグリーン調達とも言う。グリーン購入法（通称）で、地方公共団体に努力義務、事業者・国民に一般的な責務があるとされている。
58	モビリティ・マネジメント	個人、組織、地域の移動（モビリティ）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用することなど）に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策や取組のこと。
59	ライフライン	水道や電気、ガス、電話など、日常生活に不可欠な管や線で結ばれたシステムの総称。
60	空き家バンク	市内の空き家を「売りたい・何とかしたい」人から物件情報を集め、「買いたい・借りたい・活用したい」人へ情報提供するための制度。
61	ニューツーリズム	ニューツーリズムとは、従来型の観光旅行ではなく、テーマ性の強い体験型の新しいタイプの旅行とその旅行システム全般を指す。テーマとしては産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなど。旅行者の出発地で商品化される発地型商品と異なり、地域が主体となって旅行商品化を図ることから地域活性化につながるものと期待されている。
62	レガシー	遺産。先人の遺物。
63	オリンピックホストタウン	2020 年の東京オリンピック開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るために登録された地方公共団体。
64	テロワール	ワインの味わいの決め手になる、ぶどう畑のある土地の性質。一般に、ぶどう畑の土壌、地勢、気候、人的要因などにより総合的に形成されるもの。
65	コンテンツ	情報の内容。放送やネットワークで提供される動画・音声・テキストなどの情報の内容をいう。
66	シティーセールス	まちの魅力などを外部に効果的にアピールすることで、さまざまな価値（人や情報など）や投資をまちに取り込んでいく活動。

67	ツイッター	140 文字以内の「ツイート」と称する短文を投稿できる情報サービスで、Twitter 社により提供されている。
68	Y o u T u b e (ユーチューブ)	Google 社が運営する世界最大の動画共有サービス。利用者が手元の動画データを投稿すると、Web ブラウザなどで再生できる形式に変換され、他の利用者が閲覧できるように Web サイト上で公開される。
69	F a c e b o o k (フェイスブック)	代表的な SNS のひとつ。誰でも無料で使うことができるが、会員になるには個人情報の登録が必要となる。画像や動画、メッセージの交換などを通じて、知人や同じ趣味を持つ人などと様々なコミュニケーションを図ることが可能。
70	かじやツーリズム	金物企業の工場見学をメインに、ゴルフや観光スポットを組み込んでツアーを行う事業。
71	ワンストップ	「ワンストップ行政サービス」のこと。住民票、印鑑証明書の交付や年金、福祉関係など、複数箇所にまたがって提供されている関連手続きの窓口を、電子化により 1 か所に集約させるサービスのこと
72	フィールドミュージアム	日本各地で「フィールドミュージアム」という名称の施設ないし事業が数多くみられるようになったが、その内容には統一された基準などはない。フィールドミュージアムは和製英語である。フィールド(field)という語には「現場」や「現地」といった意味があり、この場合ミュージアム(museum)は「博物館」であるから、おおまかには「現場での活動を中心とした博物館活動」と捉えることができる。
73	バスロケーションシステム	無線通信や GPS (グローバルポジショニングシステム: 位置情報提供システム) などを利用し、バスの位置情報を収集することで、バスの定時運行の調整等に役立てるシステムのこと。また、利用者向けのサービスとして、バスの到着予定時刻情報をバス停やインターネットサイトで提供することで、利用者の利便性を向上することができる。
74	エリアマネジメント	一定のエリアを対象に、地域の多くの住民・事業主・地権者等が関わり合いながら、一体となって、地域に関する様々な活動を総合的に進めるもの。開発だけではなく、その後の維持管理・運営(マネジメント)を担っていくことが重要となっている。
75	アドプト制度	「アドプト(Adopt)」とは英語で「養子縁組をする」という意味。行政と市民が 2 人 3 脚で行うまちづくりの制度の 1 つ。行政と市民が協定を結び、行政が整備した公共施設を市民がボランティアで管理する。
76	将来負担比率	実質的な市の借金の総額や将来支払っていく可能性のある負担額が、年間の収入額の何%に当たるかを示す指標(数値が大きいくほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを示す指標)
77	経常収支比率	地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数で、財政構造の硬直度を示すものさしとされている指標
78	ビッグデータ	利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ。携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS (全地球測位システム) から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。
79	自治体クラウド	クラウドコンピューティング*の技術を電子自治体の基盤構築に活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上を図るもの。堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保

		全し、災害・事故発生時の業務継続を確保することができる。 ※クラウドコンピューティングとは、ユーザ（各市町村）が独自にサーバ、ソフトウェア及びデータを保有・管理せずに、ネットワーク経由（行政は、専用回線やL G W A N）で必要な情報システムを利用する形態を指す。
80	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービス。子育てに関する行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする。
81	マイキープラットフォーム	マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤。
82	プッシュ型通知	クライアントサーバ型のシステムやサービスで、クライアントから問い合わせなどを受けなくてもサーバ側から能動的に情報を通知することができる仕組み。特に、スマートフォンなど携帯端末に対して、加入・利用しているサービスなどの運営側から情報を通知すること。
83	ユニバーサル社会	年齢や性別、文化の違いに関わりなく、誰もが安心してくらせる社会。
84	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間に左右されない柔軟な働き方のこと。
85	サテライトオフィス	本拠となる主たる執務空間とは別に、出先機関として整備された執務空間のこと。
86	コワーキングスペース	様々な業種、年齢の人々が集まり、仕事をしたり、ノウハウやアイデアを共有し、協働する場所のこと。